九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

史料と人物 III（中津歴史民俗資料館分館医家史料館資料叢書 10）

Michel, Wolfgang

Yoshida, Yoichi

Oshima, Akihide

https://hdl.handle.net/2324/19496

出版情報：2011-03. Board of Education, City of Nakatsu
バージョン：
権利関係：

中津市歴史民俗資料館　分館　医家史料館叢書X

史料と人物 III

ミヒェル・ヴォルフガング、吉田洋一、大島明秀　共編

中津市教育委員会、平成二三年三月

中津市歴史民俗資料館　分館　医家史料館叢書X

史料と人物　Ⅲ

ミヒェル・ヴォルフガング、吉田洋一、大島明秀　共編

中津市教育委員会、平成二三年三月

編者前書き

昨年度の叢書では、大江家および耶馬渓の屋形家を中心とする人物の紹介を行いましたが、本年度は村上家、大江家ならびに辛島家という三つの医家とその史料を取り上げることにしました。

ミヒェルは、初期紅毛流外科における免許状を総合的再検討し、中津市歴史民俗資料館に寄贈された阿蘭陀流外科修業証書の位置づけとその背景について論じました。

大島は、叢書第八巻で村上玄水が天地の構造についてまとめた「天地分體論」を紹介しましたが、今回はその草稿に着目し、解読と内容分析を行いました。

吉田は、江戸後期（主に文政年間）における中津藩と同藩医との交流を検証する上で、今後有益となる可能性を秘めている史料を翻刻し、解説を付しました。

細田は、屋形家の種痘活動を紹介した昨年度の流れを踏まえて、中津藩の種痘を先導した辛島正庵（五代）の養子長徳が入手した、多彩な挿図で構成されている池田家流「痘瘡唇舌鑑図」を紹介しました。

村上家、大江家、屋形家、田渕家をはじめとする各医家の史料整理に従事する中で、蘭方・漢方にとどまらない、中津における学術や医療の全貌が浮き彫りになりつつあります。

平成二三年　春

編　者　一　同

目次

編者前書き
凡例

平田長太夫の阿蘭陀流外科修業証書とその背景について
ミヒェル・ヴォルフガング …… 1

村上玄水著「天地分體論」草稿について
大島明秀 …… 39

文政年間における大江家周辺の事績
吉田洋一 …… 52

中津の辛島医家に伝えた池田流「痘瘡唇舌鑑図」
細田富多 …… 88

English Abstracts …… 107

索引 …… 111

【凡例】

一、底本は村上医家史料館蔵「人身連骨眞形図」、「天地分體論（草稿）」（史料番号　二部、四八）、及び大江医家史料館蔵「文政八～十年備忘録」（史料番号　鷹匠町大江家史料二〇・一）、「痘瘡唇舌鑑図」を使用した。

一、原文の欠字・改行・平出・削除線その他体裁は総じて底本の表記を反映するように記した。

一、異体字・略字などは通用する字句に改めた。

一、各史料の原文において、見せケチや削除線は二重線で、修正前の文字が判読できないほど塗りつぶしている箇所は■、批点の類は傍点で、虫損・破損等で判読不能な箇所は□または［　　］にて示した。

一、「天地分體論（草稿）」の原文で、罫の外側にある付記は「欄外」として示し、明らかに文章が繋がっている場合は本文として記した。

一、「痘瘡唇舌鑑図」の欠落している部分は、京都大学富士川文庫所蔵の「池田痘書　舌鑑　舌」（史料番号　マ・五五）によって補足し、該当箇所には傍線を付した。

平田長太夫の阿蘭陀流外科修業証書とその背景について

ミヒェル・ヴォルフガング

はじめに

一七世紀後半に出島蘭館医が日本人弟子に授与した外科免許状は、初期紅毛流外科の医学的・社会的受容を示す重要な史料である。本論文においては、その修業証書の普及及び特徴を分析し、深水通氏から中津市歴史民俗資料館に寄贈された新しい史料を紹介することにする。

一、出島商館における医術修行のはじまり

紅毛人の外科学と日本人との出会いは平戸オランダ商館の時代にまで遡る。オランダ東インド会社の船が停泊している間に船医たちが上陸し、ときおり日本人の患者も診察していた[1]。商館が長崎に移ってからは外科医が出島に常駐し、商館長の江戸参府にも同行するようになる。そのため医学交流の条件も向上し、商館医に対する日本側からの問い合わせや医薬品の注文などが徐々に商館長日誌に見られるようになった。一六五〇年に特使フリジウス（Andries Frisius）と共に江戸へ赴いたシャムベルゲル（Caspar Schamberger、一六二三～一七〇六）は三〇年戦争で治療経験を積んだ外科医で、彼と、西洋のノウハウを積極的に取り入れようとしていた大目付井上筑後守政重との出会いにより、西洋外科学に対する関心は急激な高まりを見せる。異例の一〇ヶ月間にもわたるシャムベルゲルの江戸滞在中、紅毛流外科の基盤が築かれ、その後、薬品や薬草、種子、書籍や器具類の注文が著しく増えている。出島商館長日誌には日本人による外科医への相談や往診依頼に関する記述が次第に多くなる。シャムベルゲルが日本を離れてまもなく、その後任の外科医たちは長期間にわたって、西洋外科学を習得しようとする日本人の訪問を受けた。手順はいつも同じであった。まず長崎奉行が商館長に要請をする。商館長はそれを了解し、通詞と入門志望者同席の上、外科医に指導を命じる。その最初の例は一六五二年の夏の日誌に見られる。

> 「本日、通詞全員と島の乙名が来て、奉行与兵衛より、我々の外科医が日本人に技術指導をするよう依頼された。これは御奉行様特別のご厚意であり、喜んで承諾した。」[2]

幕府の高官が蘭館医に強い関心を寄せたことも、新しい医術の普及を促進したと思われる。一六五七年一月一四日に長崎奉行黒川与兵衛は、大目付井上の命令で儒医向井元升が何ヶ月もかけて出島で作成した報告書に署名するよう、ツァハリアス・ワーゲナー（Zacharias Wagener、一六一四～一六六八）と外科医ハンス・ハンケ（Hans Hancke）に要請した。

「日曜日、昼食をすませるとしばらくして奉行のもとから、通詞全員と、これまで何度も触れた日本人医師が遣わされ、ヨーロッパ流の治療術に関する2冊の書物について語った。これらの書物は、この医師が大目付筑後殿の命を受け、我々の上位外科医が誠実にまたよい文体で語ったものを、通詞の助けを得て翻訳したものだ。これから奉行の名においてこの書物を江戸へ持参し、大目付に渡す所存であるという。しかしまず外科医が署名し、さらには私自らも署名して、外科医が上述の医師にさまざまな著作を基に教授したことには全く間違いがなく、最高の知識をもって行われたものであることを保証しなければならなかった。私自身は異様でばかげた理由づけだと思い、断りたかったが、逆らう余地はほとんどなく、奉行の要求に従わざるを得なかった。」[3]

これは蘭館の外科医が、その教えがきちんと相手に伝わったことを保証した最初の例となっている。江戸へ持参した書物は同年の大火で焼失したと思われる。ワーゲナーとハンケの名を記した写しを、書写者は不明だが九州大学図書館が所蔵している。[4]

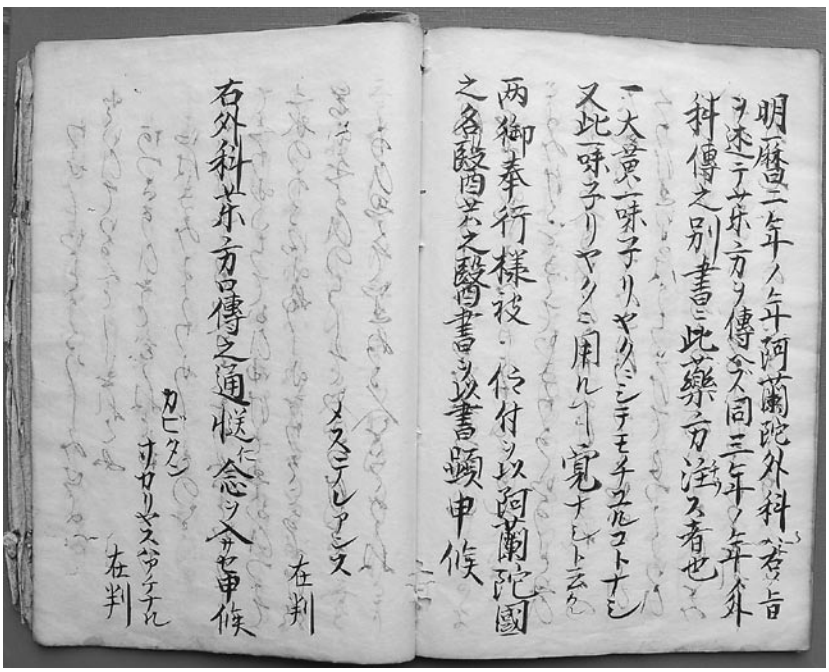

図一　写本「阿蘭陀伝外科類方」に見られる商館長及び商館医の認証
（九州大学附属図書館医学図書館）。

二、修業証書の交付

同じ時期に奉行の依頼で波多野玄洞に対する外科教育が始まった。出島日誌には、代官末次平蔵の叔父だと記されている[5]。玄洞への教育は長期間に及んだ。ワーゲナーが一六五七年秋に日本を離れたとき、後任の商館長ブヘリオン(Joan Bouchelion)は、玄洞が「外科医の部屋へ自由に出入りできる」よう依頼された。ブヘリオンはこれを承諾し外科医には、望まれればいつでも指導するよう命じた[6]。一六五八年七月の日誌には、玄洞はこの五、六ヶ月間、毎日指導を受けている、と書いてある[7]。彼はまもなく江戸へ行くことになっており、オランダ語で、オランダ人外科医に指導を受けたことを証明して欲しい、と要請した。代官への敬意もあり、奉行もこの教育を承知していたので、ブヘリオンは外科医のデ・ラ・トンブ(Steven de la Tombe)に、この証明書を発行するよう命じた[8]。これがオランダ語による最初の免許状だが、残念ながら行方不明になっている。

これ以降二七年にわたって免許状に関する記述が商館日誌に見られる。免許状がどのくらいの頻度で発行されたのかはわからない。数年にわたって何も記されていないこともあるが、これは単に商館長に関心がなかったためだという可能性も否定できない。それでも六〇年代終わりから七〇年代初めにかけて、医術の教育を受けるため多くの医師が長崎へ派遣されている。その中には一〇年もの養成期間を見込んで派遣

表一　史料にみられる修業証書の交付

西　暦	和　暦	取得者	出　　典
1658年　7月10日		波多野玄洞	出島商館長日誌(NA, NFJ 71)
1665年　1月21日	(寛文四年一二月一三日)	嵐山甫庵	免許状(平戸観光資料館所蔵)
1665年	寛文五年三月十一日(添文)	朝枝喜兵衛	岩国藩「御家中系図」、「御取次所日記」
1666年11月・12月	「寛文六年陽月吉祥日」	平田長太夫	全文の写し(深水家旧蔵、中津市歴史民俗資料館蔵)
1667年12月17日		「筑後主君の医師」	出島商館長日誌(NA, NFJ 81)
1668年　1月21日	寛文七年一二月六日	瀬尾昌琢	免許状(京都大学所蔵)
1668年　2月28日		西吉兵衛(玄甫)	免許状(写真、古賀十二郎『西洋医術伝来史』、六九頁に掲載。現物の所在は不明)
1668年10月	「寛文八年九月吉祥日」	太田黒玄淡	免許状(溝上家所蔵、杉立義一旧蔵)
1673年12月17日		「筑後主君の医師」	出島商館長日誌(NA, NFJ 87)
1674年　2月16日		「筑後主君の医師」	出島商館長日誌(NA, NFJ 87)
1675年　2月10日	「延宝三年乙卯正月十六日」	江藤幸庵	一部の写し(江藤家所蔵)
1685年10月18日	貞享二年九月二一日(通詞証明：貞享三年八月二十九日)	原三信	免許状(原三信家所蔵)

されてきた、老中稲葉正則に仕えた医師の一二歳になる息子もいた[9]。現在知られている免許状が、たいていこの時期に発行されているのも偶然ではない。最後の免許状が一六八五年に黒田藩の原三信に交付されているが[10]、それ以降は紅毛流外科が十分に確立され、このような外国人による証明書は不要になったようだ。史料により裏付けられている修業証書交付の詳細は表一の通りである。

三、商館長の厳しい評価

歴代の商館長は出島における外科教育と弟子たちが受け取る免許についてあまり評価していない。一六七四年二月一六日の日誌でカンプハイス（Johannes Camphuijs、一六三四～一六九五）が酷評している。

「奉行は外科学の教育を受けさせるよう、またも医師を送ってきた。ロバに博士号を与えるため、外科医には大急ぎで仕事をさせる。通詞によると、この医師は筑後守に仕える医師であり、先だって外科学の教育を終了し立派な免許を受け取った別の弟子と同じように、そのようなオランダ語の免許状を取得させるため、奉行が取り計らったということだ。」[11]

日本人が非常に急いでいた様子は他の商館日誌にもときおり見られる。商館長ハパルト（Gabriel Happart）は一六五四年に次のように書いている。

「夕刻外科医が皇帝の医師長宗悦殿の屋敷に招かれて色々の病気とその治療法及び薬について尋ねられた後、丁重な酒食のもてなしを受けた。この異教徒らは医師と少時の談話で予習も記録もせず、ヨーロッパの医術を学ぼうと考えるらしい。」[12]

このような疑問は根拠がないわけではない。例えばドイツ・ライプチヒ外科医組合規定（一六二七年一一月二七日）での外科試験項目が示すように、ヨーロッパでは若い外科医は学ばなくてはならないことが多かった。

「Vom Haupt　頭について
Von der Hirnschal　頭蓋について
Von der Dura und Pia Mater　脳硬膜と脳軟膜について
Von Halß und Brust　首、胸について
Von Bauch= undt Weit= Wunden　腹の傷と内臓が射抜かれた傷について
Von Achßell undt Hüfften　肩と腰について
Von Arm und Bein　腕と足について
Von verrenckten und　手足の脱臼と捻挫につ

verstauchten Gliedern　いて
Von zerbrochen gliedern　手足の骨折について
Vonn Geschoßenen Gliedern.　手足の射創について
Von Geschnittenen Gliedern.　手足の切り傷について
Von verwundten glenckenn　関節の負傷について
Vonn offenen erzunten　口が開いたり、炎症を
undt geschwollenen Schäden　起こしたり、腫れた傷
　について
Von Tödtlichen Wunden　致死の傷について
Von Bluttstellung, wundt　止血、飲み薬、粉によ
tränckleín undt Pulver　る血止について
leschungen
Von Aderlaßen　瀉血について
Von Sÿmptomen und Zufallen　症状と発作について
Von allerley gefehrlichen　危険な損傷について
gebrechen und Schäden
Von Kraffts[,] Wirckung　膏薬の効力と作用、性
und Eigenschafft der Pflaster　質について
Von Praeparierung undt　膏薬の準備と調合につ
Zurichtung der Pflaster　いて
Von Auff= und Zurichtung　仕事場の建設とその設
der Werckstätte」[13]　備について

ライプチヒでは外科医の弟子の基礎教育は三年間かかっている。試験に合格した者は従弟期間修了証を交付してもらい修行の旅に出る。それでも数年後帰ってきた若い外科医たちの多くは親方（Meister）に昇進するための受験は許可されなかった。親方の息子でないと相当の実力がなければ、出世の機会は与えられなかった[14]。また、オランダ東インド会社の外科医採用試験の準備のためにヘルスが刊行した『外科学試験』（Cornelis Herls: Examen der Chyrurgie, 1645, 1663, 1723）にも約二三五ページに及ぶ解剖学をはじめとした、病気や治療方法に関する数々の項目が示され、一七世紀後半の外科医に対する要求の幅広さを物語っている[15]。

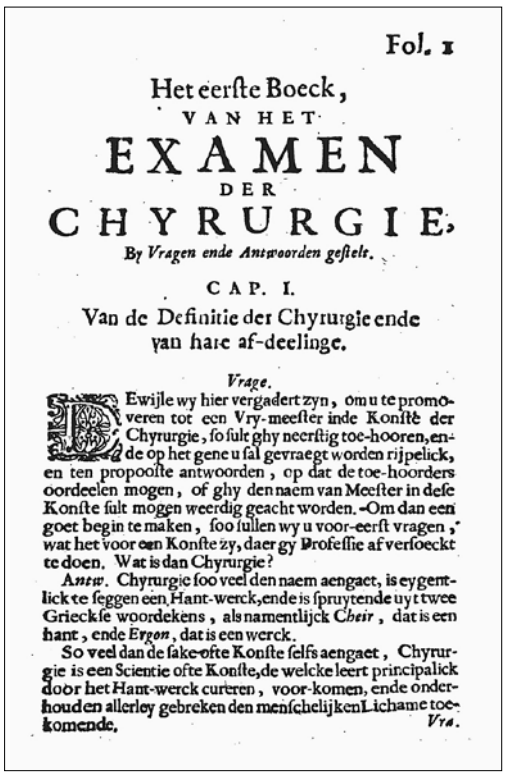
Fol. 1

Het eerſte Boeck,
VAN HET
EXAMEN
DER
CHYRURGIE,
By Vragen ende Antwoorden geſtelt.

CAP. I.
Van de Definitie der Chyrurgie ende
van haer af-deelinge.

Vrage.

Ewijle wy hier vergadert zyn, om u te promoveren tot een Vry-meeſter inde Konſtè der Chyrurgie, ſo ſult ghy neerſtig toe-hooren, ende op het gene u ſal gevraegt worden rijpelick, en ten propooſte antwoorden, op dat de toe-hoorders oordeelen mogen, of ghy den naem van Meeſter in deſe Konſte ſult mogen weerdig geacht worden. -Om dan een goet begin te maken, ſoo ſullen wy u voor-eerſt vragen, wat het voor een Konſte zy, daer gy Profeſſie af verſoeckt te doen. Wat is dan Chyrurgie?

Antw. Chyrurgie ſoo veel den naem aengaet, is eygentlick te ſeggen een Hant-werck, ende is ſpruytende uyt twee Grieckſe woordekens, als namentlijck *Cheir*, dat is een hant, ende *Ergon*, dat is een werck.

So veel dan de ſake-ofte Konſte ſelfs aengaet, Chyrurgie is een Scientie ofte Konſte, de welcke leert principalick door het Hant-werck cureren, voor-komen, ende onderhouden allerley gebreken den menſchelijcken Lichame toe-komende.

Vra.

図二　コルネリス・ヘルス著『外科学試験』より[16]

日本ではヨーロッパ人外科医と弟子との間に言葉の壁もあった。長崎の儒医向井元升が五〇年代に大目付井上筑後守政重の命により出島でさまざまな病気とその治療についての報告書を作成したときには、元升が商館を訪れる度に、阿蘭陀通詞全員が呼ばれたようだ。

「我々はまたも、通詞全員で、筑後殿のために既述の医師元升に薬品の作り方を説明して忙しかったのである。」[17]

一六九〇年に来日したドイツ人医師エンゲルベルト・ケンペル（Engelbert Kaempfer、一六五一～一七一六）も、通詞の語学力に失望した。彼は、部屋小使い今村源右衛門英生[18]にオランダ語を「文法的に」教えた結果、源右衛門は「これまでの通詞では及ばないほど、オランダ語を書き、上手に話せるようになった」と自負を述べている。[19]

出島での外科授業に費やした期間が短いという批判は当たっているだろう。しかし弟子たちが長期間オランダ商館にいたとしても、どれほどの知識が身についただろうか。例えば、ヨーロッパの外科医にとってすべての基礎だった体液病理学は日本人弟子にどのように説明していたのか。また、東洋医学との接点のない意味不明の用語にあふれる説明を聞いた日本人はそれをどこまで理解できただろうか。[20]一七世紀に広まった紅毛流外科の写本の中に、体液病理学に関しては、一つの短い概観しか見られないのも、決して偶然ではない。[21]

四、嵐山甫庵の修業証書

日本ではどのようなことが教えられていたのか。一六六五年に商館長フロイス（Jacob Gruys）と商館長代理のニコラース・デ・ロイ（Nicolaes de Roij）[22]、外科医ダニエル・ブッシュ（Daniel Busch）が署名し平戸藩の医師嵐山甫庵（一六三三～一六九三[23]）に交付した免許状には貴重な手掛かりが残されている。

甫庵は寛永一〇年筑前から平戸へ移住した商人半田三郎兵衛の次男として生まれた。名は春育、号は委庵、次いで甫庵（甫安）と称した。寛永一四（一六三七）年、松浦鎮信（一六二二～一七〇三）が平戸藩主となったが、寛永一八（一六四一）年に幕府が命じた平戸オランダ商館の長崎への移転は

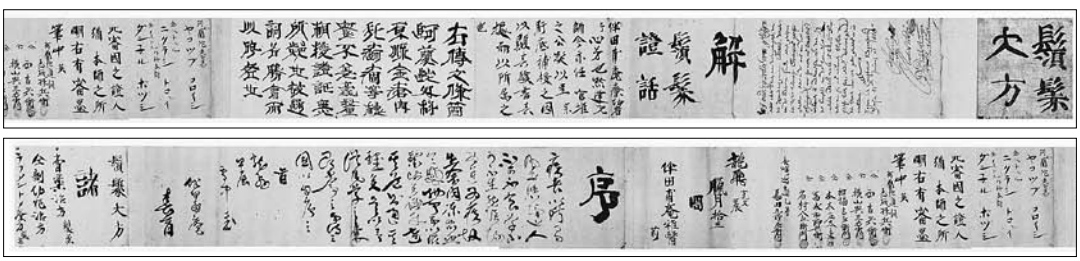

図三　嵐山甫庵の修業証書（平戸市生月町「島の館」蔵）。

地元の経済に強い打撃を与え、東インド会社に対する借金を返済できなくなるほど藩の財政を圧迫してしまった。この厳しい時期に成長期を過ごした甫庵は、商業には将来を託したくなかったためか、何らかの医学教育を受けたのち鎮信公の医師となった。

寛文元（一六六一）年、甫庵は藩主の計らいで長崎奉行黒川与兵衛へ懇請し、オランダ商館において外科術の修行を許可された。出島に出入りするには、様々な規制に従わなければならなかった。寛文元年九月四日付（一六六一年一〇月二六日）の起請文に血判した甫庵は、日本の風俗や土地に関する情報の漏洩、オランダ人との商売、酒宴等々、任務以外のことは一切行わないことを堅く誓約しなければならなかった。

「阿蘭陀人江外科稽古入門之節起請文前書之事

一 對阿蘭陀宗門之［儀］一圓承申間敷事。

一 おらんだに對し、日本之風俗土地之様子、一切咄申間敷事。

一 阿蘭陀外科傳授之通他見他言仕間敷候。併、右之流相殘ため、肥前守弟子を申付習せ候は可爲各別、雖然他方には一切此洩し申間敷候事。

一 阿蘭陀江此方より何ニても音物遣申間敷候、勿論衣類食物其外少之物ニても囉申（もらひ）間敷事。

一 阿蘭陀と少之商賣も仕間敷事。

一 阿蘭陀ニ被頼、何ニても商賣之取次仕間敷候。尤日本人よりも被頼、商賣之取次仕間敷事。

一 對阿蘭陀何ニても隠密の談合密々之筆談一切仕間敷事。

一 稽古の内出島ニて何ニても不作法或は酒宴仕間敷事。

右之條々於相背は　［以下誓詞の文言］

寛文元辛丑年九月四日　判田李庵〔血判〕

大河丞之助殿

和田與右衛門殿」[24]

当時の蘭館医は和文史料に「アルマンスカーツ」として登場している Hermanus Katz（ヘルマヌス・カッツ）だった。日本人医師の養成は商館医の本来の職務ではなかったし、通詞を介した医学・医療の教授は、関係者全員に大きな負担を強いるものだった。一六六二年一一月に離日の準備を進めていたカッツは、一年間の協力に対し平戸藩主から銀三〇枚を贈られた。その後、甫庵の医学修行は新任外科医ダニエル・ブッシュ（Daniel Busch / Bosch）の下で続けられた。「蕃国治方類聚的伝」が伝えている三人目の師匠「ハルム」は、一六六二年から出島で勤務していた下位外科医アブラハム・ファン・ケルペン（Abraham van Kerpen）と思われる。松浦鎮信は翌年の秋に彼にも銀一〇枚を授けた。こうして長期

にわたり商館の外科医に師事していた甫庵は、一六六五年にブッシュからオランダ語の修業証書を受けた[25]。この免許状は現存する最古のものだ。

「Wij ondergeschreven getuijgen
ende attesteren voor de waerheijt, dat
den Japander genaemt Choan, dienaer
van de Heer van Firando, eende geruijmen
tijt bij de hollandse Chirurgijns heeft
geleert, ende in de ars van de
Chirurgie (voor soo veel ons bekent is)
volkomen is onderwesen, so dat hij
de kraghten van de hollandse medica=
menten redelijk wel is bewust,
daer van hij ons volkomen blijken
heeft laten sien, ende dien volgende
den selven voor een goet genees mr [=genees
meester]
verklaren.

Japan ten Comptoire Nangasacki
Desen 21ᵉⁿ Januarij aᵒ 1665
Jacob Gruijs
Nicolaes De Roij
D. Busch Chirurgijn
des Eilandt Decima」

「我ら下記の者共は、平戸侯の臣にして甫庵と名乗る日本人が、久しい間オランダの外科医たちについて勉強し、(我らの知る如く) 完全に外科の医術を教授せられたことを承認し、かつ証明する。これによつて彼はオランダ医薬の効能に精通し、それについて我らに充分の証拠を与えた。よって我らは彼を良外科医と宣言する。

於　日本、長崎商館　　一六六五年一月二一日
ヤーコブ・フロイス
ニコラース・デ・ロイ
出島の外科医D・ブシュ」

オランダ語の文章には、オランダ通詞七名と出島乙名馬田九朗左衛門が署名した「訳文」が付されている。

「**解**
鬚髴
證話
伴田甫庵療功者
予心弟也黙逢先
師今亦任　官堆
之公契以呈余

肝底補授之因
以顯其験書其
據而以所属之
也

右傳之條箇
阿蘭陀外科
原流金瘡内
耗痾痼等秘
蜜不差毫釐
相授證証無
所疑也故通
詞右勝會而
以所者也
阿蘭陀カビタン
ヤコツプ　コロイシ
仝ヘトヽル
ニクラシ　ドロヽイ
仝メストル　外科本師
ダンネル　ボツシ

此審國之證人
猶　本師之所
明右有審墨

筆中矣

阿蘭陀通詞
志筑孫兵衛　〔黒印〕
仝　西吉兵衛　〔黒印〕
仝　横山與三右衛門　〔黒印〕
仝　加福吉左衛門　〔黒印〕
仝　本木庄太夫　〔黒印〕
仝　冨永市郎兵衛　〔黒印〕
仝　名村八左衛門　〔黒印〕
長崎出島乙名
馬田九郎左衛門　〔黒印〕

龍飛　寛文甲辰
臘月拾三
冏[26]
伴田甫庵雅醫
前

序

疾者以時間
風土懸場也人
不可不食学不
可不生然　場
為逆為疾学

生余　肉凍留血
令感物予而以混
緊残矣誠車達
其色則通其
珪矣是以予
従尾学之嚢
尋會之面待三
国以自序之
　　皆
　龍飛
　甲辰
　雪冲　圭
伴田甫庵
　　春育」

さらに指導の内容についての説明も興味深い。

「鬚髪大方

諸

・膏薬治方　製薬
　仝剤効能治方
・ラフメントノ療方　製薬[27]
　仝機効能治方
・ホロカヘシノハ器剤　製薬
仝方効能治方
・ハツハスノ療方　製薬
　仝機効能治方
・シロヘフノ療方　製薬[28]
　仝方効能治方
・煎油秘方　製薬
　仝方効能治方
・テリヤアカノ方　製薬[29]
　仝剤効能治方
・メデリダアテノ方　製薬[30]
　仝方効能治方
・レリエスニリライノ方　製薬
　仝方効能治方
・コンヘクシアメキノ方　製薬[31]
　仝方効能治方
・ヲツフヨムノ方　製薬[32]
　仝方効能治方
・ヘレシヒタールノ方　製薬
　仝方効能治方
・ソヒリマートノ方　製薬[33]
　仝剤効能治方
・ロフトウリウンノ方　製薬[34]
　仝方効能治方
・アヽクワヒイテリヨーリノ　煎方[35]

・フランタビニー

煎方[36]

器用

・テストレル　圖形[37]
・藥草為水作療
　仝方効能治方
・テストルメント
　不可以器物
・アナトメーヤ　傳授[38]
　木草原始
・ブツバンブー
　各傳授
　無繇定
・阿蘭陀式効能治方
　仝諸藥製療方
　仝藥種代理方
・望問瘡種知可否事
　仝症始用藥清療事
　仝症内托療方事
　仝症肺癰腸癰内托事
　仝症真針傳授事
　仝症經絡傳授事
・動經絡放悪血秘傳事
・打間折傷連骨之事
・眼耳鼻歯咽喉治方事
・手足背筋宿引事
・癭瘤余肉血疾治方事
・金瘡療治用藥清療事
　仝症明可否事
　仝症血流連清療事
　仝症血落圓胴堕事
　仝症生悪宕内托事
・身骨鉄玉抜放事
・審國寶種述和名知事
　仝同土病名化倭詞事
・生類山海見季製藥事
・随季知草邑傳授事

的」

主として次のような内容である。

膏藥の製造法と効能、使用法。シロップの製造法。テリアクの処方。藥草の利用法。藥草からの藥油蒸溜。オランダ製藥品の性質と利用法。腫物、打撲傷、骨折、負傷及び目や鼻、耳、歯、喉の治療法。瀉血。弾丸の取り出し方。オランダの専門用語の日本語訳。動植物の医学的利用法。解剖学。

一見したところでは、ヨーロッパにおける外科医養成とはさほどの違いは見受けられないが、オランダ語による免許状の原文と阿蘭陀通詞が付けた和訳・解説文が一致していない。商館医ブッシュは、甫庵はオランダ医薬の効能に精通しているとしか書いていないし、また、「我らの知る如く」という言い回しもブッシュのいくらか消極的な姿勢を示唆している。いずれにせよ、上記の免状は商館医が教授した医術の内容について、最も詳細に述べたものである。

五、岩国藩医朝枝喜兵衛の修業証書

嵐山甫庵が上記の免状を受けた二ヶ月後、岩国の医師朝枝喜兵衛は、出島での医学修行を終了し同様な証書を与えられた[39]。原本は存在していないが、和文史料から、当時の状況をある程度で窺うことができる。岩国藩「御家中系図」にその経歴が記されている。

「慶安元年正月廿七日、廣正公御意ヲ以テ、廣嘉公御部屋加番被仰付、二月朔日萩ェ罷越御奉公仕候。正應三年三月廿八日、廣正公御意ニテ、御扶持切米定ノ御陸役被仰付、一人扶持三石二斗被下置。廣嘉公御意ニ、上役下役ノ差別無之可被召仕間、其旨想得候様ニ仰ヲ被リ、其後御側役被仰付、江戸萩御供、御使等往返数度相勤候。萬治三年五月、年来御懇望之外科金瘡医療稽古被仰付、同七月十二日皓台寺月舟和尚実方之兄同道ニテ長崎エ罷越、其節御奉行甲斐庄喜右エ門殿、黒川與兵衛殿エ、月舟和尚ヲ以テ、紅毛人ノ外科稽古仕ラセ度由被仰入ラレ候處、江戸表御伺ニ相成、御免ニテ、御奉行ヨリ紅毛人カヒタンニ被仰付ラレ、カヒタンヨリ外科メステルタニイルニ申聞ノ上、御奉行ェ誓約仕、出島ェ日々に通ひ稽古仕」[40]

藩士朝枝半兵衛景近の四男として周防国玖珂郡岩国城下に生まれた喜兵衛は、若い頃から後に第三代領主となった吉川広嘉（広純）の部屋加番（かばん）を務めた。万治三（一六六〇）年、生来病弱であった広嘉の健康状態に悪化の兆候が出始めた。以前から外科金瘡医療を志していた喜兵衛は藩命により長崎に下向した。明暦二（一六五六）年に幕命により皓台寺の第三代住職となった月舟宗林（げっしゅうそうりん）は喜兵衛の実兄であった。彼の力添えで、奉行が商館長にその願いを伝え、了承を得た。奉行に誓約書を提出した上で、喜兵衛は日常的にオランダ商館に通い、外科医「タニイル」(Daniel Busch) に医術を学んだ。

修行は寛文元（一六六一）年九月に一旦打ち切られた。喜兵衛は帰藩し、一一月広嘉に随行して京に上った。寛文三（一六六三）年二月岩国へ帰った。八月二八日、広嘉は父の隠居により家督を継いで第三代領主となり、九月一一日に喜兵衛は再び長崎へ赴いた。今回も何らかの策が必要だった。

『御取次所日記』の寛文三年九月一一日条に次の記述がある。

「朝枝喜兵衛長崎エ外科樓古ニ今朝御下シ被成候。喜兵衛エ銀子二枚被遣候。長崎之高木作右衛門エ、朝枝喜兵衛御下シ被成候付テ、御頼可被成御状被遣候。皓台寺エモ、御状被遣候」[41]

今回の修行は寛文五年春まで続いていた。岩国藩「御家中系図」は次のように述べている。

「寛文五年三月十一日、カヒタン、ヘトル、メステルタニイル三人ノ免状ヲ得、猶其節通事名村八右衛門［＝八左衛門］、志筑孫兵衛、西吉兵衛、横山与三右衛門、富永市郎兵衛、加福吉左衛門［＝吉兵衛］、本木庄太夫、出島長高田九郎左衛門等ヨリノ判物受取、皆傳之上、油薬数品取帰、所持仕、其砌唐物ナト差上候ニ因テ、頂戴之御書等今ニ所持仕候。其後、追々療用仕候處、外傳ハ差留ラレ候得共、一人ニテハ療治不相成候事モ有之ニ付、門人ノ儀御願申上候テ、寛文九年八月廿三日、山田三郎左衛門、今田半右衛門、香川忠右衛門三人ヨリノ奉書ニテ、熊谷吉十郎、芦原長若、伊加田九郎弟子ニ被仰付候。

広嘉公新規家筋御取立ニテ、寛文十一年二月十四日二人扶持四石被下置、延宝二年十月廿九日御扶持切米下地ニ直、高二十石に被仰付候。近年法体之儀御願申上候處、延宝四年五月廿日、願之通被差免、御伽衆ニ仰付候」[42]

当時の商館長は上述の Jacob Gruijs である。ポルトガル語「ヘトル」(feitor) はオランダ商館長代理の意味で、下位商人 Nicolaes Roij のことを指している。寛文五年三月一一

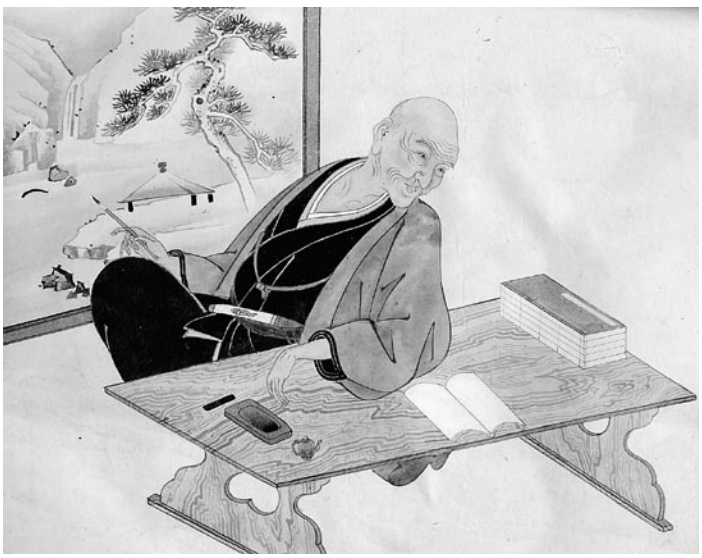

図四　辛島正庵玄快（一六七八～一七六九）
（中津市辛島家蔵）。

日は西暦の一六六五年四月二六日にあたる。商館長らは、すでに三月三日から江戸へ旅立っており、これは通詞による添文の日付である。

昭和四年に大阪で開催された開国文化史料大観の資料目録に、喜兵衛の子孫と思われる朝枝静峰が出品した次の二点があった。

「紅毛瘡科集　蘭芳外科書巻末に当時の蘭医教授三氏が自署の医学得業状あり（寛文四朝枝喜兵衛長崎にて遊学の上れを受く）

紅毛伝心集、寛文五年長崎にて蘭医ダニエルより授けられたる外科医術筆字せるもの」[43]

残念ながら、現物の行方は不明である。

寛文五年、修行証書及び貴重な油薬を持ち帰った喜兵衛は、岩国に戻り、その後剃髪して以朴と号して医業を営んだ。貞享三（一六八六）年七月二六日七一歳で死去した。出島商館日誌に関連の記述は見当たらず、現物も失われたが、彼は商館医の免状を受けたに違いない。

六、平田長太夫の修業証書

中津市歴史民俗資料館に寄贈された免許は、享保二（一七一七）年に作成された写しだが、阿蘭陀通詞の和文認証と共に外科医のオランダ語原文も模写されたので、原本の形式は確認できる。一六六六年一一月にその証書を与えられた平田長太夫の背景は不明である。

免許の写しは中津藩医辛島家初代の辛島正庵のために作成された。辛島家の簡単な系図及び中津藩の「御家中先祖書抜書」や「嘉永三年改」があるが、初代正庵の生涯に関するもっとも重要な情報源は肖像画と儒学者藤田順則による経歴を記した掛軸である。その要点はすでに川嶌眞人が報告したが[44]、原文は下記のとおりである。

「本州宇佐郡辛嶋村有故家自先
世氏其地名本姓
漆嶋爲宇佐四姓之一正庵先生其
後也先生諱玄快
字市佐衛門及祖了誓以専服ばい
賈來居于中津元禄
十二年巳卯先生方二十一歳於是
師小笠原侯醫官
平田道巴從此業醫術變其俗貌且
改姓名曰岡部

図五　平田長太夫の修業証書[45]。

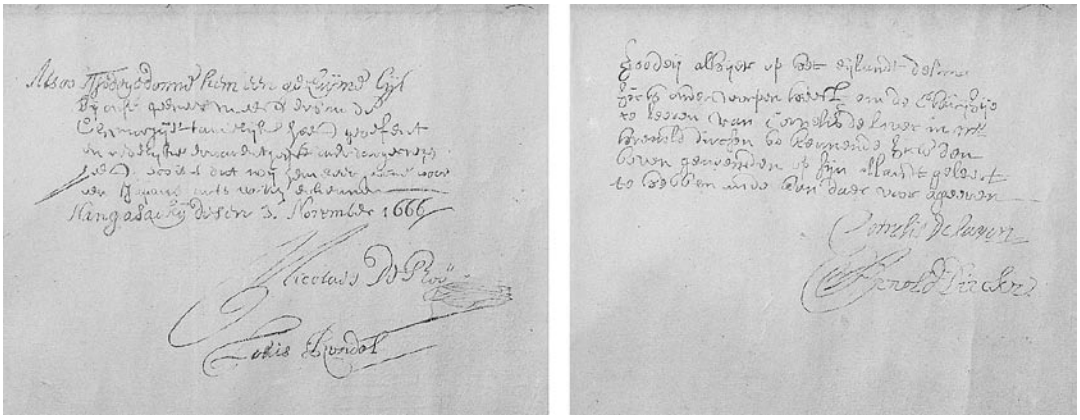

図六　平田長太夫の修業証書（蘭文）。

道意蓋依母家姓氏也元禄十四年辛巳遊於洛研
究醫学後適長崎学紅毛瘍科而歸後廢其業元文
四年巳末十月我　君候石爲侍醫實六十一歳也寛保
二年壬戌從　駕赴江戸明年十月還延享三年丙寅
致仕于時六十八歳云向命診脉適嗣元珪世田禄且侍診
脉如
舊次子素庵亦善醫明和六年巳丑正月二十一日其完
天年九十一歳無病而終
安永四年乙末八月
本府儒臣七八翁藤田順則識」[46]

上記の経歴及び「辛島家系図」によれば、辛島正庵は延宝六（一六七八）年宇佐郡辛島村で生まれ、諱は玄快、字は市左衛門といった。元禄一二（一六九九）年から小笠原侯の医師平田道巴に医術を学び、その二年後京都に遊学し、さらに長崎で腕を磨いた[47]。彼は元文四（一七三九）年六一歳で侍医となった。以降中津の医療に尽力した歴代家督の中でも、とりわけ正庵（五代）と長徳が、種痘の関連で注目されている。[48]

ローマ字の模写がうまく行かなかったため、原文は断片的にしか復元できない。それでも、蘭文証書が二つの部分から構成されていることは一目瞭然である。前半は教授を担当したデ・ラーフェル（Cornelis de Laver）とディルクス（Arnold Dircksz.）に署名され、後半は商人デ・ロイ（Nicolaes de

Roij）及び商務助手ロンデル（Louis Rondel）の名を示している。商人デ・ロイの自筆署名に添えられる propria manu の模写が見られる。

出島商館長日誌は上位外科医ディルクスの活動について記しており、瀬尾昌宅及び西吉兵衛の免状も彼の署名を示しているが、デ・ラーフェルは東インド会社の史料で確認できないので、身分の低い下位外科医だったと思われる。

日付の一六六六年一一月三日は陰暦の寛文六年一〇月七日にあたる。阿蘭陀通詞が同一〇月（陽月）に書いた認証文は、両外科医の名を当て字で表記している。

「Zoodeij alhijer op het eijlandt Desima
zich onderworpen heeft om de Chi[r]urghije
te leeren van Cornelis de Liver en Mr
Arenold Dircsen bekennende zich den
boven genoemden op sijn ellandt geleert
te hebben ende hem daer voor ageeren

Cornelis de Laver
Arnold Dirckz.

Alsoo's Tjodoyodonne hem een geruijme tijt
bij onse geneesmeesters in de
chirurgije tamelijk heeft geoefent
en redelijke ervarentheijt daerdoor gecregen
heeft, soo is 't dat wij hem seer gaerne voor
een Japans arts willen erkennen
Nangasackij desen 3 November 1666

Nicolaes de Roij
Louis Rondel

阿蘭陀外科印可之和
平田長太夫阿蘭陀外科令
稽古候阿蘭陀一流之膏薬
并油薬其外秘蜜之薬方
療治之仕掛不残令傳受候
處明白實正也自今以後何国
仁而茂傳受之通療治可在
之候為其一巻遣候

寛文六年

阿蘭陀外科
古留祢連須天羅阿婦留
午之
陽月吉祥日
同
阿留農婦戸天連貴世宇
阿蘭陀通詞

名村八左衛門〔印〕
同
西　吉兵衛〔印〕
同
横山与三右衛門〔印〕
同
馬田九郎左衛門〔印〕
同
加福吉兵衛〔印〕
同
本木庄太夫（印）
同
冨永市郎兵衛〔印〕

右所傳阿蘭陀
国醫生于余外
療不辞蘊奥
令傳受之事
　享保二年
　　酉之
　二月日　　平田道巴
辛島正庵老」

比較的短い通詞の認証文は以下の内容である。

「阿蘭陀外科印可の和[49]
平田長太夫、阿蘭陀外科稽古せしめ候、阿蘭陀一流の膏薬并びに油薬、其の外秘蜜の薬方療治の仕掛け、残らず傳受せしめ候處、明白実正なり、自今以後、何国にても傳受の通、療治これ在るべく候、其の一巻のため遣し候」

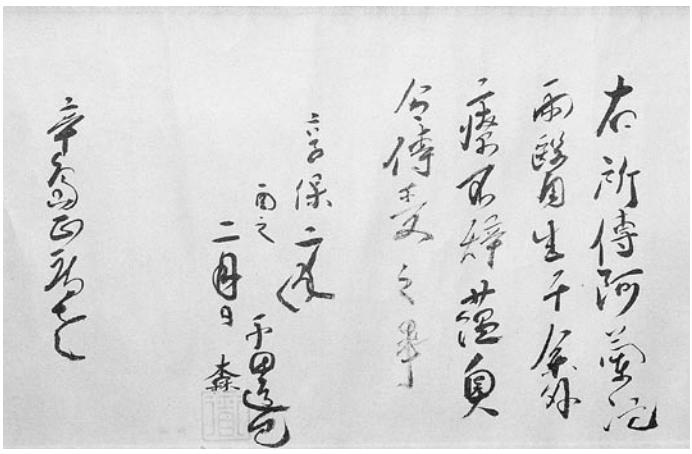

図七　平田長太夫の修業証書（奥付）。

写しを作成した平田道巴はこう説明している。

「右は　阿蘭陀国醫生の傳する所、余の外療に、蘊奥を辞せず、傳受せらるの事」

享保二（一七一七）年には、辛島正庵はまだ平田道巴に師事していたとは思われないが、道巴は平田医家の阿蘭陀流医術の由来と伝受を重要視し、その熱意を正庵に伝えていたことは確かである。その前の享保元（一七一六）年、中津藩小笠原家が無嗣子で改易となり、翌年に奥平家が入封したことは、この様な「伝統の再確認」を促したかも知れない。

七、瀬尾昌宅の修業証書

一六六八年一月二一日に、三ヶ月間の修行を終了した瀬尾昌宅（諱は淳範、一六四五～一七一八[50]）は免許状を授与されたが、ここでは商館医ディルクスの証明しかない。

「Sinowo Siotack Japanse Doctor, sich ontrent de 3 maanden, bij mij ongergesz opper=chijrurgijn des comtoirs Nangasacky [/] in de Chijrurgia hebbende laten onderwijsen, ende daar van, als mede van [/] zijn bevorderinge in de selve konst, eenigh testimonium begerende, verlene [/] het zijn E. na waarheij als volght.

Dat hij Senowo Siotack, gedurende de bovengen tijdt (waar in ick hem [/] alle de delden, zo der theorie als der practijcq de heel-konst raackende, [/] getrouwelijck hebbe verklaart) zich zeer naerstigh zo wel in het aanteijc= [/] kenen als aanhoren der leerstucken heeft getoont; zo dat wel te vertrouwen [/] is, dat nu met meerder fondament als te voren de heel-konst zal konnen oeffenen.

Actum ten Comptoire Nangasacky in Japan, adij 21e Januarij 1668.

Arnold Dirckz.

一、此瀬尾昌宅江阿蘭陀外科一流之膏藥并油藥、其外秘審之藥方療治之仕掛致二相傳一候。尤外科之執行強元來内稽古在レ之故、一流之得レ心無レ頼候。此以後何国仁而茂稽古之通療治可レ在レ之候。為レ其此一巻遣レ之。以上。

寛文未年丁未十二月六日

阿蘭陀外科

アルノヲトデレキセン判

右長崎　御奉行所様御意以二御検

使ニ被ニ仰付一通事共立合出嶋仁而
阿蘭陀外科一流不レ殘稽古相濟申
候。爲ニ證據一我ヒ判形仕候。以上。
未ノ十二月六日
瀬尾昌宅老

名村八左衛門　〔黒印〕
西吉兵衛　〔黒印〕
加福吉左衛門　〔黒印〕
本木庄太夫　〔黒印〕
富永市郎兵衛　〔黒印〕
立石太兵衛　〔黒印〕
楢林新右衛門　〔黒印〕」

右之通以検使被遂相稽古處紛無之候
拙者共不及加判儀候得共達而御所望ニ付
如此候以上
未ノ極月六日

渡邊金右衛門正綱　〔花押〕
中村久右衛門安勝　〔花押〕
矢中友太夫乗直　〔花押〕

通詞の証明に続き、立ち会った奉行所の検使の署名及び花押がある。ディルクスは、昌宅を「医師」（Doctor）と呼んでいるので、短い修行期間で十分だったかも知れない。昌宅は同じ時期に「外科心鏡集」（後に行方不明となる）をまとめ、書家としても名を上げた唐通詞林道栄が序文を執筆した[52]。

図八　瀬尾昌宅の免許状（蘭文）。
AとDは Arnold Dircksz. の頭文字[51]。

免許を受領してから、昌宅は江戸に赴き、貞享元（一六八四）年奥医師に列せられ、宝永五（一七〇八）年法眼となった[53]。

紅毛人外科医の授業を受ける際には、奉行所に起請文を提出しなければならなかった。現存する唯一の史料が、当時の厳しい情報管理を色濃く伝えている。瀬尾昌宅の名は寛文七

年の「外科稽古之者共」に記されている。

「外科稽古之者共前書
　起請文前書
一阿蘭陀人ニ外科稽古仕迄ニ而不依何事
日本之風俗切支丹宗門物語ハ仕間敷事
一不依何事商売仕間敷候勿論親類
近付頼申候共商売之仕間敷事
一商売之儀ニ無之候共おらんた人方江之
使幷おらんた人方より仕間敷事
附不依何事出嶋之家物通事之者与
隠密之談合仕間敷事
右条々於相背者
寛文六年午九月廿九日　　挙玄節［一六六六年一〇月二七日］
　　堀玄作
　　山村清左衛門
　　村上才庵
寛文七年未五月廿七申付之　［一六六七年七月一八日］
　　牧野升朔
同年六月十八申付之　　［一六六七年八月七日］
　　水沢久右衛門
同年十月廿一申付之　　［一六六七年一二月六日］
　　瀬尾昌宅
進上

御奉行所様」[54]

出島で外科修行をした上記の人物のうち、商館日誌で直接的・間接的に確認できるのは、瀬尾昌宅だけであるが、免状を受けた医師が多数いた可能性もある。

八、通詞西玄吉兵衛（玄甫）の修業証書

現存の阿蘭陀外科免許の蘭文を比較すると、心から称賛されているのはたった一人しかいない。一六六八年に商館長ランスト（Constantin Ranst）、外科医ディルクス（Arnold Dircksz.）と下位商人フリート（Daniel van Vliet）が通詞西吉兵衛（きちびょうえ）（玄甫、一六三六～一六八四）のために署名した免状は異例の長さで、しかも彼のことを絶賛している。この文書は所在が不明ながらKleiweg de Zwaanの『Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner』（一九一七年刊）に載っており、西家の所蔵と思われる。

「Constantin Ranst, geboortig van Amsterdam, opperhooft wegens de Vereenigde Nederlantse geoctroijeerde Oostindische [/] Compagnie in 't Keijserrijcq van Japan. Salut doen to weten alsoo den oppertaelman [/] Niis Kitzibeoye lange jaren

soo bij d'Hollanderen als Portugese padres het [/] excerseren der Chirurgie bijgewoont hem darinne doorgaens met goede opmerckinge [/] g' evertueert heeft, soo dat den selven niet alleen rijckelijck behoorde te passeeren de kennisse [/] van alle andere Japanse doctooren, nemaer g' achtet to werden voor een Europeaens [/] Chirurgijn, daer bij geconsidereert desselfs opinie en genegensheijt desrakende. [/] hebbe wij den selven Kitzibeoye garene willen estimeren, houden ende promoveeren [/] gelijck hem mits desen sijn estimerende, houdende ende promoverende voor den oppersten [/] van alle Japanse doctoiren, die oijt en oijt, immers soo veel t'onser kennisse rijckt, voor desen [/] van d'Hollanderen in deser wijse tot doctoir gemaeckt ende verheven sijn geworden ende dat [/] omme noch veele en b'sondere reedenen ter contemplatie streckende derhalve alle de Japansz [/] op dese maniere gepromoveerde doctoiren den meergenoemden Kitzibeyoe daer voorn hebben [/] te achten, erkennen aen te nemen ende doorgaens de preferance of voorsittinge in 't uijtten [/] van sijn advijs te geven daert behoort.

Aldus gegeven ende tot bekrachtinghe deses met onse gewoone hant= [/] teeken ende 's E Compagnies chiap[55] bekrachtigt, ten Comptoire Nangasacky [/] desen 20[en] Februarij 1668.

Constantin Ranst
Daniel van Vliet
Arnold Dircksz.」[56]

商館長として正式な文書を執筆したラストは、自分の出生地を挙げたり、日本を帝国として高く位置づけたりし、オ

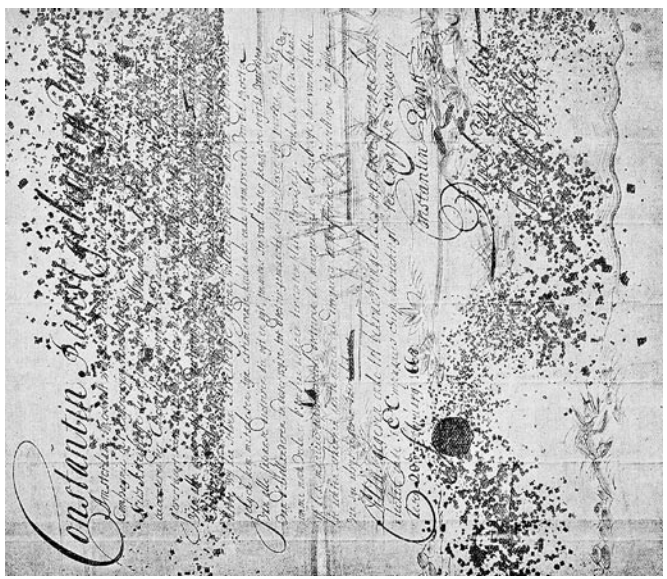

図九　西吉兵衛の修業証書[57]。

ランダ東インド会社の印章（ノータリーシール）を付し、名字 Ranst のあとに自筆署名を示すヨーロッパ風の花押（manu propria，自分の手で）を付けるほど証書の形式に注意を払っている。

「日本帝国におけるオランダ東インド会社の商館長にしてアムステルダム生れのコンスタンティン・ランストは、上位通詞［＝大通詞］西吉兵衛が永年にわたりオランダ人及びポルトガル人について外科の実施に参加し、常にこのことに大変勉励したので、本人は他のいかなる日本人医師の知識よりも遥かに勝れているだけではなく、これに関する彼の知見と志望を考慮すれば、ヨーロッパの外科医と見なされることを謹んで報告する。

我々の知る限りに於いて、これまで常々オランダ人にたよってこのような方法で医者として教育せられて資格を与えられた所のすべての日本人医師の中で、最高であると評価され資格付けられたように、我々も心から前述の吉兵衛を評価し、資格付けんと欲するものである。なお、多くの、また特別な理由によりこのように資格を付けられた日本人医師が、皆前述の吉兵衛をこのように評価し、これを承認し、常に関係事項に関する彼の助言が提出にされるに当たり、主宰者としての地位を与へんことを欲するものである。

以上を認め、もってこれに権威付ける為、日本長崎の商館に於いて、我々の常用せる署名と会社の印章を据えるものである。一六六八年二月二〇日。コンスタンティン・ランスト、ダニエル・ファン・フリート、アルノルト・ディルクス」

長期にわたってオランダ商館の通詞を務めたことも、この

図 一〇　西吉兵衛の修業証書に見られる印章。

ような賛辞に影響を与えたのだろうが、西家二代家督吉兵衛は抜きん出た実力者だった。彼は、子供の頃、転びバテレン沢野忠庵（Cristóvão Ferreira、一五八〇～一六五〇）にポルトガル語を習い[58]、一六五〇・五一年に西洋の外科術に対する幕府の関心を呼び起こした外科医カスパルと面識があり、歴代の商館医とも交流し、素晴しいポルトガル語力[59]と西洋医学に関する豊富な知識を蓄積していた。さらに、臨床教育を受けながら、吉兵衛は、医薬品の注文、商館医の医療活動と教授などあらゆる報告書の執筆に参加し、常に最新の情報を入手していた。豊富な経験と優れた才能で幕府からも注目され、彼は延宝元（一六七三）年出府を命ぜられ、宗門改めの参勤通詞目付と外科医官として江戸で活躍するようになった。

その後、ヨーロッパ人外科医と同様な実力を有している吉兵衛は号を玄甫にあらため、弟子を養成することになった。彼の名を示す写本資料はきわめてまれであり、その教義の再構築はまだ行われていないが、延宝五（一六七七）年、津山藩の久原甫雲（くはらほうん）に授与された免許状は、日本人が日本人に与えた阿蘭陀流外科免許として大変貴重なものである[60]。

「阿蘭陀流外科免許状
醫有内外兩科猶車有兩輪若
夫癈其一則豈保其生命乎歷
代明醫所編集外科書流傳至
于今者不為不多矣尤雖晝服
藥之微未晝敷藥之妙故患瘡
瘍者咸怠于敷貼之藥往々夭
死者不寡嗚呼可嘆哉間南蠻
阿蘭陀兩科盛行于世誠國家
保民命之一助也抑兩國為人
物天質巧伎術自然精鍛錬尤
於外科道深研工力厚磬心思
是以芳譽妙手亦冠于世其學
之者無未得外治之妙也然而
世醫或有通其理者未知其事
或有知其事者未通其理或贖
求其書于市自稱外科者多矣
如此者専切破突押之術未知
寒熱補瀉之理譬盲人騎瞎馬
闇夜如臨深淵殆哉予自弱冠
師事于澤野中庵學言語且外
科其切琢年久一且豁然而初
貫通于其理盖今學之者容易
欲得之啻無益于治療葢復伐
賊人而已實豈不幾以刃殺人
哉不可不謹也于茲久原甫雲
雅丈深有志于外科托予學既
有年故口傳心術授之無所遺

漏也後人欲學之者斟酌其志
意推明其生質以可有傳授之
也敢以其近不可忽之也
西玄甫
延寶五年　［花押］［印］
巳ノ十月吉日
久原甫雲雅丈」[61]

出島商館医による証書と対照的に、西吉兵衛は当時の状況及び医者の理想像について自分の考えを詳細に述べている。彼は外科と内科（本道）を車の両輪のようなものとして同じレベルに位置づけている。外科は真剣に勉強しなければならない。歴代の優秀な医師が編集した外科書は服薬（飲薬）について詳細に述べているが、湿布薬（膏薬、軟薬）について十分に説明していない。また、理論と実技の両方を身につける必要がある。西洋の外科術を学ぶものは、それをあまりにも手軽に習得しているので、自分を傷つけ、人を損うことになる。数年間にわたり久原甫雲君を教えた師匠玄甫は、歴代の商館と交流しながら、本格的な医師に成長していた。

九、太田黒玄淡の修業証書

今日、一七世紀のオランダ人が交付した免許状は僅かしか残っていない。それらを受けた嵐山甫庵、西玄甫、瀬尾昌宅、太田黒玄淡、原三信のうち、特に嵐山、原三信と西玄甫がよく知られているが、太田黒玄淡とその背景については、二〇〇三年に明らかになった。[62]

「久留米藩旧家由緒」によれば、太田黒家は筑後国下妻郡中折地村に在った。現在の筑後市になる。享保の頃から大庄屋を勤めており、一七代目の太田黒小左衛門には玄淡という息子がいた。さらに玄淡は医師として阿波へ行ったという。これで出自は明らかになった。

「嘉永四亥年　旧家の者類書上　五月　中折地組
下妻郡折地村庄屋　市左衛門　〔中略〕
十七代　太田黒小左衛門
太田黒小左衛門秀信二男　溝上玄淡
阿州家中え医術を以仕官仕候、其節系図書翰等持参仕候ニ付、其後家筋相分兼候処、曾祖父太田黒孫七代、右玄淡孫元琳且曾孫秀甫と申者より太田黒家系図差贈申候」[63]

『阿波藩士の成立書并系図』によると玄淡は溝上家の祖となっている。またこの文書からさまざまなことがわかる。

「成立　初代溝上玄淡秀親
筑後國久留米有馬玄蕃頭[64]殿家臣太田黒小左衛門二男ニ而御座候、後氏溝上与相改浪人之砌於江府久世

大和守殿[65]江御立入仕、右之御手傳を以長崎江罷越阿蘭陀流直傳免状取申其後江府江罷越
徳音様[66]御代御石抱被仰付弐拾人御扶持[67]方ニ御薬料銀五拾枚[68]被下置直ニ御國許江家族召連罷越候様被仰付則御國許江罷越候右夫々年号月日相分不申候、
天和元辛酉年五月廿八日御結構[69]之
御意之上新知高弐百石被下置候元禄四辛未年三月十四日御地方被下置候同七甲戌年五月奉願醫術為傳行長崎[70]江罷越候砌銀子拝領被仰付御関船被下同年七月十日出給仕罷越彼地逗留中より病氣ニ罷在生国筑後江立寄同年十月十三日病死仕候、跡式相續不奉願置候ニ付近類共より右之趣長谷川主計[71]迄有姿申上候」

玄淡は太田黒小左衛門の二男だった。ここに現れる有馬玄蕃頭頼利は承応四（一六五五）年から寛文八（一六六八）年まで久留米藩第三代藩主だった。玄淡は溝上と改名し、浪人となって江戸へ行き、久世大和守広行（関宿藩主）に仕えた。この老中の勧めで長崎へ行き、オランダの医学を学ぶ。

それは一六六七年の終わり頃だと思われる。商館長シックス（Daniel Six）の日誌にそれを裏付ける記述が残っている。

「久世大和様の日本人医師が通詞を伴って、我々の外科医に医療指導を受けに来た。老中様に敬意を表して承諾し、外科医には能力と熱意を尽くすよう命じた。」[72]

この出島蘭館医はアルノウト・ディルクスで、一六六六年夏から日本に来ていた。数週間後には西玄甫が先の免許状を手にしている。当時、ディルクスから学んだのは玄淡だけではない。一六六七年の六月に商館長は老中稲葉と博多の殿様の医師及び末次平蔵の甥も外科学を修得するために出島に来た、と書いている。玄淡への外科教育は一六六八年一〇月に免許状の交付により終了した。この年、数多くの弟子を養成した恩師のディルクスは持病のため一六六九年一月八日に亡くなり、稲佐山の墓地に埋葬された。

玄淡の免状のオランダ語の文章は嵐山甫庵や原三信の免許状と同様に短い。

Dewijl Otangouro Siouan, sich eenige tijdt [/] in de Hollandse geneeskonst, heeft bij mij ondergesz [/] zich laten onderwijsen: nu, aangaande zijn voortgangh in [/] de genoemde konste, eenigh getuijgh-brief van mij versoeckende [/] verleene hem hetzelve aldus, dat hij geduerende de tijdt zijnes [/] aanwesens alhier, goede naarsticheijt in het begrijpen [/]

van de voorgestelde lessen heeft gebruijckt.
Quod attestor.
Arnold Dirckz.

此大田黒玄淡江阿蘭陀
外科一流之膏薬並諸
油薬、其外療治仕掛迄
傳受候處明白実正也。
此以後何地仁而茂稽古
之通療治可レ有レ之者也
為レ其此一巻相認遣候。
以上。

阿蘭陀外科
安留能不登莫連起世舞
右長崎　御奉行所様
御意以二御検使一被二仰付一通
事共立合出嶋に而阿蘭陀
一流外科稽古無二其紛一候。
爲二證據一各判形仕候者也。
以上。

寛文八戊申暦
九月吉祥日
西吉兵衛〔黒印〕
直能〔花押〕

富永市郎兵衛〔黒印〕
忠與〔花押〕
本木庄太夫〔黒印〕
榮久〔花押〕

大田黒玄淡老」

蘭文はおよそ次のような意味になる。

太田黒修庵はある期間　私のもとで和蘭医学を学ん

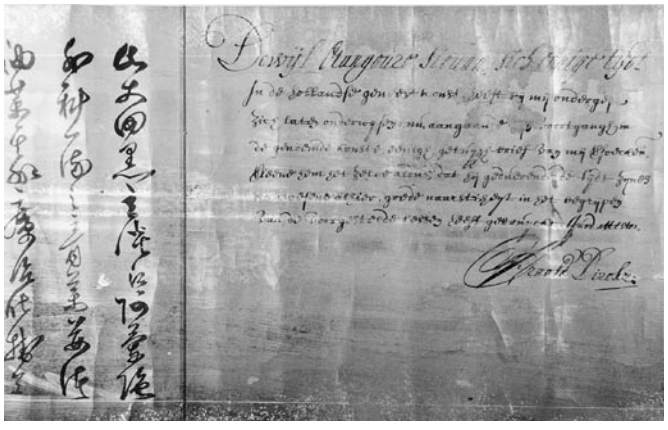

図 一一　太田黒玄淡の修業証書[73]。

だ　そして上記の学問に上達したので彼は私に証明書を依頼した　そこで私は彼に対し証明書を与える　すなわち　彼はここに滞在した期間中　与えられた勉強をよく理解し　それらを　会得したことを証明する。　アーノルド・デレキス

他の免許状と同様ここにもオランダ通詞による訳文と証明が添えられている。訳文は必ずしも正確ではない。ディルクスは膏薬と薬油については一言も触れていないからである。文章はその年の初め、瀬尾昌宅に発行した免許状と驚くほど似ている。おそらくこのような免許状の標準型だったのだろう。日付は寛文八年九月になっている。九月一日は西暦では一〇月六日になる。

一〇、臼杵藩医江藤幸庵の修業証書

原本は失われたが、豊後臼杵藩の典医江藤俊幸（幸庵）が出島商館医から修業証書を与えられたことは確かである。一九九三年に石井健次が、江藤家の古文書（幸庵の息子幸碩筆、無題、二二五丁）に基づいて江藤俊幸の生涯を詳細に述べたが、その論文は医史学研究者に認識されていなかった[74]。

江藤家の文書によれば、俊幸は寛文八（一六六八）年に稲葉家四代の信通公に召し寄せられ、翌年信通に従って島原から臼杵に居を移し、臼杵城で仕えた。延宝二（一六七四）年五月中旬、俊幸は老中久世大和守廣之の書状を長崎奉行牛込忠左衛門に渡し、六月一日から商館医「ウイロムヲフマンヌ」の所へ行くことになった[75]。「ウイロムヲフマンヌ」は、一六七一年一〇月二二日から一六七六年一〇月二七日まで上位外科医として出島で勤務していたホフマン（Willem Hoffmann）である。

幕府は出島商館での医学修行に高い関心を寄せていた。老中久世大和守廣之は、すでに寛文七年二月下旬、上記の太田黒玄淡を同様な形で長崎奉行に推薦した[76]。また、江藤俊幸が長崎に到着した時期に、大老井伊掃部頭直澄の侍医が出島に現れ、東インド会社が特別に派遣したテン・ライネ（Willem ten Rhijne）に紹介された[77]。博士号を取得した内科医テン・ライネの存在に加え、大型の蒸溜装置が設置され、薬剤師ブラウン（Frans Braun）及び外科医ホフマンが薬油の蒸溜術を教授するなど、一六七〇年代前半の出島は魅力に溢れる所だった[78]。

当時の様子を調査する際、江藤家の文書は商館長日誌を補う貴重な情報源であり、西洋医学伝授の様子が明らかにされている。三五歳の江藤俊幸は、御目付一名、通詞一名、諸用係一名の計三名に付き添われてホフマンを訪れた。講義は朝五ツ半（九時）から八ツ時（一四時）まで行われた。御目付は、阿蘭陀通詞の訳に医道以外のこと、とりわけ宗教に関することが含まれていないかを吟味する。俊幸の養成期間は翌

年正月中旬に終了した。長崎奉行牛込忠左衛門の命により、通詞八名はホフマンが出した証書を確認して俊幸に渡した。互いに挨拶が交わされ、免許状は奉行から受け取ることになっていた[79]。

外科の免許状を取得した俊幸は、剃髪して号を幸庵にあらためた。享保元（一七一六）年三月五日の臼杵の大火の際、免許状は無事だったが、その後のことは明らかではない。十五人扶持を仰せつけられた幸庵は江戸京橋南三丁目の屋敷借宅へ転居した。津軽越中守信政、中川佐渡守久恒、細川越中守綱利、青山和泉守忠親、相馬弾正少弼勝胤、松平安藝守綱長など主たる諸大名からの誘いは彼の人気を裏付けている。幸庵はそれらの申し出を断り、藩主信通の死後、五代藩主景通にも仕えた[80]。

免許を写した長男幸碩はホフマンのオランダ語の文章を理解できなかったであろう。彼の文書に掲載されているのは、免許の蘭文に続く阿蘭陀通詞の認証のみである。

「外科相伝目録
一諸瘡原委論之事
一諸瘡生死看法之事
一諸瘡治法之事
一諸瘡針刺之事
一諸瘡以木綿初中後巻様之事
一諸瘡張薬之事
一金瘡縫様附打傷損撲治法之事
一諸膏薬煉様幷敷用ノ事
一諸薬油取様幷塗用之事
一諸草木花葉ノ水取様幷用様之事
一諸瘡洗薬之事
一諸瘡遂薬之事
一諸薬製法之事

右者阿蘭陀外科ウイロムヲフマンヌ委[81]相伝之所、御目付衆前にて私共立合和ケ不残伝授口訳仕候。仍証文連判如件
延宝三年乙卯正月十六日

中山作左衛門〔花押〕
中島清左衛門〔花押〕
名村八左衛門〔花押〕
楢林新右衛門〔花押〕
本木庄太夫〔花押〕
横山與三右衛門〔花押〕
留水市良兵衛〔花押〕
加福吉左衛門〔花押〕

江藤幸庵殿」[82]

担当通詞は中山作左衛門だったと思われる。連名による認証は通常通りである。留水市良兵衛とは瀬尾昌宅の免許にも名が見られる通詞富永市郎兵衛である。「諸薬油取様」及び

び、一六八五年一〇月一八日付の免状をクローンから授与された。

Ich ondergesz: Meester Albert Croon
Bekenne Fara Samcin Discipel
Inde Churighijs Cunst geinstitueert
Te hebben soo veel mijn Bekent,
en hebbe zijt: Seege hij Fara Samcin
met nauwe opmerkingh wel Begrepen.
Octob^{r} 18^{en} A^{o} 1685 Albert Croon

貴殿事、當年從
御奉行所、被蒙
御赦免、メストロ
ヘンテレキヲヲ
ベイ、阿蘭陀外科
之一流、金瘡并膏
藥油之取様、功能
迄、具雖被得直傳、
今度依 御赦免、
其外治一流口傳
之仕掛、藥方等、不
殘令相傳畢。自今
以後、彌療治之工

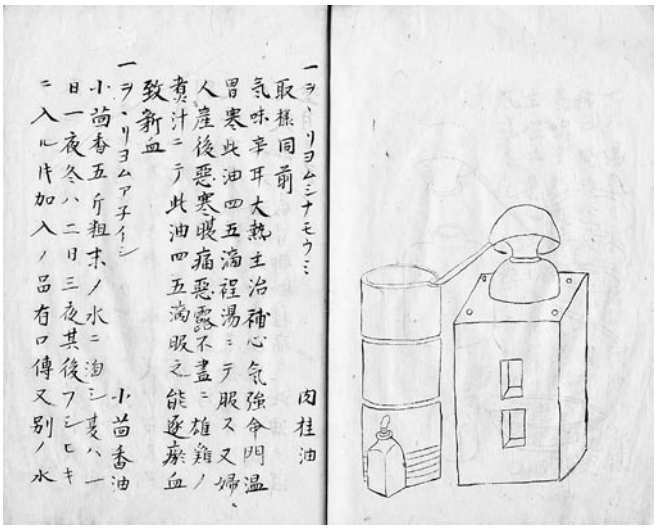

図 一二　製薬技術伝受に用いられたオランダの蒸溜器（寛文一二年の通詞報告の写しより）[83]。

「諸草木花葉ノ水取様」は、蒸溜器設置のために幕府の経費で建設された「油取家」で説明された。

一一、福岡藩医原三信（六代）の修業証書

原三信（六代）とその書物に関する酒井シヅの詳細な分析がある。[84] 筑前福岡藩の藩医の家に生まれた三信（元弘、一七一一年没）は、貞享年間、出島商館で西洋外科術を学

夫、鍛錬可被致候。
仍印家加赦之者
也。且亦先年直傳、
多年依執行、今度
學頭俑其功甚於
外治、随分可猛、證
文如此

アルブルトコロウヌ　M[r] Albert Croon[85]

右之通、於出島阿
蘭陀外科稽古之
刻、從　御奉行様、
被爲添　御檢使、
兩メストル被得
相傳、此度印家赦、
依之阿蘭陀文字
印家之文章、無相
違委細和申所也。
爲其奥書如件。

貞享三年丙寅八月念九日［一六八六年九月二六日］

阿蘭陀通詞
横山文右衛門

同
本木太郎右衛門
同
石橋助左衛門
同
中山六左衛門
同
楢林新右衛門
同
横山與三右衛門
同
本木庄太夫
同
加福吉左衛門

原三信醫老

蘭文によれば、外科医アルバート・クローンは弟子原三信に自分が知っている限りの外科医術を教え、三信は、それを注意深く聞き、よく理解できた。しかし、クローンの名は出島商館日誌で確認できない。当時の商館医は、Nieuw-Amsterdam（後のニューヨーク）出身で、一六八三年に来日したオベ（Hendrik Obé）だった。オベは三度も商館長の江戸参府に随行し、大いに注目もされていた。一六八四年七月一二日、奉行所の検使が「豊後の君主の僕」を伴って出島

商館に現れ、奉行の命令でその人物に外科術を教え、免許を与えるよう指示された[86]。同年一一月二二日、江戸から来た医師が同様な形で商館長らに紹介された。商館日誌によれば、その「doctor」は、「江戸の大物」に高く評価され、両長崎奉行と親交があった。彼も「学位」を念頭に教授を受けることになった[87]。この二人の医師の背景を考えると、免許状は確実に出されたと思われる。

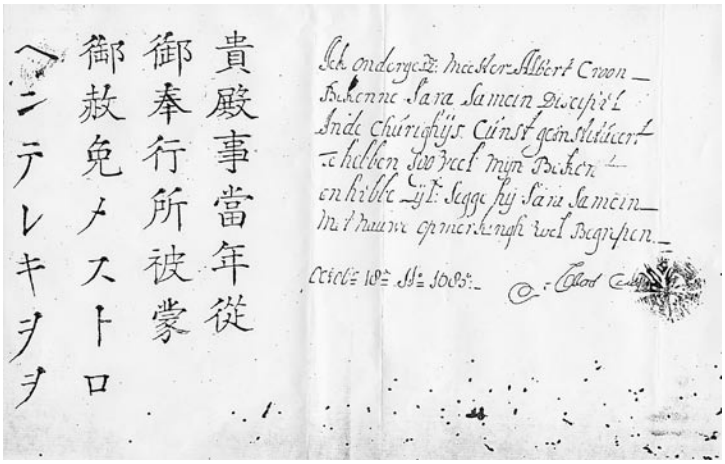
貴殿事當年從
御奉行所被蒙
御赦免メストロ
ヘンテレキヲヲ

図一三　原三信の免許状の写し（一部のみ）[88]。

クローンの蘭文免許に付された和文解説によれば、原三信は「ご奉行所よりご赦免を蒙られ、メストロ・ヘンデリク・オーベイ阿蘭陀外科の一流、金瘡並びに膏薬油の取り様と功能まで具さに直伝を得られた」。

そもそも、オベは免許状に署名するはずだった。江戸城での謁見で彼は将軍綱吉に注目された人気者だった。奉行の要望もあり、オベは一六八四年秋に出島に残ることを決心したが、翌年一〇月に下位商人として東インド会社との新しい契約を結んだ[89]。

クローンが免状に署名した同月一八日は、新商館長クライヤー（Andreas Cleyer）就任の翌日にあたる。低い地位からようやく「キャリア」に昇格したオベは恐らく形式上の理由で署名を控えたのであろう。

船で外科医として勤務していたクローンは一六八五年八月下旬長崎に到着し、遅くとも一一月頃その船で再び出港したと思われる。ヴェルヘル・クラン（Elke Werger-Klein）は、彼のバタビアへの渡航、身分、結婚などについて解明したが、来日を裏付ける記述はいまだに発見されていない[90]。

阿蘭陀通詞の証明文が作成されるまで異例の一一ヶ月余もかかった。商館員でない外科医による証書をどう扱うかという通詞の戸惑いも考えられるが、一六八六年に発覚した密貿易事件が及した影響は決定的だった。逮捕された日本人二八名はヨーロッパ人の名を明かした。九月二六日、ことの深刻さを察知したと思われる通詞は原三信のための証明文をまと

め署名する。その直後の三〇日にオベを含むオランダ人八名は、鉄製の手錠をかけられ尋問のために奉行所に連行された。日本人関係者の大半は出島商館員全員の立ち会いの下で処刑され、オベら八名及び上司のクライヤーは国外追放となった[91]。

原三信の免許は異例の状況の中で作成されたと言える。

おわりに

元禄頃から出島商館で医学の講義を受けても証書を求めることがなくなった。紅毛人による免許の新鮮味が薄れてしまったという理由もあるかも知れないが、蘭方医術が普及し、日本人師匠が門弟に免許、皆伝などを与えることが、新しい医療分野の基盤となった。

一七世紀中頃から盛んに作成された紅毛流外科関係の免許状の大半は失われてしまった。平田長太夫の免許の写本は、初期段階のものとして貴重な事例であり、数少ない現存免許状と並ぶ史料価値の高いものである。

【参考文献及び史料】

参考資料

▲朝日新聞社編『開国文化史料大観』、朝日新聞社、大阪、昭和四（一九二九）年。

▲飯塚修三「西玄甫より久原甫雲に授与された阿蘭陀流免許状」『医譚』第八三号（二〇〇五）、五四～六〇頁。

▲石井健次「稲葉家の御典医　江藤幸庵と幸碩」『臼杵史談』、第八四号（一九九三年）一九～三六頁。

▲太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』京都、思文閣出版、二〇〇七年。

▲川島恂二『土井藩歴代蘭医河口家と河口信任』東京、近代文芸社、一九八九年。

▲川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』中津、西日本臨床医学研究所、平成四（一九九二）年。

▲川嶌眞人「辛島正庵 ― 種痘に生涯をかけた医師たち」。W・ミヒェル・鳥井裕美子・川嶌眞人共編『九州の蘭学 ― 越境と交流』、一三八～一四三頁。

▲古賀十二郎『西洋医術伝来史』東京、形成社、昭和四七（一九七二）年。

▲古賀幸雄編『久留米藩旧家由緒書』久留米、久留米郷土研究会、昭和五一（一九七六）年。

▲国書刊行会編『通航一覧』巻二五〇、東京、国書刊行会、大正八（一九一九）年。

▲幸田成友『和蘭雑話』東京、第一書房、昭和九（一九三四）年。
▲酒井シヅ、小川鼎三「『解体新書』出版以前の西洋医学の受容」『日本学士院紀要』第三五巻三号、一九七八年。
▲酒井シヅ「日本最初の西洋解剖書の翻訳 ― レメリン解剖書の訳本と一七世紀の蘭方外科」原三信編『日本で初めて翻訳した解剖書』、八三～九九頁。
▲柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（上）『長崎談叢』第四四輯（一九三六年）、七九～九四頁。
▲柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（中）、『長崎談叢』第四五輯（一九三六年）、一〇六～一一五頁。
▲柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（下）、『長崎談叢』第四六輯（一九三七年）、一一三～一二八頁。
▲沼田次郎『洋学』、東京、吉川弘文館、一九八九年。
▲鶴久次郎、古賀幸雄編『久留米藩農政・農民史料集』、三潴町、鶴久二郎、一九六九年。
▲原三信編『日本で初めて翻訳した解剖書』、福岡、六代原三信蘭方医三百年記念奨学会、一九九五年。
▲ヴォルフガング・ミヒェル「カスパル・シャムベルゲルとカスパル流外科（I）」『日本医史学雑誌』第四二巻第三号（一九九六年）、五四～五九頁。
▲ヴォルフガング・ミヒェル「紅毛流外科の誕生について」。山田慶兒・栗山茂久共編『歴史の中の病と医学』、京都、思文閣出版、一九九七年、二三一～二六四頁。
▲ヴォルフガング・ミヒェル「九州大学蔵の「阿蘭陀伝外科類方」（「阿蘭陀外科正伝」）と向井元升について」『比較社会文化研究科紀要』第二号（一九九六年）、七五～七九頁、。
▲W・ミヒェル、杉立義一「太田黒玄淡の阿蘭陀外科免許状とその背景について」『日本医史学雑誌』第四九巻第三号（二〇〇三年）、四五五～四七七頁。
▲W・ミヒェル・鳥井裕美子・川嶌眞人共編『九州の蘭学 ― 越境と交流』、京都、思文閣出版、二〇〇九年。
▲森永種夫編『犯科帳 長崎奉行所判決記録』（第一巻 自寛文六年至寛保二年）、長崎、犯科帳刊行会、一九五八年。
▲H. T. Colenbrander: Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia, Anno 1637. 's-Gravehage: Martinus Nijhoff, 1899.
▲J. P. Kleiweg de Zwaan: Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner. Haarlem: De Erven Loosjes, 1917. (Natuurkundig Verhandelingen van de Hollandsche Maatschappij der Wetenschappen te Haarlem. Derde Verzameling, zevende Deel)
▲Wolfgang Michel: Von Leipzig nach Japan - Der Chirurg und Handelsmann Caspar Schamberger

(1623-1706). München, Iudicium, 1999.

◀ Wolfgang Michel und Barend J. Terwiel (ed.): Engelbert Kaempfer: Heutiges Japan. München, Iudicium, 2001.

◀ Wolfgang Michel / Elker Werger-Klein: Drop by Drop - The Introduction of Western Distillation Techniques into Seventeenth-Century Japan. Nihon Ishigaku Zasshi - Journal of the Japan Society of Medical History, Vol. 50 (2004), No. 4, pp. 463-492.

◀ Wijnaendts van Resandt, Willem: De Gezaghebbers der Oost-Indische Compagnie op hare Buiten-Comptoiren in Azië. Amsterdam, Uitgeverij Liebaert, 1944.

史料

◀「嵐山甫庵の免許状」（一巻）′ 平戸市生月町「島の館」蔵（平戸観光資料館旧蔵）

◀「阿波藩士の成立書并系図」徳島大学附属図書館蔵

◀「阿蘭陀外科書」（一冊）′ 京都大学附属図書館所蔵

◀「阿蘭陀流外科免許状」（一巻）′ 津山洋学資料館蔵

◀「嘉永三年改」中津市小幡記念市立図書館蔵

◀「外科心鏡集」序文′（林道栄自筆′寛文七年）′ 京都大学附属図書館所蔵

◀「御家中先祖書抜書」中津市小幡記念市立図書館蔵

◀「瀬尾昌宅の蘭医免状」（一巻）° 附：「寛政五癸巳年二月瀬尾昌玄の口上」（一巻）′ 京都大学附属図書館所蔵

◀「原三信の免許状」（一巻）′ 福岡市原家蔵

◀「平田長太夫の免許状」（一巻）′ 中津市歴史民俗史料館蔵

◀（外題）「蘭方製薬法」（一冊）′ 筆者蔵

◀ Nationaal Archief (’s-Gravenhage), Nederlandse Factorij in Japan (NFJ), no. 63 - 99（出島商館日誌）

◀ Examen der Chyrvrgie, By een vergadert Door Mr. Cornelis Herls zal: in syn leven Chyrurgyn der vermaerde Coopstadt Middelburgh in Zeelandt. Seer nut ende dienstelyck alle jonge Chyrurgyns ende insonderheyt die haer begeven na Oost ofte West-Indien. Den derden Druck, van veele fauten ghesuyvert. t’ Amsterdam [...]1645.

---

1 Dagregister Batavia, 28.4.1637 (H. T. Colenbrander: Dagh-Register gehouden uit Casteel Batavia. ’s-Gravehage 1896 ff.). NFJ 482, pp.459f. (Neijenroode から Janszoon への書簡′ 平戸′ 一六三一年四月二五日付).

2 “Op heeden soo quamen alle de tolken neffens den burgermeester des Eijlants uijt den naem vanden Gouverneur Joffijesamma [*] een versoeck doen dat seker Japander door onsen chirurgijn in die

conste wat mocht onder wesen werden. en groote Courtoijse soude sijn E: daer aen geschieden, ende alsoo sulcx wel gaerne hadde geexcuseert, soo hebbe echter 'tselve ingewillicht ende weijgerungh evenwel sijn voort ganck soude nemen, waer over sijn E: ons naderhant liet bedancken." (* 黒川与兵衛正直)

3 "sondagh kort naar ons gehouden middaghs mael sont den Gouverneur alle onse tolcken met seker japanse doctoor (hier vooren meermaels geciteert bij mijn, en verthoonden twee boecken in houden: beijde de geneeskonste op de Europise-wijs, die hij door ordre van den Commissaris 'tSickingodonne van onsen opperchirurgijn redelijck wel scheen gevat ende met hulp onser tolcken overgeset te hebben, oversulcx begeerden uijt den naem van gem: Gouverneur dat deselve mede naar Jedo nemen en die aan voorn: Commissaris overleveren zoude, edoch mosten alvooren van voorsz: onse heelmeester onderteijckent, ende insgelijcx met mijn hant teijckeningh bevesticht worden, dat al wat hij d'voorsz: doctoor dienaangaende uijt diversche auteuren onderwesen en geleert hadde, alles, oprechtelijck en naar zijn beste kennis gedaen was, ende alhoewel ick zulcx voor mijn altoos een vreemde ende ongerijmde verclaringh achte, die dierhalven oock gaern afgebeden hadde, soo heefft e't echter weijnigh mogen helpen, maar de begeerte hierin des voorsz: Gouverneurs moeten voldoen." [NA, NFJ 70 (Dagregister Dejima, 2.11.1656-26.10.1657): 14.1.1657].

4 ヴォルフガング・ミヒェル「九州大学蔵の『阿蘭陀伝外科類方』(『阿蘭陀外科正伝』)と向井元升について」参照。

5 NA, NFJ 70 (Dagregister Dejima, 1.11.1656-2.10.1657): 6.11.1656.

6 NA, NFJ 71 (Dagregister Dejima, 26.10.1657-23.10.1658): 14.11.1657.

7 NA, NFJ 71 (Dagregister Dejima, 27.10.1657-23.10.1658): 24.4.1658, 27.4.1658, 17.6.1658.

8 NA, NFJ 71 (Dagregister Dejima, 27.10.1657-23.10.1658): 10.7.1658.

9 NA, NFJ 79 (Dagregister Dejima, 28.10.1665-18.10.1666): 6.5.1666.

10 原三信編『日本で初めて翻訳した解剖書』(一九九五年)参照。

11 "den gouverneur sent ons weder een doctor om alhier in d' chirurgie onderwesen te worden, so dat onsen chirurgijn soo doend' wel haest do sijn werck sall krijgen, om Esels te promoveeren sijnd' nae't seggen den tolcken, desen doctor med' een dienaer van d'heer van Sikingo, gelijcq d'andere, die onlangs met een groot promotie brieff van hier gescheijden sijnde, apparent desen mede gaend' gemaeckt heeft om insgelijcx sulcken schoonen geleerden hollantse brieff te bekomen." [NA , NFJ 87 (Dagregister Dejima 1673-1674): 16.2.1674].

12 "Op den avont wiert onsen chirugijn ontboden ten huise van 's keijsers opper medecijn Zoyits-donno [= 宗悦] aldaer wegens veelderleij sieckten der selver genesingen, en toestel van medicamenten ondervraaeght, en voorts met spijs en dranck eerl[ijck] getracteert 'tschijnt dese heijdenen noch altoos poogende van ons te leeren och lacen meijnen dat de Europase heel const soo inder haest mit een weinigh 'tsamen sprekens tusschen haer on een Chirurgijn, ende dat noch extempora en ongepramediteert voorvallende grondelijck te begrijpen sij." [NA, NFJ 67 (Dagregister Dejima 1653-1654): 14.2.1654].

13 Stadtarchiv Leipzig, I. Sektion, Tit. LXIV 29, fol. 6b-10.

14 Wolfgang Michel: Von Leipzig nach Japan, p. 14ff.

15 Cornelis Herls: Examen der Chyrvrgie.1645. 人気の高いこの問答式試験マニュアルはドイツ語にも訳された (Examen Chirurgiae Oder der Wund-Artzney In Frag und Antwort zusammen getragen Durch M. Cornelium Herls. Nürnberg 1676).

16 ドイツ・バイエルン州立図書館 (Bayerische Staatsbibliothek) 蔵。

17 "Zijn ander mael met uijtleggen wegen 't prepareren der medicijnen voor Sickingodonne met voorschreven doctoor ginsjo en al

de tolcken besigh geweest." [NA, NFJ 69 (Dagregister Dejima 1655-1656): 27.5.1656].

18 今村英明「今村英生 — 洋学の発展に貢献したオランダ通詞 — 」『九州の蘭学 — 越境と交流』、五〇〜五五頁。

19 Engelbert Kaempfer: Heutiges Japan. Band 1, pp.6-7.

20 ヴォルフガング・ミヒェル「カスパル・シャムベルゲルとカスパル流外科（I）」。ヴォルフガング・ミヒェル「紅毛流外科の誕生について」。

21 『阿蘭陀外科指南』（元禄九年刊）及び「阿蘭陀外科書」（京都大学、富士川文庫）のような数々の写本に見られる「外科総論」である。

22 Wijnaendts van Resandt, 1944, p. 264.

23 古賀十二郎『西洋医術伝来史』、七五〜七九頁。ヴォルフガング・ミヒェル「嵐山甫庵 — 朝廷の医師に任ぜられた平戸外科医」『九州の蘭学 — 越境と交流』、二九〜三三頁。

24 幸田成友『和蘭雑話』、二一八〜二一九頁。

25 平戸市生月町「島の館」蔵（平戸観光資料館旧蔵）。

26 「日」の異体字。

27 ポルトガル語 lavamento（洗薬）。

28 オランダ語 siroop（シロップ）。

29 ラテン語 Theriaca（薬剤と蜂蜜を練り合わせた膏薬。解毒剤）。

30 ラテン語 Mithridat, mithridatum, mithridatium または mithridaticum、六五種の原料からなる解毒剤。

31 Confectio Hamech（舐剤の一種）。

32 Opium（阿片）。

33 オランダ語 sublimaat, Sulphur sublimatum（硫黄）。

34 ラテン語 Ruptorium（水酸化カリウムなど）。

35 ラテン語 Aqua Vitrioli（硫酸）。

36 オランダ語 brandewijn（焼酎）。

37 オランダ語 destilleren（蒸溜する）。

38 ラテン語 Anatomia（解剖学）。

39 沼田次郎（『洋学』、三二頁）による簡単な紹介は、柱芳樹の論文（一九三六、一九三七）に基づいている。

40 「御家中系図」（岩国市岩国徴古館蔵）、「朝枝英仙」。この史料を提供してくれた岩国徴古館の松岡智訓にお礼を申上げる。柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（上）、八三頁。

41 柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（上）、八三頁。

42 柱芳樹「長崎に渡来した独立禅師の岩国における資料」（上）、八三頁。

43 □ の追加は筆者による。

44 朝日新聞社編『開国文化史料大観』、五九頁。

45 川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』、一九二頁。

46 中津市歴史民俗資料館蔵（深水通氏寄贈）。

47 「辛島家祖画像」、巻物、中津市辛島家蔵。

48 川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』、一九二頁。川嶌眞人「辛島正庵 — 種痘に生涯をかけた医師たち」、W・ミヒェル・鳥井裕美子・川嶌眞人共編『九州の蘭学 — 越境と交流』、一四〇頁。

49 川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』、一九二頁。

50 和はやわらげ、つまり和訳の意。口和（くちやわらげ）もある。

51 『通航一覧』（巻二五〇、三二一頁）では、「瀬尾昌琢」となっている。

52 瀬尾昌宅の蘭医免状、京都大学附属図書館所蔵。

53 瀬尾昌琢『外科心鏡集』序文、（林道栄自筆、寛文七年）、京都大学附属図書館所蔵。興味深い事に、林道栄の娘は、商館医の資料を収集し紅毛流外科の普及に努めた河口良庵の妻であった。

54 古賀十二郎『西洋医術伝来史』、九四頁。詳細については『寛政重修諸家譜』も参照。

55 太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』、三九二〜三九三頁。

56 印章の意（マレー語 tjap より）。

57 Kleiweg de Zwaan: Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner, p. 458　古賀十二郎『西洋医術伝来史』形成社、昭和四七（一九七二）年、六九頁。

58 Kleiweg de Zwaan: Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner, p. 458 より
西玄甫が沢野忠庵に南蛮流外科を学んだとする研究者は少なくないが、確証は得られていない。

59 一六八三年、江戸へ赴いた商館長クライヤーは、西玄甫の語学力を高く評価している。

60 酒井シヅ、小川鼎三「『解体新書』出版以前の西洋医学の受容」『日本学士院紀要』第三五巻三号、一九七八年、一三五～一三六頁。飯塚修三「西玄甫より久原甫雲に授与された阿蘭陀流免許状」。

61 この免状を日本人による史上初の阿蘭陀流免状とする著者が多が、河口良庵春益（一六二九～一六八七）はすでに寛文六年も養子の了閑に「カスパル流免許状」を与えた。川島恂二（一九八九）、八〇頁参照。

62 「阿蘭陀流外科免許状」。津山洋学資料館蔵。

63 W・ミヒェル、杉立義一「太田黒玄淡の阿蘭陀外科免許状とその背景について」参照。

64 古賀幸雄編『久留米藩旧家由緒書』五一頁。

65 久留米藩第三代藩主、有馬玄蕃頭頼利。承応四～寛文八（一六五五～一六六八）年まで在位。

66 下総国関宿城主、久世大和守広之。寛文二～寛文三（一六六二～一六六三）年まで若年寄、寛文三～延宝七（一六六三～一六七九）年まで老中を務める。この時は恐らく老中であろう。

67 徳島藩五代藩主、蜂須賀阿波守綱通。寛文六～延宝六（一六六六～一六七八）年まで在位。同年七月晦日没。

68 扶持米のこと。一人扶持は、玄米一日五合の割合で、月で一斗五升、年で一石八斗。

69 銀一枚は四三匁。銀五〇匁で金一両となる。一匁は三・七五グラム。金一両は、現在の七万円くらい。

70 すばらしいこと、めでたいこと。

71 元禄七（一六九四）年の長崎奉行は、山岡景助、宮城和澄、近藤用高の三名。長崎代官は、延暦四（一六七六）年に末次平蔵茂朝が流罪に処せられ、以後若年寄が代官事務を代行処理することになった。

72 徳島藩四代家老。長谷川主計貞長。寛文元（一六六一）年に家督を継ぐ。宝永五（一七〇八）年没。

“Verschijnt neffens de Tolken, een Japanse Doctoor van den Rijcxraet Koesenojamattos[72] omme door onse Chirurgien in de heelconst onderwesen te werden, daer toe w’gaerne ten respecte van genoemde Rijcxraet voorn[72] Chirurgien toe recommandeerden sijn vleijt en vermogen te doen.” [NA, NFJ 81(Dagregister Dejima 1667-1668): 17., 18., 19., 20., 21.12.1667].

73 溝上家蔵（故杉立旧蔵）。

74 石井健次「稲葉家の御典医江藤幸庵と幸碩」。

75 石井健次「稲葉家の御典医江藤幸庵と幸碩」、一一三頁。

76 NA, NFJ 81 (Dagregister Dejima 1667-1668): 17.- 21.12.1667.

77 NA, NFJ 87 (Dagregister Dejima 1673-1674): 27.4.1674.

78 蒸溜器などについて、Michel / Werger-Klein (2004) 参照。

79 石井健次「稲葉家の御典医江藤幸庵と幸碩」、一一一～一一三頁。

80 石井健次「稲葉家の御典医江藤幸庵と幸碩」、一一六頁。

81 委しく。

82 石井健次「稲葉家の御典医江藤幸庵と幸碩」、一一三頁。

83 「蘭方製薬法」（外題）、筆者蔵。

84 酒井シヅ「日本最初の西洋解剖書の翻訳 — レメリン解剖書の訳本と一七世紀の蘭方外科」。

85 Mr = Meester、親方、外科医。

86 “Verschijnen 2 ’s gouverneurs bongioisen met een dienaer vande heer van’t lantschap bongo om door onsen arts inde chirurgie onderwesen, en gepromoveert te werden.” [NA, NFJ 97 (Dagregister Dejima 1683-1684): 12.7.1684].

87 “van den morgen komen hier op mijn kamer 2. bongioisen van den Gouv: uijt order van sijn E: met een Japansen doctor die soo de loecken seijden in Jedo bij meest al de grooten in aansien en een seer goet vrundt van beijder Gouvermeurs was, om door onsen oppermeester inde chirurgie onderwesen en gepromoveert ’t werden, den oppertolck Brasman en Sinnemon verhaalde met eenen dat den tolck der Commissarissen Gimpo, in Jedo, was overleden en dat sijn soon die mede de portugeese taal verstont in sijn plaats soude succedeeren.” [NA, NFJ 98 (Dagregister Dejima

1684-1685): 22.11.1684].

88 故和田和代蔵、現在は国立科学博物館の和田コレクション収蔵と思われる。

89 NA, VOC No. 700, 5.10.1685.

90 酒井シヅ「日本最初の西洋解剖書の翻訳 ― レメリン解剖書の訳本と一七世紀の蘭方外科」、九五頁。

91 NA, NFJ 99 (Dagregister Dejima 1685-1686): 30.7.1686; 5.8.1686; 30.9.1686; 3.11.1686 など。森永種夫編『犯科帳　長崎奉行所判決記録』、第一巻、一六五頁。

村上玄水著「天地分體論」草稿について

大島明秀

はじめに

近世後期中津藩の学者村上玄水[1]（一七八一～一八四三）は、一連の仏教天文学関連の写本・著述を作成し、その主唱者釋圓通（一七五四～一八三四）と論説に対する批判を展開した[2]。このことは、玄水が天文学に並々ならぬ関心を寄せていたことを示している。

このような玄水の天文観は「天地分體論」にまとめられている。この論考は、当時江戸で「蘭学」研究の大家としてその名を轟かせていた宇田川榛齋（玄真）（一七六九～一八三四）の一読を願うほどの玄水の自信作であった[3]。

叢書第八巻で主題としたのはここに述べた「天地分體論」の成稿（「村上医家史料館　文書資料目録」[4]二部四七）であったが、一方でその草稿と見られる史料（「目録」二部四八）についても現在伝わっており、そこには様々な加筆、修正等が確認できる（図一、二）。

ついては、「天地分體論」成稿に至る村上玄水の思索過程を探るために、以下、該当史料の原文および書誌を提供し、内容分析を行う。

図一　「天地分體論」草稿の内題（村上医家史料館蔵）。

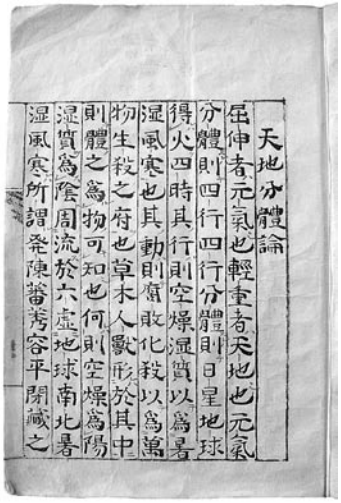

図二　成稿の内題（村上医家史料館蔵）。

一、書誌情報

「天地分體論」の草稿と目される原稿は、半葉九行の罫枠を刷った楮紙一一枚を袋状にし、紙平紐によって四つ目綴じにした仮綴写本である（図一、二）。ただし、九丁表から一〇丁裏の二葉は、同罫紙を三行余で断った切紙を用いている[5]。また、二丁から四丁にかけては袋の内側にも墨書で記入しており、この間は墨の裏写りが甚だしく、判読は困難を極める状態である。

また、表紙は付されておらず、縦二四・七糎×横一七・一糎、すなわち半紙本に相当する大きさである。表記は漢文で、各丁に写者による付加ならびに訂正など多数の書き入れが確認できる。内題は「天地分體論」と打ち付けられており、その右方の欄外には「論地之球平」と記されている。

本史料の作成者は、巻末に打ちつけられた写記「村上玄水卓九拝[6]」から明らかであるが、加えて「有」字の下部の「月」が全て「日」と記されていることや、字が平たく右払いや右はねに力が込められた筆跡は、間違いなく玄水の自筆写本であることを示している。

その内容や、書き入れされた付加ならびに修正記述の大部分は成稿に反映されており、本史料は間違いなく草稿段階の原稿であると位置づけることができる[7]。成稿の成立期は文政二（一八一九）年三月八日から文政一三（一八三〇）年十月二八日の間と推測されることから[8]、草稿もその頃に記されたものと考えられる。

二、写本の内容

本史料の「天地分體論」をめぐる記述と成稿との差異は、時折文章や語彙表現に認められる程度である。

例えば、草稿の冒頭で、天地の元氣を分體するものは「四元[9]」と述べているのに対し、成稿では「四行[10]」と修正している。或いは、草稿では人に備わっているものは「五體[11]」とされているが、成稿では「五宣[12]」と改められている。その他、草稿で「湿蒸[13]」、「變物[14]」、「風轉[15]」、「参差[16]」と表現した言葉を、成稿ではそれぞれ「鬱蒸[17]」、「化物[18]」、「風化[19]」、「諸差[20]」と訂正している。また、草稿の文章中にしばしば見られる動詞「致[21]」は、成稿では「為[22]」に変更されている。

ところで、本史料には「天地分體論」以外の記述が確認できることはこれまで知られていなかった。該当箇所は、袋綴じが裂かれた二丁表の裏側、同丁裏の裏側、三丁表の裏側、同丁裏の裏側、四丁表の裏側である。墨書の裏写りが厳しく極めて判読しにくい状態であるが、そこには天文や病理に関する言及が認められる。

まず、二丁表の裏側から同丁裏の裏側では、「有列子」なる人物が「地の球体説」を批判した言論に対し、「無列子」がさらに反駁を加えている。一丁表右欄外の「論地之球平」

は、ここの記述と関連する墨書と思われる（図一、三）。

図三　「地の球体説」の正否をめぐる記述が見える。

日出、日没、海と山からの地形の眺望を材料として展開される「無列子」の地の球体説擁護（「有列子」に対する弁駁）は、まだ理論的に十分に整備されたものとは言えないが、ともあれこの構図は「六祖玄水屈伸録」に極めて類似している。

というのは、「六祖玄水屈伸録」では、「無外子」を名乗る玄水が、「有外子」と仮の名を付した仏教天文学の開祖釋圓通の天地観を論駁しているのである[23]。よって「天地分體論」草稿に登場する「無列子」は村上玄水のことで、「有列子」が圓通を指すことは明らかである。

加えて、海と山からの地形の眺望を反証材料としている部分は、釋圓通に対する論駁が結実した村上玄水の著作「老野子」と一致する[24]。「老野子」の前段階的著作と位置づけられる「六祖玄水屈伸録」でもこの反論材料が挙げられているが[25]、これらの中で「天地分體論」草稿における記述が最も整理されておらず、「六祖玄水屈伸録」以前の文案と見ることが可能であろう。したがって、最終的に「老野子」に至った仏教天文学をめぐる記述は、「天地分體論」草稿→「六祖玄水屈伸録」→「老野子」の順に成立したと考えられる[26]。

続いて、三丁表の裏側にかけては「壊血病」の仕組みが記されている。この病は、現在ではビタミンCの欠乏によって、出血や静脈血栓など体内の各器官で出血性の障害を引き起こし、死に至らしめる病気として周知されている。

この言及の中で、玄水は「壊血病」を「熱壊血病」、「寒壊血病」、「塩壊血病」の三種に分け、さらにそれぞれの病に起因する「毒」を「アルカル塩毒」、「酸烈塩毒」、「尋常鹹塩毒」と位置づけている。

玄水によれば、「熱壊血病」とは、身体と顔に大きな熱をもたらし、多量の出血を引き起こす病である。暑い国では生の調理が多く、食物が新鮮で清潔でない状態にあることで毒が生じ、さらに「血中の塩液」が「気の大熱」によって鬱沸されることで「アルカル塩毒」が醸生され、「熱壊血病」に至ると説かれる。

次に「寒壊血病」は、身体を冷やし、口中に酸が出、さらにあくびと発汗、身体を青白くさせ、口内唇を青を帯びた灰色にさせる症状を生じさせる病である。湿性が高い人や寒い

国では、「気の寒固」により「血中塩」が凝り固まりやすくなって「酸烈塩毒」が生じ、「寒壊血病」に至るという。また、怠惰な生活、運動不足、不摂生な飲食は「酸敗」（酸化）を促し、「酸辛毒」（「酸烈塩毒」のことか）を生じるという。最後の「塩壊血病」は、「塩漬の食物」や「塩蔵の肉」などで塩分を過剰に摂取することで、塩が血中のいたるところに染み浸ることで「尋常鹹塩毒」が生じ、それによって引き起こされる病である。いささか説明が曖昧で、前二つの「壊血病」とはいささか趣が異なる。いずれにせよ、玄水の説明する「熱壊血病」と「寒壊血病」の症状は、現在の壊血病のそれに適合するものである。

ここで玄水の用いた「壊血」や「粘稠」という用語は、同時代に活躍した京都の医師吉雄元吉の著述に確認できる。初めて本格的に研究したヴォルフガング・ミヒェルによれば、元吉は「酸味液篇」、「荷烈液篇」、「膽［贍か］汁液篇」、「粘稠液篇」、「血急液篇」、ならびに「壊血篇」という章題の下で西洋近世の体液病理学を論じている。

しかしながら、村上玄水と吉雄元吉における用語の一致はごく部分的なものであり、その関係性を裏づけることは困難である。また、出典を示す記述も認められないことから、玄水がどこからこのような情報を得たのか、現時点でつきとめることは難しい。

続く四丁表の裏側には友人に送る手紙か詩文の一部と推察される文案が見られるが、その詳細は不明である。これをもって「天地分體論」以外の記述は終えられている。

おわりに

本史料には、その成稿に至る前段階の文案のみならず、釋圓通の見解に対する村上玄水の論駁、さらには「壊血病」をめぐる論述、ならびに友人に送る文章の草案が確認できた。検討の結果、「天地分體論」の草稿と成稿の差異は、その内容よりは文章や語彙表現に多く見られることが判明し、その作成過程における村上玄水の思考の変遷がさほど明らかにはならなかった。

むしろ本史料は、「天地分體論」以外の記述に豊富な示唆を含むものであることに価値がある。例えば、釋圓通に対する反駁の文案には、玄水がどのような段階を経て仏教天文学的知識に対する論駁を構築したのかを窺うことができる。

また、「壊血病」をめぐって展開された記述も興味深いところである。玄水は何を典拠としたのか、或いは、この知識をどのように眼差し、用いようとしたのか、など疑問は尽きない。これらの課題については後日を期したい。

【史料】「天地分體論［草稿］」

【原文】

［一丁表］

天地分體論

屈伸者元氣也輕重者天地也元氣分

則四元四元分體則日星（球）地星得火則四

時其行則○暑濕風寒其動則腐敗化殺暑

濕風寒者腐敗化殺之本也腐敗化殺者

萬物生殺之府也草木人獸形其中則體

之爲物可知也何則空燥爲陽濕質爲陰

周流於六虛地星（球）南北暑濕風寒○発陳

蓄莠容平閉藏之事成也空燥濕質爲四

［右欄外］

二域

■■　論地之球平

［上欄外］

空燥濕質其

和則以爲暑

濕風寒（也）其動

則腐敗化殺

以爲萬物生殺

之府也

［下欄外］

所謂

［一丁裏］

行氣水火土也陳莠平藏爲四時春夏秋

冬也故地有五帶一煖二正二寒是也人

有五體煖平寒大熱寒是也地帶近大陽

則萬物動搖山澤濕蒸混濁腐敗之氣並

起所謂発陳之時也動搖濕蒸益盛則積

陽腐敗之氣益起所謂蓄莠之時也地帶

遠大陽則萬物收斂山澤濕冷清靜寒冷

之氣並起所謂容平之時也收斂濕冷益

盛則積陰寒冷之氣益起所謂閉臧之時

［二丁表］

也和之以風化鼓之以雷雨而曲直屈伸

大小軽長之物生也陽虛氣也陰實氣也

腐敗變物也引力凝物也形之以諸引力

化之以風轉合聚離散之道成也壯火乾

枯少火腐敗故物得水濕加之以壯火沸

熱爲乾枯加之以少火鬱蒸爲腐敗燥火

得濕風海水得風波于寒爲凍

火濕相強大生風火濕相反不生風夏冬

風少春秋風多是夏日無雲風春爲常風

［二丁表の裏側］

無列子問有列子曰地形圓者乎有列子
曰人以地爲球何故然○吾居正帶真北
（夏至則日至夏至吾後吾後）
地南面○觀日行用出○東○没○西其行不旋轉
於北不旋轉於南没於西則平球可知
（吾）
也冬至則出○前東中於南没吾前西其
行亦不旋轉於北没於西也（何）加三大洲也
以地爲平則日出地穴入地穴○未聞有地穴也（其）
以暮雲千里爲地平（平）之規人目不見○二十（不過）
里也何以千里爲規也十七八里有海直不見其（得）
［上欄外］
吾前
中於○南
［左欄外］
○然則
［二丁裏の裏側］
（ロク）麓登山見麓其圓可知也
者痿委（黄）病之類
壞血病脈病也血液甚粘稠凝塊運行不快流累積
諸部遂致腐壞也其爲毒分三種曰アルカル塩毒曰酸
（毒）烈塩尋常鹹塩毒也其爲証各部疼痛赤班青班酷
厲潰瘍歯牙疼痛歯断活壞血腐壞浸蝕口中悪臭身体懈
堕困重積神苦悶煩燥性仲也アルカル塩毒爲熱壞
血病酸烈塩毒爲寒壞血病尋常鹹塩毒爲塩壞血病
熱壞血病者身體大熱面部炬熱寒■多血及人熱性之
［二丁裏］
晝自海致夜自山致山陸兩岸其中間十
七八里常風相致舟揚帆而不能行故雲
出颱乎爲風中散颱乎爲颶葢東西致者
有南北致者有東北者有西南者有東西
南北者故上行者曰上風下行者曰下風
具四方之風者曰颶風（所謂）○八風東北爲炎東
爲滔東南爲薫南爲巨西南爲涼西爲颶
西北爲厲北爲寒天地得之以作萬物草
木得之以散鬱氣人獸得之以鮮百體魚
［三丁表］
鼈得之以遊水波其風腐者（亦）○天地之大物
也故和四氣正々之鬼神也致神明不測
之萬物者也腐敗變也風亦變也變爲諸
氣又成参差参差成異體諸氣生諸味風
變不可撮見敗變則空淡辛質塩酸渋油
粘苦甘也又唯引力合之則成體有體者
有重力重者得天火爲動天氣下爲雲地
氣上爲雨雨出地氣雲出天氣是以天火

爲動地氣爲薪大陽在上諸星在下大陽

［右欄外］

遊　　亦

［三丁表の裏側］

人○調理亦多生此毒或○熱國不得新鮮清潔之
食物血中之塩液因時気之大熱所爲鬱沸
醸生此毒也寒壊血病者身躰寒冷中○中酸味
呑酸噯気発汗身躰青白色而口内唇等亦灰
合而帯青色也湿性之人寒國之人多此生失調護亦
毒又旅行於寒國因時気之寒固血中
塩易所○爲凝塊生此毒又人■懈堕安坐而
不起居身躰不運動或食粗悪之飲
食爲酸敗而遂生○酸辛毒也

［右欄外］

失　護　　旅行於

［上欄外］

○熱國人

［左欄外］

此

［三丁裏の裏側］

易治也備険症者難治也其得之因塩○塩鹹過食
之飲食塩漬之食物塩藏之肉血中盡所為染
浸塩鹹生此毒也

治法在分利粘稠凝液甘解酷厲毒駅通散
導泄腐敗悪物自於汗穴大小便

［右欄外］

塩壊血病口中常有鹹味甘諸症軽易者

［三丁裏］

之動力動諸星諸星之重力爲厚土動引
而萬物生重争而軽重分故象氣上速形
氣上遲也速力発弾力遅力発遠心力遠
心力発求心力血液之運行蓋以是也心
発弾力動血脉発遠心力静血脉爲求心
力手足爲動有體之重力也體之爲動有
足之重力也発以弾力及以遠心力反以
求心力其行也體嚮前爲速力益嚮爲加
鞭力進而退退而進有走速者有走遅者

［四丁表］

元氣参差故也有體寒者有體煖者元氣
参差故也由是觀之所以其爲五體其爲
異形其遅速之爲行其地球之爲行亦蓋
以是也煖寒相合者爲平平體者精神内
守然則病安從來煖體加煖煖勝寒體加
寒寒勝加平體其加者勝損勝益敗減加

從常是以平體減加煖體從其煖寒體從
其寒所以藥之奏功而治療之法所以有
四時之別也有火凝者火引也有寒凝者
［四丁表の裏側］

得鮎塩其腹以欲送所思往乎
從　君役苦心将不勤良友トリ
我手而後至江府江府有良友
即指烏與焉久別厚友情令

我親飲酒肴‖草（カウハシ）‖故里酩醒
實遂多酔去至賜屋友己辞
有無燈不問有役水不聞有其友即本
即主人聚以無蒸談話語夜以深明
星道有爛
［四丁裏の裏側］
［四丁裏］
寒引也腐敗爲諸質又爲鎌渋力草木人
獸者火引也雨霜氷雪者寒引也地球砂
石金玉者鎌渋也有火引而長者有寒引
鎌渋而不長者火力腐敗之火力濃成之
者諸味之氣也寒力凝固之火力解成之
者糞土也養育以糞土長短因火力者草
木也合聚以合氣養育以各味者人獸也

凝濕氣凝水液者雨霜氷雪也凝
細砂凝腐液者地球砂石金玉之類也空
［五丁表］
氣得火入水濕質得火出天空火無象因
物爲象濕質有形得空火爲用此爲合氣
所謂游氣也是以四氣者透通散大其氣
無所不通至物皆無不有其氣也故有氣○
引力合之質氣引合則爲細土湿氣引合則
水液大引爲大小引爲小軽重上下争争
屬屬空氣通之火氣蒸之而覆載之德成
矣虚中有人獸具諸味土上有草木具諸
味有具一味者有■具○二三味者有具衆味
［下欄外］
則
［左欄外］
其
［五丁裏］
者○所以草木異主治花形而以人獸異
煖寒賢愚也其具人身者曰空淡辛質塩
酸渋油粘苦甘也故動血脉含具其氣血
以鮮活也諸部腺分離諸味體用健也空
淡辛質者精浄之氣也塩酸渋油粘苦甘
者
者腐敗之氣也精敗相合○者和○爲合氣

合氣圍滿上下萬物以芒人獸以養何則
網罟魚養小器勞且死合氣速濁故也養
之數清水久積不死合氣不濁故也穿地
［右欄外］
其參差者
［六丁表］
爲池魚自生有其可生活之理生出其不
可生活之條止是以地球之人物其數可
知山海之魚獸其數可知也氣老濁而爲
病以不堪其用也氣參差而爲病以不得
其和也故空燥多則爲旱質濕多則爲腐
腐多腫瘡毒旱多慓悍毒是以疫癘濕■瘍
以ㇾ是生
起也塩酸渋油粘苦甘不調患熱及閉塞
溜飲痼冷等是以人獸不免疾病也虚中
有有有中有虚凝而爲三腔百體流動故
［上欄外］

■

［六丁裏］
虚中之有入肺鮮活静血脉有中之虚出
腠理導引動血脉其氣者則空間其質玄
氣也其淡者則滋潤其質水也其辛者則
乾動其質火也其質者則骨立其質土也
其塩酸渋油粘苦甘者四行積年腐敗之
氣也皆相俱入人身故其氣亦通徹塩刺○
酸敗也渋閉合也油圓也粘鎌也苦寒也
甘和也故食塩爲熱治刺敗液止腐食酸
爲痛治敗肌肉爲收斂食渋爲縛治閉諸
［下欄外］
也
［七丁表］
穴止利食油止痛治圓方角爲收瘡食粘
爲着治鎌諸毒爲痰食苦鎮腐治冷悍熱
硝火食甘止痛治柔酷液平毒四味爲之
元七味爲之養故間潤動立所以爲體也
塩酸渋油粘苦甘所以爲養也而其味皆
昇降人身諸部其液各異也涙液與汗液
其腺異則其液亦異也故有養某液宜何
養某液不宜何者也不可○不察也空淡辛質
塩酸渋油粘苦甘之諸液盈滿諸部而腺
［七丁裏］
泌別之供體用其液則靈液鼻液涙液耳
液肺液肺空液肺管液心包液血球液脉
○
管液乳液汗液唾液胃管液胃液膽液肝
液脾液膵液小腸液大腸液虫様液腸網
液門脉液小腎液腎液輸尿液膀胱液尿
○
道液尿液睾丸液輸精液精嚢液精液陰

茎液子宮液子宮○腟液靭帶液軟骨液骨液
爪液歯液毛液巣臼液諸膜液水脉液也
而火爲之主宰或引或動以爲萬機嗚呼
［八丁表］
火者萬者（百體）之主母也天地之綱紀也有○空
濁相俱合故爲三腔諸器中有空故爲流
動是以有之爲用有氣之空間也血液靈
液之爲用有水之滋潤也乾燥爲動骨立
爲象（形）乾燥之爲動有骨立之爲形也獨陽
不然獨陰不動陰挿陽陽挿陰萬物以動
揺矣運化釜中之熱湯也意識釜下○（之）薪火
也令沸熱之○（在）天火令長久之在熱湯屈静
伸動相生以爲行静受動應萬變以爲機
［右欄外］
○三氣與
［八丁裏］
屈静爲案伸動起爲術静質爲形動力觸
爲聲○是以有物有則有形有動陰陽之合
其有故哉正中之存其有故哉意識之有
指機其有因哉萬物之有法則其有因哉
因故以安百體随因以爲（處）萬事一是○以上医（謂分體自■■是以）
者上不取乎古方中不取乎後世及蘭下（上之医）
不取乎未産之医也一故萬應萬性百應百
性無有強弱寒煖可以贊天地之化育可
以定鬼神之不正嗚呼妙乎分體有則之
［上欄外］
分體千轉以
知萬物有條
理也風腐萬
變以知生後
世○異物也（生）
［九丁表］
理大哉矣

村上玄水卓九拜

［九丁裏］
［一〇丁表］
［一〇丁裏］
［一一丁表］
［一一丁裏］

【補訂】

［一丁表下欄外］
○「所謂」は、一丁表七行目下部の○で示された箇所に入る。

［二丁表の裏側左欄外］
○「然則」は、挿入されるべき箇所の表示が確認できない。
［三丁表の裏側上欄外］
○「熱國人」は、三丁表の裏側一行目上部の○で示された箇所に入る。
［五丁表下欄外］
○「則」は、五丁表四行目最下部の○で示された箇所に入る。
［五丁表左欄外］
○「其」は、五丁表九行目中部の○で示された箇所に入る。
［五丁裏右欄外］
○「其參差者」は、五丁裏一行目上部の○で示された箇所に入る。
［五丁裏六行目］
○「合○者和○爲」は、者と和の入れ替を示す。よって「合和者爲」となる。
［六丁裏下欄外］
○「也」は、六丁裏六行目最下部の○で示された箇所に入る。
［八丁表右欄外］
○「三氣與」は、八丁表一行目下部の○で示された箇所に入る。

【参考文献及び史料】

参考文献

▲石田秀実『中国医学思想史　もう一つの医学』、東京大学出版会、東京、一九九二年。

▲今永正樹『医亦従自然也　村上医家事歴志』、村上記念病院・村上医家史料館、中津、一九八二年。

▲大分県教育会編『大分県人物志』、歴史図書社、東京、一九七六年。

▲大島明秀「佛國暦象編」（ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第一巻、二〇〇三年、四〇～一〇四頁所収）。

▲大島明秀「村上医家史料館所蔵写本『老野子』における「有外子」・「老野子」とその背景」（ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第三巻、二〇〇五年、二二～五二頁所収）。

▲大島明秀「村上玄水写「六祖玄水屈伸録」とその背景―写本「老野子」との関連性を中心に」（ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館医家史料館叢書』第六巻、二〇〇五年、一～二四頁所収）。

▲大島明秀「村上玄水著「天地分體論」とその背景」（ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館医家史料館叢書』第八巻、二〇〇八年、七一～九五頁所収）。

▲大塚恭男［ほか］編『講談社東洋医学大事典』、講談社、

東京、一九八八年。
▲川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』、西日本臨床医学研究所、中津、一九九二年。
▲川嶌眞人『医は不仁の術　努めて仁をなさんと欲す』、西日本臨床医学研究所、中津、一九九六年。
▲漢方医学大辞典編集委員会編『漢方医学大辞典』、雄渾社、東京、一九八三年。
▲黒屋直房『中津藩史』、碧雲荘、東京、一九四〇年。
▲最新医学大辞典編集委員会編『最新医学大辞典』第二版、医歯薬出版、東京、一九九六年。
▲下毛郡教育会編『下毛郡誌』、大分県下毛郡教育会、中津、一九二七年。
▲釋圓通撰、釋智轂校『佛國曆象編』五巻五冊、縦二七糎×横一九糎、文化七年釋智轂、釋圓通序、巻之一…五〇丁、巻之二…四三丁、巻之三…四九丁、巻之四…五七丁、巻之五…五二丁。個人蔵。
▲創医会学術部編『漢方用語大辞典』、燎原、東京、一九八四年。
▲中医研究院、広州中医学院、成都中医学院編著、中医学基本用語邦訳委員会訳編『中国漢方医語辞典』、中国漢方、東京、一九八〇年。
▲中村謙介『和漢薬方意辞典』、緑書房、東京、二〇〇四年。
▲南京中医学院編、石田秀実監訳、島田隆司［ほか］訳『現代語訳　黄帝内経素問』上・中・下巻、東洋学術出版社、市川、一九九一～一九九三年。
▲W・ミヒェル「村上玄水の略歴」（同編『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第一巻、一～六頁所収）。
▲ヴォルフガング・ミヒェル「吉雄元吉―忘れられた蘭学者の生涯と著作について―」（『言語文化論究』第二三号、二〇〇八年、八九～一〇九頁所収）。
▲山崎有信『豊前人物志』、美夜古文化懇話会、福岡、一九七三年復刻版。
▲山田慶兒『中国医学の思想的風土』、潮出版社、東京、一九九五年。
▲山田慶兒『中国医学の起源』、岩波書店、東京、一九九九年。
▲吉田洋一「解臓記并道原」（ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第一巻、二〇〇三年、七～三九頁所収）。
▲盧玉起、鄭洪新編著、堀池信夫［ほか］共訳『中国医学の気　黄帝内経医学の基礎』、谷口書店、東京、一九九三年。

史料

▲村上玄水著「四元行火吸之論」（写本、仮綴四丁、二七・八糎×一九・九糎、文化一一年成、村上医家史料館蔵）。
▲村上玄水著「天地分體論」（写本、仮綴一二丁、二七・〇糎×一七・一糎、村上医家史料館蔵）。

▲村上玄水著「天地分體論［草稿］」（写本、仮綴一一丁、二四・七糎×横一七・一糎、村上医家史料館蔵）。

村上玄水については、今永正樹『医亦従自然也　村上医家事歴志』、一〇一～一一〇、一一九～一三二頁。川嶌眞人『蘭学の泉中津に湧く』、一六四～一六九頁。参照。

該当する史料として、「佛國暦象編」、「老野子」、「六祖玄水屈伸録」といった写本が挙げられる。また、仏教天文学（梵暦）の柱はその天地観と暦の二つであるが、玄水は天地観にのみ関心を示している。拙稿「佛國暦象編」、同「村上医家史料館所蔵写本『老野子』における「有外子」・「老野子」とその背景」、同「村上玄水写「六祖玄水屈伸録」とその背景―写本「老野子」との関連性を中心に」参照。

以下、「目録」とする。

叢書第九巻に附した「目録　第二部」で、本史料の紙数は九丁となっているが、これは切紙の二葉を除いた数である。

草稿、九丁表。

史料には「天地分體論」としか題されていないが、成稿と区別するために、本稿では便宜上「草稿」とする。

拙稿「村上玄水著「天地分體論」とその背景」、七二頁。

「草稿」、一丁表。

「天地分體論」、一丁表。

「草稿」、一丁裏。

「天地分體論」、一丁裏。

「草稿」、一丁裏。

「草稿」、二丁表。

「草稿」、二丁表。

「草稿」、三丁表。

「天地分體論」、一丁裏。

「天地分體論」、二丁表。

「天地分體論」、二丁表。

「天地分體論」、三丁表。

「草稿」、二丁裏など。

「天地分體論」、二丁裏など。

「無外子」は圓通の本当の号であり、玄水がなぜその「無外子」を名乗ったかは謎である。拙稿「村上玄水著「六祖玄水屈伸録」とその背景―写本「老野子」との関連性を中心に―」参照。

拙稿「村上医家史料館所蔵写本『老野子』における「有外子」・「老野子」とその背景」、二四頁表一。

拙稿「村上玄水写「六祖玄水屈伸録」とその背景―写本「老野子」との関連性を中心に」、五頁表一。

おそらく玄水が圓通の号を名乗ったままでは不都合であろうから、「老野子」では玄水が「老野子」を名乗り、無外子釋圓通には「有外子」と仮名を付しなおしている。拙稿「村上医家史料館所蔵写本『老野子』における「有外子」・「老野子」とその背景」参照。なお、この「老野子」関連史料と、村上玄水写「佛國暦象編」ならびに「四元行火吸之論」（一八一四成）の位置づけについては後稿で検討したい。

ここで元吉は、黒胆汁液（melancholia）、黄胆汁液（cholera）、血液（sanguis）、粘液（phlegma）という古来の四体液はここで「胆汁液」、「血液」および「粘稠液」と呼び、さらにそこにイアトロ化学の概念として酸性とアルカリ性を加えている。ヴォルフガング・ミヒェル「吉雄元吉―忘れられた蘭学者の生涯と著作について―」、九七頁。

文政年間における大江家周辺の事績

吉田洋一

はじめに

中津市歴史民俗資料館分館・大江医家史料館に所蔵されている史料群には、大江家歴代の事績を検証する上で有益なものが確認されているが、その大部分は現在概要調査に留まっている。平成二十一年度より、既存の当館史料目録の悉皆調査を行っているが、未だその全容解明には至っていない。本稿では、二系統に大別される大江家のうち、「鷹匠町大江家史料」から一史料を事例として、その解説と今後の課題を述べることにする。

一、史料内容の検証

大江家の概要に関しては、既にヴォルフガング・ミヒェル氏により、『医家史料叢書Ⅳ』（二〇〇七年）の中で詳細に述べられているほか[1]、数多くの参考資料が見出せる。これらによると、大江家の初代・五郎右衛門（一六八五―一七三二）の孫の代より、鷹匠町大江家と京町大江家に分かれたという[2]。その後は両家とも中津藩医を勤め、近代以降は歴代当主が個々に中津医学校や県会議員などを歴任し、現在に至っている。

今回翻刻した史料は、元来鷹匠町大江家が所蔵していた史料であり、旧目録の史料名称は「文政８・９年記録」と記載されている（図一）。書写年代は「文政九年（一八二六）頃、「備考」には「藩からの達など」と記されている。

図一　「文政８・９年記録」表紙
（大江医家史料館所蔵）。

恐らく、表紙に記されている「正月十八日夜」とは、その前年の文政八年（一八二五）と推察することが可能であり、また、本史料の七二丁目に「正月十九日　征矢野元意　会」と記されていることから、これ以降は文政十年の記述であることが分かる（図二）。文政八年から十年にかけて本史料に記載されている日時と人名は以下の通りである。

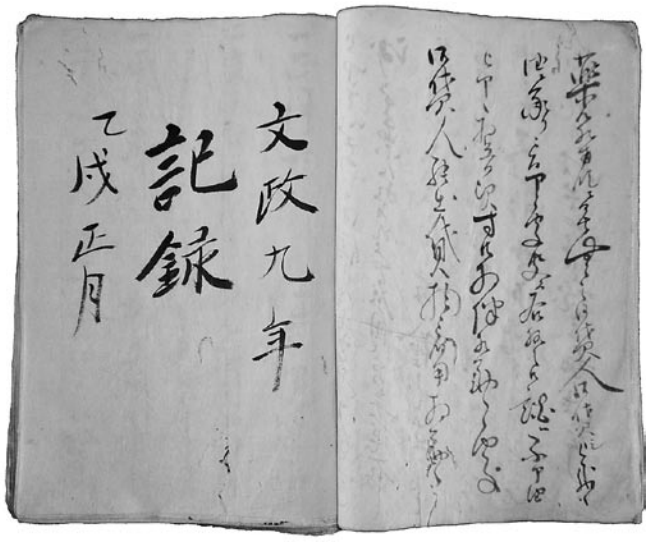

図二　年号が特定可能な箇所（三五丁表）
（大江医家史料館所蔵）。

（文政八年か）
正月十八日夜　征矢野元意　会[3]
二月廿九日　根来東俊　会
三月十九日　大江春塘　会
四月九日　征矢野求恕　会
五月廿八日　根来東林　会[4]
六月三日　大江貫恕　会
七月五日　松川脩山　会
八月十七日　原岡秀圃　会
九月廿五日　辛嶌正庵　会
十月廿二日　村上貞　会
十一月十一日　平田甫真　会
十二月朔日　大江益山　会

文政九年
正月廿日　征矢野求恕　会
二月十八日　根来東俊　会
三月十二日　征矢野元意　会
四月廿二日　根来東林　会
五月十七日　大江春塘　会
六月十日　大江玄明　会
七月廿二日　松川脩山　会
八月廿五日　原岡秀圃　会
九月廿五日　辛嶌正庵　会
十月廿五日　平田甫真　会
十一月十八日　大江兼山　会
十二月四日　村上貞　会

（文政十年か）　正月十九日　征矢野元意　会
二月廿五日　根来東俊　会
三月廿一日　大江春塘　会
四月廿日　征矢野求恕　会
五月廿三日　辛嶌正庵　会
六月三日　大江玄明　会
閏六月廿五日　松川脩山　会
七月廿二日　原岡秀圃　会
八月廿五日　根来東林　会
九月十八日　平田甫真　会
十月廿五日　村上宗玄　会
十一月廿一日　大江兼山　会
十二月八日　征矢野元意　会

この一覧の中で、文政八年から十年の間、必ず正月の条に記載されている「征矢野（そやの）元意」について述べる。「御家中系図　嘉永三年改[5]」によると、「小倉御領有安村　里見元衡義尚　二男　実は豊前上毛郡幸子村今福正悦忠宗　二男」とあり、文化八年（一八一一）に家督を相続し、文政十年（一八二七）に「薬種料」として「金二両」を下賜されている。天保元年（一八三〇）には「御近習御医師」に着任し、同九年に没している[6]。他の医師に関しても、「御家中系図　嘉永三年改」や「記註撮要家督役替[7]」などには、それぞれの事績が見出せる。しかしながら日付と人名に関する他の史料との関連性は現在のところ不明である。

人名以外の本史料の記述に関しては、例えば（文政八年）五月の条に、

御触之写
従江戸飛脚到来　殿様御義御隠居　若殿様御義御家督之御願被　指出候処去ル四日御老中様御連名之御奉書到来翌五日為御名代酒井大学様御同道ニ而御登　城被遊候所御隠居御家督無御相違被為蒙　仰候旨申来恐悦之御事ニ候右可為申知如此候已上
五月廿四日[8]

とあり、藩主昌高の隠居に伴って「御祝儀」が生じたことに関する記述がなされているが、同様の記述は『惣町大帳』でも確認することができる[9]。

おわりに

日時と人名の一覧から、文政八年から十年にかけて、前述の征矢野元意をはじめ、大江家、辛島家など医療に従事する藩士が毎月一回面会していたことが史料から読み取れるが、最も重要なのは、書写者が誰なのか、ということである。同時期の大江家歴代の氏名（大江玄明、春塘、兼山など）は列記されているので、彼らである可能性は低い。玄明の息子の雲澤（一八二二～九九）は、当時幼少のため記述は不可能であろう。歴代大江家のなかでは、京町大江家の良策（寛政

八・一七九六年養子）が有力ではあるが、このことに関しては、周辺史料の詳細な検討が必要となろう。

【史料】「文政八〜十年備忘録［仮題］」

［表紙］
正月十八日夜　征矢野元意会
［表紙見返し］
二月廿九日　根来東俊会

大目付江
金箔并下金類取締方之儀
［一丁表］
此後清藤三右衛門一手ニ申付候間
以来吹金はつし金屑金其外
都而下金類所持致居候者は金座
并金座附下買江売渡可申候且
金細工人金粉屋其外地金入用
之者は於金座ニ買請可申候私之
相対を以他所江之直売買一切致
［一丁裏］
間敷候　一金箔折立方之儀此後
於江戸表ニ上澄売渡一所取建
箔地金金座より相渡上澄ニ相立
させ候上金箔屋共江相渡筈ニ候間
他所ニ金箔隠し折堅致間敷候
一右下買之者并上澄売渡所其
外職人共迄金座より看板并鑑
［二丁表］
札等渡置候之条右之外致間敷候
右之通去ル辰年相触候処今以
下金類金座之外ニ而売買致
箔隠し折ニ致候者有之由相聞不
埒之事候弥右辰年相触候通堅
可相守候若相背有之ニ於て者其品
取上急度可申付者也
［二丁裏］
武家ニ而在方之者を請人江召抱置
奉公人於屋敷内自殺致候節他之引
合等無之全乱心自殺ニ而主人心障
之儀も無之候共見分不相済死骸引渡
候得ば於在方は検使等ニ差支候趣ニ
相聞候間以来在方請奉公人自殺之
節者全乱心ニ而他之引合并主人心障
［三丁表］
之儀今之趣之届書面ニ候共其向江
為見届御目付方支配之者差遣可申候
間見届相済候上ニ而請人全之内江死骸

引渡候様可致候尤町方請ニ而召抱候
奉公人者是迄之通相心得申候
右之趣為心得向々江急度可申達旨を
右京大夫殿被　仰渡候ニ付申達候以上
［三丁裏］
正月九日　　神尾市右衛門
織田信濃守
奥平大膳大夫殿
御留守居中

大坂詰合調物類遣候節代銀書状江
指添可相頼旨毎々申渡置候処区々
有之代銀不指添品指下シ候後も代
［四丁表］
銀及遅滞候向も在之難渋致候者
申出候間以来者頼物有之迚も及
断候様申渡置候尤勤道具其外無
拠大坂表ニ無之候而者難調品物相
頼度存候者者御留守居江相頼候者
格別詰合之者へ相頼候ハヽ元方御廻米
方連名ニ而可被指越候勿論代銀不指添
［四丁裏］
并寄手一名之頼者聞而承知不致候様
申渡置候間兼而右様可被相心得候
此段可申伝旨御年寄衆より被仰渡
月日　　征矢野元意
申上候

私儀鷹匠町ニ而屋敷拝領仕居候
得共家業柄弁利不宜候処奥平多兵衛
［五丁表］
屋敷地手広ニ付半分米町境於間
余之処借用仕度条熟談相済候得共万
一多兵衛儀上ヶ地等被　仰付候節一同ニ上ヶ
地ニ相成候而は其節難渋仕候間私儀是
迄拝領仕居候鷹匠町屋敷地差上可
申候間右多兵衛屋敷地之内私江拝領
被　仰付被下候様仕度左候ハヽ米町通江
向候而家作仕度奉存候間何分宜敷被仰達可被下候
［五丁裏］
三月十九日　大江春塘会

一原岡秀甫方在番被仰付七月中出府致候様被仰付
七月中出府致候様被仰付候事
［六丁表］
○
一内御用人御役之儀柳原荘内被

仰付候勤平士同様ハ申伝有之候得共
上御取扱諸士トは違候事ニ候得者平士
同様与は不能申候儀ニ付諸士ヨリ取扱
違候様可致候事一家老江文通
之儀端書付候而終りに右為可申上候
［六丁裏］
認諸苗字様之文字ニ可認候宅江
罷越候節ハ物申ト御用人同様ニ案内
可申候送り之節ハ玄関座敷之間迄
送り可申候事一御目付部屋江自分
事ニ而も罷越候儀者有之間敷候
御茶之間江出合ニ而申談可然事ニ候
［七丁表］
間其通相心得可申候事
一御目付ヨリ伝等之節ハ諸向連名之
廻状ハ如何敷儀ニ付同役切ニ致可
申候事
一出勤致候節自分御目付部屋江
参届候儀者相止メ以紙面届可申候事
一御目付江之文通ハ仕懸ヶ返事とも
［七丁裏］
御目付中様ト相認メ可申候事
一御殿江罷出候節刀脱候場所者
表御用人同様ニ可致候事
一品ニ寄表御用人より内御用人
ヲ以上江申上候事有之節ハ内御用
人詰処ニ参相頼可申候事
［八丁表］
一吉凶事ニ付而者御使罷成
下候事一他出之儀者表御用人
同様数無被　仰付候事
一供廻り之儀他向江罷越候節ハ
表御用人同様ニ可相心得候事
一出火之節袖摺桃灯為持
［八丁裏］
可申候兼帯御役之方ハ是迄之
通ニ可相心得事一武鑑江者御役名
認之儀相成候事内御用人之儀是迄
区々相心得候向も在之万事不都合ニ
被　思召依而此度右御ヶ条之通
改メ御取極メ可被成候付諸向江も
［九丁表］
心得可申伝旨　御差図被仰出候
以上
正月
右之通於江戸表被仰出候間
為心得可申伝旨御年寄衆被
仰渡候以上

三月

［九丁裏］

四月九日　征矢野求恕会

先達而於西丸　御男子様御誕
生被為在候得共思召有之表
向御弘不被遊候之所御簾中様
［一〇丁表］
御養被遊御弘被仰出候若君様ト
可達称候

大目付江

公方様
内府様
御臺様
御簾中様

［一〇丁裏］

若君様
峯姫君様

右之通御順ニ候間承合候向も
有之候ハヽ可被達候

二月

［一一丁表］

覚

○一当借引宛有之分者当年ヨリ
其利足ニ而三十年賦引当無之
分ハ対談次第取片付可申候事
一元〆方引当御貸附之分当
年ヨリ無利足ニ而三十年賦御引取
［一一丁裏］
相成候事
一町家仕送り之者ヨリ引宛を以
御貸附ニ相成候分当年ヨリ無利足
三十年賦御引取相成候事
一在宅ニ付元〆方拝借右同断之事
［一二丁表］
一諸上納物当酉ノ暮ヨリ欠年
被仰付候事但御引取方追而可被
仰出候事
一御手宛旅行料拝借引残
之分共右同断但右同断
一御小納戸銀当暮ヨリ無利足
［一二丁裏］
三十年賦被仰付候事
一御厩銀右同断之事
一勤禁足之者ハ銀主方へ去ル
暮迄割渡差引残之分
当酉暮ヨリ右同断被仰付候事
［一三丁表］

一累年御家中末々迄
暮向難渋之趣相聞候得共
上も御内証向御子指操之義ハ
薄候年初も被致候通り誠ニ近
年ハ引続無御拠御入杯のミ
相重り自然ト御必止之御指支
［一三丁裏］
成行御公務等ハ勿論平常
之御取渡方へ御六ケ敷義ニ而
万事難渋旨及御手ニ御時節ニ
候得者　上も深く御心痛
被遊於銘々共ニも恐入候義ニ在之候
依而は何ケ与御法相立不申候而は
［一四丁表］
行候御取続方不相見誠ニ御大切
之義ニ候間当時厚御取調中
之折柄ニ在之候処去冬ヨリ借
用方至而不融通ニ相成一統
及困窮候趣相聞候得共前書
之御時合ニ候得は外ニ御手宛之
被成方茂無之不得止事候御不
［一四丁裏］
義理別紙之通り此節借用
年賦被　仰出候其段ハ得と勘考
被致先之勝手向取続相心懸
専要之事ニ存候
此段可申伝旨御年寄衆被仰渡候以上
大目付へ
［一五丁表］
古金銀通用之儀当二月
を限り候様にと去申ノ年相触候
処今以古金銀引替残り有之
趣ニ候遠国等いまた不行届
引ニ付古金銀引替可申候尤
遠国之分ハ去申年閏八月
［一五丁裏］
相触候通引替之金銀高并
道法遠近ニ応し道中入用
も被下候事候得共御料は御代官
私領ハ領主地領ニ而弥厚世話
致候最寄引替所と為指出不
残引替候様可申付候当酉八月
［一六丁表］
より古金銀通用弥停止
たるへく候間無油断引替ニ
指出可申候尤停止以後通用
致候者有之者急度可申付候
右之趣可被相触候

二月
［一六丁裏］
御触之写
従江戸飛脚到来
殿様御義御隠居
若殿様御義御家督之御願被
指出候処去ル四日御老中様御連
名之御奉書到来翌五日為御
［一七丁表］
名代酒井大学様御同道ニ而
御登　城被遊候所御隠居御家督
無御相違被為蒙　仰候旨申来
恐悦之御事ニ候右可為申知如此候已上
五月廿四日
［一七丁裏］
右ニ付御祝義御帳着申候且
一格壱人一役壱人御酒御吸物
被下候事
一若殿様御義以来
殿様与可奉称候
殿様御儀
［一八丁表］
御隠居様与可奉称候
一殿様御鎗并御供拍子木御帰触
押羽織御手廻り御駕籠其外看板
類都而
御隠居様是迄之御供立之通
一以来
［一八丁裏］
御隠居様江御門外ニ而御行逢申上候
節御鎗為御持不被遊候節者致下座候ニ
不及候御見上ケ不申候振ニ而御行違
可申上候様被　仰出候此段可申伝旨御年
寄衆被仰渡候以上
五月
［一九丁表］
此度
御隠居様御儀
左衛門尉様ト御名改被遊候ニ付
御家中末々迄名前頭字ニ左之字
無用可致候左衛門ト続申候義可致
遠慮候右衛門ト申儀ハ不苦候
［一九丁裏］
江戸御在所在番先より親病気
等之義一通り之病気ニ而相願
候而も帰切又は立帰不被仰付候間
委細ニ可被申出候尤当人ハ勿論頭
役頭ヨリも在番先キ同役江申出候も

御調之上可被　仰付候右之趣先年
［二〇丁表］
も被仰出候所間々心得違之者も
有之哉ニ相聞候以来急度双方ヨリ
可相頼候此段可申伝旨伝御座候
向後願之上御用銀拝借致候者
飼葉料上納被　仰付候間取〆
方へ対談可致候
［二〇丁裏］
五月廿八日　根来東林会

一此度於西丸　御男子様御誕生
被遊候御名之義者松平初之丞様と
奉称候右ニ付初と申文字唱付申
［二一丁表］
間敷候同字ニ而も訓違候得者
不苦候

一六月三日　大江貫恕会

一上御隠居御家督為御祝義
御両方様江御肴献上但シ干鯛五枚ツヽ
［二一丁裏］
一七月五日　松川脩山会

殿様以来
御隠居様是迄之御馬験御用被遊候
御隠居様ニ而者
殿様是迄之御馬験御用被遊候
［二二丁表］
御隠居様御鎗木賊色分調
御鞘御用被遊候
一上御隠居御家督御祝義とし而
御肴献上尤　御両方様江干鯛
拾枚目録ニ而指上拾枚代百銅目
録認候紙代弐拾銅依而内向五人
［二二丁裏］
八百廿四銅ツヽ指出候事

八月十七日　原岡秀圃会
秀圃方
江戸在番出立之義病後ニ付
日延之義願達候所同月四日
［二三丁表］
願之通被仰付候事（割書）「六月朔日日延／申達也」

　原岡秀圃方 八月十二日 在番
被仰付居候所村田玄召壱人ニ而

先ツ御用御間合候間先ツ在番
御免被仰付候事
右御免八月十二日被仰付候
［二三丁裏］
今般夫野好生方御近習江医
師被仰付候由しらせ有之事

村田玄召方阿部行庵方之二男を
養子江令致候様願相済候段しらせ
申参り候事　右二通ハ直ニ返書遣候
［二四丁表］
九月廿五日　辛嶌正庵会

御初入之事
殿様益御機嫌克九月
十九日午之刻御着城被遊候
［二四丁裏］
一当日内御中間江御酒御吸物
被下候事
一江戸御発駕御祝義江御肴
指上候事
一大坂御着御祝義御肴指上候事
［二五丁表］
一御着城御祝儀江御肴指上候事

一十月朔日初メテ御目見被仰付候ニ付
御肴指上候事
一隠居之者御肴指上候事
一十月廿二日　村上貞会

大目付江
一橋一位殿
一准大臣
［二五丁裏］
宣下ニ付向後一橋義同殿ニ称し可申
候事一位殿被及高年且格別之御
由緒も有之於当地者貴重異他之
御人体ニ付去月十八日准大臣宣下有之
候間被任叡慮ニ明七日宣旨頂戴有之
候様ニ与被思召候段上使を以被仰出之一
位殿今日准大臣宣下宣旨頂戴之
［二六丁表］
規式無滞相済一橋義同殿ニ可被
称旨被仰出之一橋義同殿今度昇
進ニ付以来惣総代駕籠用候様先達
被仰出候此度格別之思召を以御召駕
籠被致拝領候事

八月
一恒之丞殿　千三郎殿　松菊殿御
［二六丁裏］

事　御台様御養被仰出候事
一御召仕於利衛於鶴事御両様御誕
生被為在追々御成長被遊候ニ付此度御
隠居御家督為御祝義大身并席ニ被
仰出候間此段相心得候様被仰出候事
一於和哥事御由緒も有之者ニ付此
度格別之御取扱被仰出候右ニ付已来
［二七丁表］
左之通り被仰出候事
一大身上席被仰出候ニ付御家中ニ而
殿付唱可申事
一裏御門ニ而下座可致事
　但シ御門扉開キ候ニ不御及候事
一行違之節小役人已上失礼無之様
片寄罷通可申候事
［二七丁裏］
一行違之節組外已下下座可致
事
一外出之節小役人ヨリ供可致事
一先月廿四日於中奥ニ
御姫様被遊御誕生候　御名之
義ハ奉称定姫と候依之定之字可
致遠慮候文字違候得者訓違之分ハ
［二八丁表］
可相改候苗字名乗不苦候
此段可申伝旨御年寄衆被仰渡候

近年御暮向至而御六ケ敷
無御拠御借上ニ而も可被
［二八丁裏］
仰付候旨評儀申上候所当
年者御初入ニも相成其上
末々迄一統難渋之段
被為及御聞御借上不
被　仰出御無理なからも
［二九丁表］
御取渡被遊候思召ニ被為
在候右ニ付当暮御家中
御物成余分御買上被
　仰付御操合致候間兼而
左様可被相心得候尚御買
［二九丁裏］
上ケ方之儀ハ追而元〆ヨリ
可申談候呉々も厚き思
召之所難有可被奉承知
此段可申渡旨御年寄衆
被仰渡候以上
［三〇丁表］

十月

是迄御加増御加扶持名目
之分此節　思召を以正味渡
被
仰付候先ツ当年計り被成
御渡候御調へ之筋も有之候後
之処者追而可被　仰付旨御目付中
［三〇丁裏］
伝有之候

十月十九日右伝有之候

一十一月朔日御初入御祝義之
町能有之見物被　仰付且又
御中入之節御赤飯頂戴被
仰付候　但子供江御餅菓子被下候
［三一丁表］

右ニ付前廣御用人月番江
御礼ニ罷越候事
一御家督ニ付御召古シ頂戴被
仰付候筈之所御有合無御座候ニ付
御代料正金弐百疋ツヽ被下候事

但内向之者計り
［三一丁裏］
一御初入ニ付為御手土産
木綿壱反羽織紐壱筋ツヽ頂
戴被仰付候事
一十一月五日同七日両座芝居
見物被　仰付候尤前日御用人
月番江御礼罷越候
［三二丁表］
一大江一白方十一月七日死去致候事

一十一月十一日　平田甫真会

一十二月朔日　大江益山会
［三二丁裏］

東

一十二月三日御初入御祝儀にて西本願
寺使僧参り御馳走被下候ニ付村上貞方
御相伴当順ニ而御貸人之義御目付江相尋候処
此節ハ御薬箱才領ニ而者無之御貸人御
貸被止候由恩田渋右衛門方御用番ニ而被申聞候
然ル処御貸人相対江貞方御参り候ニ付
［三三丁表］
此節ハ貸羽織等御着用可申越之処相尋候
処御貸羽織等之義者何共申付無御座候
間相尋参り可申旨ニ而引取候故翌日松川
脩山方征矢野求恕方御目付江罷出相
尋候処三輪十郎右衛門方当番須田半弥方も

出勤ニ而此節新規ニ御貸人為切り之者
［三三丁裏］
被　仰付候家老始右之者御貸人ニ罷出居候
尤も右之者共者私共支配ニ候間此度罷出候
者共者御貸物着用致申候旨被申聞候
ニ付両人申候者此節より新規ニ御貸人
為切り之者被仰付候ハヽ定而薬箱才領之
名目者有之間敷由相尋候処半弥方
［三四丁表］
被申其以前ヨリ御儒者江者書物才領御医
師江者薬箱才領と申名目ニ候間矢張右之
名目ニ而御貸被成候両人種々相談シ候へども
薬箱才領名目除候処何分出来兼候
由ニ付又々根来東俊方御目付江罷
出一昨日村上貞之御談之趣ハ此節ハ
［三四丁裏］
薬箱才領ニ而者無之御貸人御貸シ被成候
由ニ承り候旨申候処決而右様之御談ハ不申由
被申候翌日貞方御相伴相勤候処
御貸人罷出貸物之御用相勤候
［三五丁表］
文政九年
記録
乙戌正月
［三五丁裏］
（白紙）
［三六丁表］
一正月廿日　征矢野求恕会
一辛嶌正庵方大江春塘方当年
御参府立帰御供被　仰付事
一正月十五日久恒見竜方大江春塘方
桑原元意方御廻郡御供被仰付事
［三六丁裏］
一正月十六日西圭司ヨリ書付ヲ以相伺候写
　一私曾祖母是迄代々蒙御厚恩
其上私幼少ニ而家督被仰付誠以冥
加至極難有仕合奉存罷在是迄
少々宛相心懸ヶ誠此前之義恐多奉
存候得ハ此節
［三七丁表］
上御初入御祝儀として銀五百目指上
申屋念願ニ罷上候間御伺申上候様申聞候歟
ニ付此段御伺申上候以上
寄手ヲ以右之御上書御目付江差出候処勝
手次第指上候様伝御座候間寄手ニ而征矢野
求恕方持参御目付江指出候事
［三七丁裏］
近来大手外掛塀并御家中

屋敷囲其外町家所々江楽書
致候族在之趣相聞候町人共心得
違無之様可被申渡候以来者見当
次第近方之者江早速為指押候
間兼而左様可被申渡候右之通
町家江被　仰出候ニ付此段為
［三八丁表］
心得可申伝候旨御年寄衆被
仰渡候已上
二月
［三八丁裏］
殿様御通之節随分可相慎事
一御通之節者見通之場所江弥以
組頭両人宛罷出人留可申候
尤御先払候義も只今迄之通
念入可申事
［三九丁表］
一御通筋江通掛り候者者家内江
呼入置御通後可通事
一御通之節家内江罷在候者共
土間江下り可罷在事
附子供たり共右に准し心得有事
一御鷹野御遠乗之節者御
［三九丁裏］
先払等ニ不及不礼無之様ニ可
致事
一御家中給人通候節も店内ニ
居候者膝を直し時宜可致事
一町場者勿論御門外江
［四〇丁表］
罷出候節供召連候御家人
或者旅人たり共見掛候ハヽ笠を脱
時宜可致事　附帯刀致候
御家人諸奉公人ニ対し不礼
無之様ニ片付罷可通事
［四〇丁裏］
一町家内店先江牛馬繋置
候節往還之妨ニ相成候ハヽ馬主
居合不申候節者家主罷出片付
可申事
一下人不礼致候ハヽ主人迄越度ニ
［四一丁表］
可申付事
一毎度不礼無之様ニ申付候
処未不礼之者も有之由相聞候
向後相背候者者召捕急度申
可付候尤町年寄役人共迄
越度申付候間得与末々迄可

［四一丁裏］
申含事
殿様御通之節随分相慎可
申事
一御通筋江通掛り候ハヽ被物脱
片付可罷在事
［四二丁表］
一村内御通之節家内罷在候
者は土間江下り可罷在事
附子供たり共右ニ准し候心得可
有事
一御通之節牛馬繋者荷物
たふ致候者共片付御通相済候
［四二丁裏］
後可被通候事

旅

一向後御家人者申ニ不及旅人たり共
供連候者江片付可罷在候惣而
帯刀之者江不礼無之様可致候
尤時宜ニより其人指図致候ハヽ
［四三丁表］
其旨可相守候事
一右之外諸奉公人体之者江者
慮外がましき義無之様可致事
一牛馬繋荷物等致候者も右ニ唯
口を取り片付可罷在候時宜ニより
其人指図致候ハヽ其旨可
［四三丁裏］
相守候事
一御百姓共下人不礼致候ハヽ
主人迄越度可申付候事
一町場江罷出候節も右ニ准し
無礼無之様急度可相慎候事
［四四丁表］
一御百姓共并下人等迄先達而
申付候得共未不礼之由相聞候
以後相背候者者召捕急度
可申付候尤村役人等迄も
越度申付候間得与末々迄
可申含事右之趣共
［四四丁裏］
毎月庄屋共呼出可申付候
下人等江者度々申含候様
可申渡候

八月

右之通先年中町在
被　仰出有之猶又此節
［四五丁表］

改而被仰出候ニ付為心得之
可申伝旨御年寄衆被仰渡候
二月

二月十八日　根来東俊会
［四五丁裏］
御廻郡御供郡奉行
一此節御廻郡ニ付　梅田三右衛門方
御目付
野口関右衛門方ヨリ左之通り
廻状参り候
以廻状致啓上候然者御廻郡ニ付
［四六丁表］
御供之節御小納戸中御借人
壱人宛御鷹方支配中御両人江
壱人御供頭御両人江壱人御
医師中江壱人宛且鎗持御中間
壱人宛被成御渡候右之御借人
［四六丁裏］
御銘々御宿附ニ相成候間御自分人
被召上後者上下何人与申所
御名面之下江御印可被成候猶
又御望之方江者御中間貸放
代料被成御渡候間是又御名
［四七丁表］
面之下江御印可被成候右可得
御意如此御座候

覚

一馬壱疋　御両人合
一駕籠夫四人　御壱人分
［四七丁裏］
一物持夫三人　御両人分
内弐人両掛持　壱荷
右は御小納戸渡り
一馬壱疋　御三人合
一駕籠夫四人　御壱人分
［四八丁表］
一物持夫六人　御三人合
内四人両掛持　弐荷
右者御手道具渡り
一壱疋　御両人合
一四人　右同断
［四八丁裏］
一物持夫三人　右同断
内弐人両掛持　壱荷
右者御鷹支配渡り
一壱疋　御両人合
一夫四人　右同断

［四九丁表］
一物持夫三人　右同断
　内弐人両掛持　壱荷
一四疋　御八人合
一夫拾六人　右同断
［四九丁裏］
一物持夫拾人　右同断
　内八人両掛持　四荷
　右者御近習渡り
一弐疋　御五人合
一夫八人　右同断
［五〇丁表］
一物持夫四人両掛　右同断
　七人
　内四人両掛持　弐荷
　右者御鷹御相手渡り
一壱疋　御三人合
一夫四人　御壱人分
［五〇丁裏］
一物持夫五人　御三人合
　弐
　内弐人両掛持　壱荷
　右者御医師渡り
二月
［五一丁表］
一二月廿三日大江春塘方薬種料
物高被下候
一三月十二日　征矢野元意会
一同十一日根来東俊方御近習御医師
被仰付候
一三月十六日御廻郡御発駕同廿五日
御帰　城被致候事
［五一丁裏］
一四月廿二日　根来東林会
一春塘方御用ニ付長崎表へ罷越候事
一是迄御役扶持勤金薬種料
音物料其他生涯被下候品願之上
驒越寄渡候事被　仰付候処右者退
役或者死亡等在之候得者不相渡
［五二丁表］
筋ニ候間以来寄渡等不被　仰付候右
之通先年被仰出候処御返米并御切
米寄渡も右同様以来者不被仰付候間
左様可被相心得候此段可申伝御年寄衆
被仰渡候
一米姫様御事
［五二丁裏］
御簾中様御養被仰出候右之趣

得其意寄々可相達候
一西圭司方曽祖母此度
上御初入御祝儀として銀五百目差上候処
奇特ニ被思召御褒詞被成下御反物頂
戴被仰付候
［五三丁表］
一五月十七日　大江春塘会
一大江貫恕方願之上五月五日
玄明与名改致候事
一征矢野元意方平田村瘟疫流行ニ
付為治療四月十八日ヨリ罷越候所
長滞留ニも相成候間次順交代
［五三丁裏］
相達小幡恭意方交代被　仰付五月
九日交代ニ相成元意方五月十日引
取候事
　小給ニ付御中間拝借被仰付候
様相達候所中間拝借被
仰付候事
一小幡恭意方五月廿九日引取候事
［五四丁表］
六月十日　大江玄明会
六月朔日　殿様御機嫌能御発
駕被遊候事
［五四丁裏］
殿様御初入御祝義ニ付御返
米等被下度思召御座候得共
近来上ニ而も御勝手向御不指繰
ニ付厚き思召も御座候得共御出
来難被成無御拠不止得
［五五丁表］
為御祝義御酒御吸物頂戴
被仰付間其段厚き思召之処
得与承知致頂戴可仕候段
御年寄衆詰所ニ而一役壱人
一格壱人罷出右之趣伝有之候
［五五丁裏］
御家中不残御酒御吸物頂戴致候事
　左之通以来投網願等有
之候共不仰付旨御目付ヨリ伝有
之候左ニ印候
［五六丁表］
一簀引　一投網
一引網　一鵜縄
一立網　右之分不相成候

［五六丁裏］
一瀬張　一足網
右之分不苦候
六月朔日

七月廿二日　松川脩山会
［五七丁表］
一此度銀札五匁拾匁札加印被仰
付候間当七月朔日より同廿九日迄
之内銀札所ニ半之日朝四ツ時より
八ツ時迄限り可指出候右期日後
加印無之札者於銀札所取引
［五七丁裏］
不致候段申渡置候事
一単喰油流墨付焼切等宝暦
中御定法有之候所銀札取扱
分麁末ニ致候より裏折継札自
分印等致通用致候段不埒之
［五八丁表］
至ニ候右様之類者文化之夏
改而申触置候通切捨可致候間
兼而可被得其意候已上
一此度西之丸ニおいて姫君様御
誕生被遊候御名之儀者
［五八丁裏］
暉（テル）姫君様与奉称候右ニ付暉与
申文字唱附申間敷候同字ニ而も
訓違候得者不苦候
六月
一於龍玉□濱刎者勿論内外共ニ
［五九丁表］
諸殺生無用可致旨被仰出候
万一心得違之筋も可有之候得者
人当可申出旨諸廻り之者へ申渡置候
為可被得其意此段可申伝旨御
年寄衆被仰渡候已上
八月
［五九丁裏］
八月廿五日　原岡秀甫会

去ル卯年以来銀子引替一日壱貫
目限り被仰付置候所一両年者別而
一統指支候様相聞候付来月二日
ヨリ是迄之歩合ニ而前々之通引替
［六〇丁表］
被　仰付候此段可申伝旨御年寄
衆被　仰渡候

一銀札所御開ニ相成候上者金銀私
之相場ヲ以売買致候義堅
可為無用候
一銀子私之相場相用候故諸色
暮太高直ニ相成候此度前文之
通被　仰出候上ハ格別直段下り
［六〇丁裏］
可致候是迄之通高直ニ可被
仰付候間兼而可得其意候
一銀札通用宝暦中ヨリ申触置候
御定法在之候処近年取扱相弛候
ニ付為改正一端裁裂申渡候得共
年隔候事故互心得違も可在之
且町在共銀札献納も致候事故
［六一丁表］
此節ハ思召ヲ以裁裂之旨引替
御渡相成候間勝手次第受取
可罷出候
一此度拾匁五匁札加印出来
先日中引替被　仰付候然ル上ハ
以来加印無札ハ廃り相成候間
万一加印無之札取扱候者在之
［六一丁裏］
候得ハ右札御取揚之上町在共当人
ハ不及申町方ハ組頭在中ハ其村村庄
屋年寄五人組迄急度御科被
仰付候間相互吟味致合心得違無
之様可致候右之通申触候
右之通町在江申触候様被仰渡候
間為心得可申伝旨御年寄衆被
仰渡候已上　戌八月廿五日
［六二丁表］
九月廿五日　辛嶌正庵会
十月廿五日　平田甫真会
［六二丁裏］
十一月十八日　大江兼山会
十二月四日　村上貞会
［六三丁表］
一当暮御物成御切米御知行扶持之
内先五千俵御割合左之立相場
ニ三匁加直段ニ而御買上被　仰付候余
之義も望之方者御繰合次第御買
上相成候間受取手形御役所ニ而被成
御付候得者請取切符指出候此段
［六三丁裏］
向寄口伝可申旨御年寄衆被仰渡候

一寛政年中薪高直ニ付〆目
被仰出候処漸々高直ニ相成候由右者
時之相場不拘候品ニも無之処於
市中相互ニ競ヒ直段相増セリ買致
候故自然と売候者も高料ニ売渡し
［六四丁表］
掠ニも相成候由相聞候此節改而左之
通り直段相定メ申渡候間右直段
ヲ以買取決而増直段等致候義
無用之事若直段相増セリ買
等致候者在之候ハヽ遂吟味急度可
申付候
［六四丁裏］
銭壱匁ニ付
一上掛木　九〆替
同
一中掛木　拾〆替
同
一下掛木　拾弐三〆替
壱俵ニ付銀札壱匁三分替
一炭　四〆目俵
但シ軽キ俵者右之割合ヲ以相
調可申候事
戊五月
御省略御書付写
［六五丁表］
一御勝手向連々御不差繰ニ付無御拠当年ヨリ
五ヶ年之内又々左之通り御省約被仰出候尚又
追々仰出候義も可有之候其旨可被相心得之
一御派々様方御法事者是迄之通り御傍親
様方御法事一ヶ寺宛御軽両日御法事を
片御法事ニ可相成候事
一長崎長照寺三人扶持御断之事
［六五丁裏］
一寺方転住願之上壱ヶ年壱ヶ寺宛被仰付候事
一寺社修覆先年被仰出通り無御滞所者軽
御修覆有之事
但シ都而新規之義ハ不相成候事
一寺社方御初穂自他ともニ御減少之事
一馬代願在之候得者是迄之半高百目拝借被仰付候事
一備筑御領分在番之者炭薪油渡方三
［六六丁表］
割引被仰付候事
一御取立之者不被仰付候事
一御徒士并御宛行ニ不満者江戸在番不被仰付事
一火術仕込御止メ之事
一御持弓御持筒稽古渡半高可相渡事
但人形打御止メ之事

一大筒組人形打御止メ之事
［六六丁裏］
一大筒丁打小筒組人形打是迄之玉薬
半高渡被仰付候事
一御水主鉄炮稽古渡御止メ之事
一御陣道具筒払五ヶ年目之事
一御手宛旅行料拝借不被仰付候事
一御用馬飼料馬数相減候共辰年被仰出候
通り可相渡候事
一御役ニ寄座敷修覆料拝借被仰付来候
［六七丁表］
処已来者不被仰付事
一在宅致候者農具料拝借不被仰付候事
一学館御入用三拾俵限り御修覆者御木屋ヨリ
出来之事
一御手元鬼一廻り旅籠銭半高可相渡候事
一御鳥見御餌指土在格別御減少之事
一大ノ瀬御鷹場番人并餌蒔御止メ之事
［六七丁裏］
一諸御役人人数御減被成候事
一御畳　御居間御書院向之外古表
古縁り御用之事
一御障子右同断之外ハ切抜張り可相渡候事
一御祝儀能之節御赤飯不被下事
但能方之者同断
一御忍御出之節御炊出し被下候義朝七ッ時
［六八丁表］
以後夜五ッ時迄者不被下候事
一諸口御役所御払物一切壱ヶ年両三度入札
可被仰付候事尤町奉行ヨリ相触於会所入札之事
一御陣道具御船宮両御役所品ニヨリ引替物等
銘々共見分之上可及指図事
一看板合羽操之もの以来色揚ヶ繕物御渡
可被成候事
一御規式御出并御忍御出之節御足軽御
［六八丁裏］
中間御供方人数相成丈ヶ御減少之事
一旅勤之節従御年寄衆大身衆迄千石高
但江戸表御扶持方当時江戸御規定通り
一御用人弐百五拾石高
但拝借諸渡り是迄通り
一従御奏者御物頭迄　弐百石高
但江戸御扶持　八人扶持
一元〆ヨリ御小納戸迄　百五拾石高
［六九丁表］
但右同断
一従御供頭ヨリ近習迄　百石高
但江戸扶持六人扶持

右者御省略ニ付被仰出候高故都而
御知行御役高ヨリ以下之者ハ持前
之所ニ而御渡被成候事
但江戸御扶持渡候も右同断
一御供ニ而往来之者ハ是迄御規定之
［六九丁裏］
通り之事
一同役扶持在之候御役ハ是迄之通り御渡
被成候事
一御役ニ付渡方是迄之通事
一御知行扶持之者御役高御規定之上者
拝領銀子被下候共留守中御扶持引方
御返し不被成事
一右旅行渡方直買右御規定之事
［七〇丁表］
一従□□□大坂江罷立候節并備筑
御領分在勤等者御扶持渡是迄通り
之事
右之段可申伝旨御年寄衆
被仰渡候
戌五月廿二日
［七〇丁裏］
一平田甫真方正味渡り被仰付事
一是迄大坂其外詰合ニ頼物申遣候処
何分先方へ着銀及延引候之由
申参候ニ付以来京大坂備後等ニ調物
頼越候節ハ書状へ銀目印シ右銀
高之銀札相添元〆方御役処江可
［七一丁表］
被指出候
但シ大坂呉服屋所ニ直ニ申遣
候所も同様之事
右之段申伝旨御年寄衆江
被仰渡候已上
戌十一月廿一日
［七一丁裏］
一原岡秀圃方正味渡り被　仰
付候事
［七二丁表］
一正月十九日　征矢野元意会
一是迄町家借財相対年賦類表
四役ニ而取次借財指継等之義者
御目付ニ而取次来候処右両条とも
已来御勘定奉行ニ而取次候様
被仰出候
［七二丁裏］
一此節薪払庭ニ付嶌田口蛎瀬口
両御門内江問屋被　仰付

長州表野村
ヨリ取寄左之通買売致候間問
屋江対談致候上可相求候問屋も
手本不軽自方ニ而相求候義ハ無
用可致候
［七三丁表］
一くぬ木　銭壱匁ニ付
九〆目
一樫木　銭壱匁ニ付
拾〆目
一雑木　銭壱匁ニ付
拾壱〆ヨリ弐三〆目迄
壱匁ニ付右之直段ヨリ
三割上ケ
［七三丁裏］
右之通ニ而問屋対談致船ヨリ
直ニ付出シ候ハヽ壱駄ニ付壱分ツヽ
之口銭問屋江可相渡事
一問屋江積ならべ取よせ候ハヽ
銭壱匁之所銀札壱匁可相渡事
二月五日
一原岡秀圃方御帰　城御迎御供被　仰付候
［七四丁表］
二月廿五日　根来東俊会
旧臘十四日於江戸表
御中屋敷中奥
御男子様御誕生被遊御名之義
被称鍬吉様と候右ニ付御同名ハ
［七四丁裏］
被致遠慮候惣而同文字同訓
不及遠慮候右之段可申伝旨
御年寄衆被仰渡候以上
大目付江
古金銀通用之儀当二月相触候
［七五丁表］
通来亥年二月ヨリ弥通用停止候
間停止以後ハ堅致通用間敷候事
一古弐朱判之儀も追々通用停止
可被仰出候条古弐朱判所持之もの
此節精出シ引替所江差出シ引替
可申候事
［七五丁裏］
一古金銀通用停止以後も遠国
其外無拠引替銭古金銀も可
有之候哉ニ付引替所之儀古弐朱
通用中ハ先是迄之通被差置候
間古金銀所持之者ハ早々差出

［七六丁表］
引替可申候若停止以後古金銀
通用いたし候又者古金銀貯
置不引替もの於有之者吟味
之上急度可申付候右之趣可相触候
十二月
右之段可申伝旨御年寄衆被仰渡候事
［七六丁裏］
二月廿八日大江兼山方
家業方出精ニ付
三人扶持御加増被　仰付候
三月廿一日　大江春塘会
四月廿日　征矢野求恕会
［七七丁表］
五月廿三日　辛嶌正庵会
東林方差支ニ付取替催ニ相成候
六月三日　大江玄明会
［七七丁裏］
栄姫様御儀当四月中
御隠居様御方へ御逗留之御伺
一橋様より御達有之被為
済候処儀同様御薨去ニ付
［七八丁表］
御指支之義有之当月上
旬御逗留被為入候旨彼方
様より御届被為済候趣申
来候此段可申伝旨御年寄衆
被仰渡候
［七八丁裏］
閏六月廿五日　松川脩山会
是迄者夫死去後ニ至り後室
再縁不被　仰付候所以来当人未年
［七九丁表］
若ニ付里方江引取置追而者再
縁も為致度旨双方和談之上者
願之通可被仰付候間前文之儀
願出候而も不苦候但後室其家娘
ニ而も同様可被仰付候
［七九丁裏］
栄姫様御儀去月六日為御逗留
此方様江被為入候
鋌三郎様御儀ハ生駒大蔵様江
御養子御相談被為済候
［八〇丁表］
栄姫様御引越御祝義ニ付一格
壱人一役壱人御酒御吸物被下候
但内向者不残被下候事
一当月廿五日大江春塘方平田甫真方

家業方出精ニ付薬種料金壱両
増被　仰付候旨御目付当番森深平方
被相伝候事
［八〇丁裏］
内向　　御取次中江
一栄姫様御引越ニ付〇御窺之上
御肴差上候事

一仲ヶ間約介之者以来者
一切引受ニ致間敷候事
　但シ人当ニ寄其節
［八一丁表］
　御相談次第之事
一七月廿二日　原岡秀圃会
盆中於町在俄トとなへ種々物真似
致候由兼而無用ニ可致ト申渡置候処
近年者別而増長致衣類莫太之物入
［八一丁裏］
致候由相聞候尚又改而厳重ニ可被相触候
若心得違之者於有之者廻方之者指
押人頭相記候間其旨可申渡候右之趣
在町江被仰渡候間為心得伝有之候
　同七月

今日ヨリ御年寄衆御表方非番之衆ニ而
［八二丁表］
御勝手方月番被持候旨御取次中ヨリ
伝御座候趣伝有之候
一八月廿五日　根来東林会
　正庵方当順之処取替
一村上貞方願之上宗玄と改名
致候事
［八二丁裏］
一邨上宗玄方御領分元村寒水村
両村瘟疫流行ニ付出在致候様被
仰付当順ニ付本月七日罷越候
事
一殿様御内用被為済御発駕
可被遊処尚又御持病之御疝
［八三丁表］
積被為入候ニ付暫被遊御養生
御発駕被遊度段七月廿五日松平
周防守様江御願書被指出候此
段為心得可申伝旨御年寄
衆被仰渡候
一先月七日於御中屋敷中奥
［八三丁裏］
御姫様被遊御誕生

御名奉称鏡姫様と文字違候而
も訓同様之分者可相改候苗字名
乗者不苦候
錯姫様御名之文字銚之字と
御改被成候右之段可申伝旨御年
寄衆被仰渡候
［八四丁表］
八月
一九月十八日　平田甫真会
一年来并都而不勤之者も有之由
相聞不埒之事思召候已来右体
之者於有之者急度可被及御沙
［八四丁裏］
汰候且若年成者之内無益之
出会等致文武稽古懈怠致候者
も有之趣相聞候甚心得違之事
ニ被　思召候已来者相改稽古可被
致出情候尤病身等ニ而自怠候者
も可有之候得共病気等ニ不障候様
［八五丁表］
相応ニ可被致修行自今心得
違之者於有之ハ対其人可被及御沙汰
候間右之趣先来も被仰出候間心得
違之者も有之哉ニ相聞候間猶又
今般急度可申渡置候旨被　仰出候
間可被得其意候此之段可申伝旨
［八五丁裏］
御年寄衆被　仰渡候已上
九月
一近来御目付ヨリ遣候伝向又者
対談白紙返書不遣御上ニ而返
報申越候者も在之哉ニ相聞候
右御役所に御用繁之義
ニ有之
［八六丁表］
候得者間違之義出来致候間已来
者伝向者勿論之義対談白紙ニ而も
一々返書可遣候此之段可申伝旨御
年寄衆被仰渡候已上
九月
［八六丁裏］
小幡恭意方御様子ニ付修意ト
名改願之上被　仰付候事
村上宗玄方病用出在八月
七日御書附同月廿九日ニ引取有
［八七丁表］
之候

十月廿五日　村上宗玄会
　兼山方当順之処取替
殿様御持病之御疳積気
被為入候而長途御乗輿難被
［八七丁裏］
遊候ニ付当十月迄　御滞府被（ママ）
被成度旨先月廿三日御先手
松平主税様を以御願被指出候
処翌廿四日御願之通　御願
之通　御滞府被仰出候依之
［八八丁表］
御留守中諸事相守御奉公
出情被相勤武芸等無懈怠
出情可被致候右ニ付遠慮可致候
儀左之通
一四拍子之内壱拍子者不苦候
［八八丁裏］
一謡弐三人寄合候儀者不苦候
一三弦門弾者不苦候
一大勢寄合候儀ハ無用可致候
一火之元別而入念可申候事
［八九丁表］
累年　御不指操之儀前々為
申聞承義も被致候通御必止之
御取渡り余方之御不足相立候ニ
付無御拠御借上米ニ而も無之候而者
御立行出来不致依而寛政
年中凶作之節之半高御借
［八九丁裏］
上被仰付候思召ニ被為有候委細
之義者志摩罷帰候上　御書を
以可被　仰上候得共暮ニをよひ
承義も被致候而者難渋之者共
繰合手宛違之義可相成ト被
存候間為心得右之通為
［九〇丁表］
申聞置候此段可申伝旨御年
寄衆被仰渡候

　十一月廿一日　大江兼山会
［九〇丁裏］
十二月正庵方家業切者其上出精相勤候ニ付節々
銀五枚増ニ被下候十枚也
　十二月八日　征矢野元意会

此度公儀ニ而姫君様被遊御誕生御名
之義ハ泰姫君様ト奉称候右ニ付泰ト

申文字唱付申間敷候同字ニ而も訓違
［九一丁表］
不苦候
殿様御不快今以聢と不被遊御座寒気
之節長途御旅行難被遊候ニ付来春中
御滞府被遊度再御願之通被仰候右条々
可申伝旨御年寄衆被仰渡候

十一月廿四日

一亥十一月廿七日御目付□□ニ而明廿八日御用之義
有之候ニ付登城可致旨内向正庵方表東林方江申参候
［九一丁裏］
ニ付罷出候処御年寄衆御用処ニ於テ志馬殿演舌ニ而
一応被仰渡御自筆御渡しニ而楠蔵方上席ニ而読申候

御自筆写

近年勝手向引続入用相増既ニ蔵許も
此節及断候程之事ニ成行甚心痛
致候省略為取調候処以前と違イ当
時者暮向莫太之入用高手許始省
［九二丁表］
略申付候得共何分引足不申候故御中
屋敷御手許指上金さへ半高ならて者
手当無之申出我等も心痛致候相成丈役
人共出精を以繰合指上候様精々申付候
得共治定致候処不申出位之義候上
公務等者別而重キ事故無拠家中借揚米
致候ヨリ外無之段申出候下地難渋之上此節
［九二丁裏］
借揚申付候段猶更心痛之事ニ候得共無拠
取斗イ候儀ニ有之候間其段ハ致勘弁相勤
候様能々為申聞候様可致候事

九月

一御勝手向累年御不指操是迄者押々
御取渡被成候当時御必止之御時節相成
［九三丁表］
御自筆を以被　仰出候何も可奉承知近年
大坂表御借財莫大之義兼而一統承知之通
段々御吉事相続両御屋敷御普請
栄姫様御引越等之御入稼其節御無理之御
御借用相畳り御取稼之内御家中御扶助米
之外者不残御廻米相成候而も当御引足不被
成御大切之御時節依之当度逸見志摩
梅田三右衛門奥山兵曹出坂之上江戸
御暮金増并御廻米減石被成御頼候所下地
［九三丁裏］
御借用向御不義理之上御繰越金者弥増
御掛合至而御六ヶ敷末御蔵元御断申出候間
無余義一統出府委細申上
御両殿様共ニ至而御当惑被遊彼是御取

調も有之候所是迄御暮向御手詰之上
栄姫様御引越別而御雑用相増候事故思召
通り御省略も出来不致候得共御蔵元右
之時合ニ付極々之御勘弁を以御暮外
御減少之義被　仰出候東西御暮向評義
［九四丁表］
有之候所幾重ニも御引足不被成外ニ御手
段も無之御家中御借上米者兼而一統
困窮之段被遊御承知候得共御不同心被遊候
得共此度者誠ニ無御拠御借上ヶ米被
仰出候間依而帰坂之上御蔵元再御頼申
談候所尚又再三御断申出候得共強而御掛
合之上壱ヶ年御請持可致旨加島屋申
御決之形ニ者候得共格別之御省略を以
［九四丁裏］
御蔵元永久之御請不致候而者御公務非常
之御手宛不奉安心依而別紙割合之通
五ヶ年之間御借上ヶ米被　仰出候間一統
難渋之義ニ者可有之候得共右之御時合勘弁
致此上倹約専一ニ相心掛御奉公大切ニ可相
勤候已上
　十一月
　　御借上割合
［九五丁表］

一三百石已上	弐割九歩
一三百石	弐割七歩五厘
一弐百五拾石ヨリ弐百石迄	弐割五歩
一百石	壱割九歩
一五拾石	壱割
一弐拾五人扶持	壱割五分五厘
［九十五丁裏］	
一拾五人扶持	壱割
一拾三人扶持ヨリ拾人扶持迄	五歩
一七人扶持ヨリ五人扶持迄	五歩
一弐拾石ヨリ拾六石迄	壱割五分五厘
一現米拾五石	右同断
一拾五石ヨリ九石迄	壱割
［九六丁表］	
但シ御手職人は五歩	
一八石五斗ヨリ六石迄	五歩
一其外已下	弐歩五厘
一御切府之者	五歩
但シ帯刀之者迄	
一自性寺清光院	弐割弐歩五厘
一瑞春院中性院	弐割弐分五厘
［九六丁裏］	
一桃林寺	五歩
一松岩寺　養寿寺　長福寺	

龍松寺　壱割弐分五厘
一東覚院　良覚院　壱割六歩六厘五毛
一御添扶持　右同断
一御強力金奥附料　半高
［九七丁表］
一御役扶持手前抱
　但シ百石已上之者半高拾人扶持已下
　之者弐割引
一大身部屋住料隠居料右高割合
通之事
一生涯被下扶持　弐割引
　但約介扶持共ニ
［九七丁裏］
一御霊供米御施□料両宮御寄附米者壱斤
右之通りニ御座候已上
　亥九月
一御勝手向連々御不指操ニ付昨年も御省略被仰出候処
弥御暮向御取渡御六ヶ敷ニ付此度一統御借上ヶ米被　仰出候
程之御時合在之候間又々左之通り五ヶ年之旨無御拠御省
略被　仰出候尚又御調之上追而被仰出候義可在之候間其旨
可被相心得候
一御城向御屋根并御居間御屋根共杉皮葺被仰付候事
　但シ外見在之候向者是迄之通り
一是迄側暮被下候御褒美之分以来三割引之割合を以被
下候都而町在大坂備筑御領分共同断之事
［九八丁表］
　但シ臨時御褒美者其節評義次第之事
一町在拝借一切不被仰付候事
一御召馬八疋御貸馬拾弐疋之処御減ニ付以来左之通之事
　御召馬　三疋　御貸馬　七疋
一御掃除方益扶持弐合五夕も被下候事
一江戸御供其外立帰罷越候者是迄賄代被下候処以来
御扶持方渡り之事
一暮々被下候銀勤銀以来給人分四割引御供小姓以下弐割
引ニ而被下候事
一書物料薬種料弐割引之事
一諸上納物御借上ヶ中欠年之事
［九八丁裏］
一一昨年被　仰出候年賦当年斗り欠年之事
一大身ヨリ寄合迄家督御礼之節只今迄之通綿服長袴着用
之事　但シ右御披露御奏者番之者綿服半袴着用可致候事
一御礼之節献候馬代銀壱枚之半高銀札弐拾壱匁五分上銭ハ
五百文之半高弐百五拾文扇子代銀札壱匁可指出候事
　但シ御披露之節御小納戸ヨリ引替是迄之通り
一家督被　仰付候節銘々共江干肴遣候義無用之事
　但シ御用人支配之者可為同前候
一自分御礼江戸表江以書中申上候義無用之事
一大身ヨリ寄合格迄平日鑓持候義給人平日若党召連候

義無用之事
［九九丁表］
但シ大身ヨリ給人之面々迄年始五節句或ハ格立候節
是迄之通り
一寒暑見舞之義近親之者者格別支配役たり共無用之事
一門松大身ヨリ寄合格迄三堵松弐門其外者可為枝松給人
ヨリ御厩方迄三階松一門其外者可為枝松事
一雛者八寸以下之内内裏一組其余者可為紙雛小幟者木
綿不相成候紙幟弐本立候義不苦候事
但シ小幟出シ無用其外花鑓壱□破魔弓壱□羽子板
壱□ハ不苦候事
一孫出生之節産着遣候義都而品物遣候義無用祝義等ニ
付無拠遣候ニも左之続合有之まて為樽肴料銀札壱匁以下
為肴代同五分以下可遣候事
［九九丁裏］
但シ仏事等之節も右ニ准シ尤吉凶之事ニ付赤飯餅等
贈候義左之続合者不苦候
親子　兄弟　祖父　孫　聟舅
伯父　甥
右之外師匠医師江軽品物遣候義不苦候無拠世話ニ預り候
者江為答礼軽品物遣候義被相届候上者不苦候
一他処往来之節為餞別品物贈候義一切可致無用平日贈答
之通可被心得罷帰候節土産之義者贈答料物ニ准シ候品
遣候義被　仰出候続合迄者勝手次第たるへき事
但シ右続之外ハ持参等ニ而遣候義も堅無用ニ候尤も
他処往来地出役等之節御貸人江酒茶漬等指出シ候
義一切無用祇園会火之番之節手合并御貸人之者
［一〇〇丁表］
江も右同断
一婚礼相整候節所持之外音信贈答相成候続合之者者相招候而も
不苦候参掛り者指シ留候義且翌日客も好身出入之外者無用
之事
但シ右之続合之者無之尤も不相招候而も指支之筋ニ
有之者者其趣意ヲ以可被相伺候
一右同断之節縁女絹布着用可為勝手次第色直シヨリ綿
服可為無用事
一右同断之節道具遣候義左之通り
長持　一棹　小袖匱　一荷
但シ箪笥遣候も櫃無用乗物莚包ニ限り候事
一右同断之節引手物遣候も白鞘可遣候事
一法事料十五匁ヨリ三十目迄応録ニ可遣候斎非時之
［一〇〇丁裏］
節施主斗可罷越候事
但シ宅江相招候も音信贈答相成候続者不苦候尤も当主
之続ニ者無之此外主家ヨリ出候者或ハ家別之者ハ続合ニ
不抱不苦右之節贈答勝手次第たるへき事
一吉凶并無拠義ニ而出会之節料理者一汁二菜吸物壱ツ肴弐種ニ
而

可招此外取肴斗者指出シ候而も不苦候事
　但シ仏事之節酒指出シ候義無用之事
一諸祝義之節客可致候も随分軽可致候無拠相招候も当主
続合者勿論祝義致候者之続合も不苦候且又都而出会之
義質素専一たるへき事
一御用寄合之節も湯漬指出候義無用之事
　但シ同役相番仲ヶ間等始而参会前々之通り堅無用之事
一惣而組支配在之面々者年始組之者酒肴等指出候義無用之事
［一〇一丁表］
　但シ取肴斗ニ而盃遣候義勝手次第且具足飾切餅ニ而弐片
　宛遣候義是又勝手次第たるへき事
　附組之者江初而盃遣候節役人たり共酒肴出候義無用可致取
　肴斗ニ而盃遣候義ハ不苦候事
一惣而綿服着用可致夏衣類越後縮無用之事
　但シ襟袖口も絹類不相成候唐更紗無用尤も襦半襟斗
　絹不苦候事
　附振裂羽織惣裏不苦候
一麻上下横麻迄者不苦御紋付者龍門たり共不苦候
一袴肩衣羽織裏□キ迄者不苦候夏袴川越平者不
相成候其以下之品可相用事
　但シ羽織惣裏不相成候事
［一〇一丁裏］
　附払裂羽織惣裏不苦候事
一火事装束并野袴有来ハ何品ニ而も不苦候
一隠居并医師羽織惣裏下着壱ツハ不苦候事
　但シ夏羽織絹以下之事
一妻女并男子六拾才以上者絹布下着壱ツ者不苦尤妻
女越後縮者不苦候事
　但シ夏衣類絹糸入金糸縫入不相成候事且絹布
　下着之外惣而裏絹以下之事
［一〇二丁表］
一七才迄之男女上着絹者不苦候
　但シ下着無垢者無用之事
一女帯縮緬以下ニ限り候事
　但シ呉服ハ不苦紋呉服紋縮緬者不相成候尤持
　来之襦子鈍子厚板之類来子壱ヶ年不苦候
　持来り共金糸入其外高価之品者不相成候
　尤来ル丑年ヨリ者本文被仰出候通之事
一腰帯右同断之事
一長襦半裾除可為無用事
［一〇二丁裏］
一櫛笄簪金銀鼈甲類無用之事
　但シ銀流シたり共無用之事
一女子縮緬紬等を以髪ヲ結候義無用之事
一召仕着用物之義者被　仰出ニ随絹類可為無用
　其主人之心得可有之事故一々不仰出候事
一普請之義者銘々之分限ニ応シ手軽可致候事
一三味線昼夜共無用門弾不苦候尤座中ニ而弾候

義無用不相成候事
［一〇三丁表］
一　但シ病気保養之ため弾候ハヽ伺之上三ヶ月限り可
　被仰付候事
一花火立候義無用之事
　但シ相図者稽古之義故伺之上可被仰付候事
一町在寺院并町家在中江罷越遊興ヶ間敷義
　堅無用之事
一頼母子之義者焼失其外表江顕レ無拠儀ニ而
　相催候義勝手次第之事
［一〇三丁裏］
　但し申合候者名前親立ヨリ御勘定所江対談在之候ハヽ
　引取可相渡候書物年切落手之者へ可相渡候

右之條々改而被仰出候間御沙汰有之候迄堅可
被相守候此節厳敷倹約被仰出候義者累年
上　御暮向別而御六ヶ敷既ニ御蔵元御改ニ及候程
之御時合ニ而無御処五ヶ年之間御借上ヶ米被　仰
出候依而ハ御家中末々迄兼而難渋之上必止ニ指
支候義与被思召候間此上専倹約致質素第
［一〇四丁表］
一之義与可被相心掛候先年綿絹勝手次第
と被仰出候者銘々倹約筋ニも可相成と被思召候
處却而心得違ニ而も有之衣食住共ニ華美
ニ押移り末々之者ハ別而分限不相応之義も有
之候哉ニ相聞候ニ付此節者厳敷御ヶ条を以倹
約被仰出候間堅可相相守候表立之義前条之通
被仰出候得共都而費者平日飲食等其外内々
之事ニ多有之候事ニ候得共内々之義者夫々ニ被
仰候義も難被成候事故ヶ条を以被仰出准シ
［一〇四丁裏］
心掛相用随分省略可被致候且又以来者同役
或ハ仲ヶ間切申合を以被仰出ヶ条相背キ候者は
勿論其外之事たり共奢ヶ間敷義致候者有
之候ハヽ相互ニ心ヲ添倹約堅可被相守候若不要者
於有之ハ御目付之者迄可被申出候右之趣急度相
心得候様被仰出候
一支配有之面々者被仰出随厳敷可申渡候別而
　軽者は飲食之費多哉ニ相聞候是等之義も厳
　敷可申付候
［一〇五丁表］
　但し申渡候ヶ条出来候ハヽ可被指出候尚指圖可致義
　も可有之候
一肩衣津戻子以下相用可申事

【参考文献及び史料】

参考文献

▲中津市史刊行会編『中津市史』、中津市史刊行会、一九六五年。

▲中津惣町大帳刊行会編『惣町大帳　後編（一七）～（一九）』中津市、二〇〇六～二〇〇九年。

▲半田隆夫校訂・解説『中津藩　歴史と風土』第一～十八輯（中津藩史料叢書）、中津市立小幡記念図書館、一九八一～一九九八年。

▲ヴォルフガング・ミヒェル「中津藩医大江春塘について」（同氏編『中津市歴史民俗資料館　分館　医家史料館叢書Ⅳ』中津、二〇〇七年三月、所収）。

▲「御家中系図　嘉永三年改」中津市立小幡記念図書館蔵、請求番号五八〇・一八・四四

▲「御家中先祖書抜書」中津市立小幡記念図書館所蔵、請求番号五四八

史料

▲「文政8・9年記録」（旧ラベル番号　二〇・一）文政一〇年（以降）写、表紙とも一〇六丁、二七、五糎×一八、三糎（竪帳）。

1　ヴォルフガング・ミヒェル「中津藩医大江春塘について」（同氏編『中津市歴史民俗資料館　分館　医家史料館叢書Ⅳ』中津、二〇〇七年三月、五九～七七頁）参照。

2　大江満氏作成「大江医家系図」など参照。

3　同表紙（図一）参照。

4　二〇丁裏、「御家中先祖書抜書」（中津市立小幡記念図書館所蔵、請求番号五四八）によると、「明和二（一七六五）酉七月二日本道表御醫師被召出（中略）同七寅七月朔日眼科兼帯被　仰付（以下略、括弧内補足筆者）」とある。

5　中津市立小幡記念図書館蔵、請求記号五八〇・一八・四四。

6　同書、一三三～一三七頁。

7　中津藩史料叢書『中津藩　歴史と風土』（全一八巻）中津市立小幡記念図書館、中津市、一九八一～一九九七年、所収。

8　一六丁裏～一七丁裏、参照。

9　中津惣町大帳刊行会編『惣町大帳　後編（一七）』中津市、二〇〇六年。

中津の辛島医家に伝えた池田流「痘瘡唇舌鑑図」

細田冨多

一、はじめに

天然痘は Variola vera というウイルスによって起こる感染力の強い伝染病である。『続日本紀』に天平七（七三五）年に「幼い子供が多数死んだ」という記述があり、天然痘は天平年間に大陸から侵入したとされている。以降天然痘は一九世紀まで大流行を繰り返した。一八五七年から五年間長崎海軍伝習所の医学教授を務めていたポンペ・ファン・メールデルフォールト（J. L. C. Pompe van Meerdervoort、一八二九～一九〇八）は「日本ほど痘瘡のある人が多い国はない。住民の三分の一は痘痕があるといってよい」と書いている。

疱瘡は当初、人間の穢れを怒る神の祟りと思われていたが、後に仏教の影響下で、疱瘡神が襲来すると考えられるようになった。この神は犬と赤色を嫌うとされていたので、患者の衣類などを赤色ずくめにする風習が広まった。郷土玩具には痘瘡の護符に由来するものが多い。江戸期になると、小児が母親から受け継いだ胎毒及び天行が原因であるという中国医学に基づく説が一世を風靡したが、疱瘡神を祀る習慣は民衆の間で幕末まで続いていた[1]。

元禄二（一六九〇）年来日したオランダ東インド会社の医師ケンペル（Engelbert Kaempfer、一六五一～一七一六）はこの一世紀の間に四回も流行した疱瘡に関して日本人の話を記録し、「七疱瘡の神つまり七疱瘡霊」（VII *Foso no Cami* id est 7 Pock Geister）という貴重な記述を残した。ケンペルによれば、この「神、または児童疱瘡の霊」は「たいていが悪性」で、患者には次の病状を示す一種の前兆として現れる。「山伏神」は一般に非常に悪性であり、「盲神」は盲目者のような姿で現れ、さらに悪性である。次に続くのが「坊主」（*Boos*, Pfaffen）と、「爺」（*dsii*, alt Man）と「婆」（*Baba*, alt Weib）で、この三種は不吉な前兆となり、目前に迫った死を示している。これに対して「若衆」（*wakas*, Juengling）か娘（*Musme*, junge Tochter）が姿を現すと、まもなく回復する。七福神に似せて作られたと思われるこの疱瘡神についての日本の資料はあまり発表されていない。ケンペル が描写したのは発病の日によって病のなりゆきを占う図のようなものであった。江戸期の版画などに見られる七疫神（魁神、兵神、刑神、早神、石神、役神、寛神）の姿及び特徴はほぼケンペルが書いている通りである[2]。

痘瘡の伝染性について啓蒙したのは、甲斐国の橋本伯寿（はくじゅ）だった。文化七（一八一〇）年に発表した『断毒論』で、長崎で西洋医学を学んだ白寿は、伝染説を論述し、隔離の必要性を強調している。その三年後、さらなる普及のための『国字断毒論』が刊行された。

イギリス人ジェンナーが開発した牛痘種痘から始める著者が多いが、それに先立つ人痘種痘を抜きにして予防接種の歴史は十分に語れない。昔から人々は一度天然痘にかかると二度はかからないことを経験的に知っており、中近東で軽い天然痘にかからせる方法が考え出されたと思われる。西と東へ伝わったこの人痘種痘は、予防接種という概念を広げ、東西両洋における研究の土台となった[3]。

表一　江戸・明治期における天然痘をめぐる動き[4]

一七世紀		天然痘がこの一世紀の間に四回も流行する。
一六五三	承応二	明の僧医戴曼公が来日し、治痘法を伝授する。
一七四四	延享一	中国から来日した種痘科李仁山が長崎で人痘種痘を実施する。
一七五二	宝暦二	清代の代表的な医学叢書『医宗金鑑』（呉謙等編、乾隆年頃刊）が日本に伝来。第六〇巻が痘科の部で「種痘心法要旨」となっている。
一七六六	明和三	上江州倫完が琉球にて人痘種痘を実施する。
一七八九	寛政一	筑前秋月で天然痘が流行する。
一七九〇	寛政二	筑前秋月藩医緒方春朔が『医宗金鑑』などに基づき、独自の鼻早苗法を開発し、天野甚左衛門の二児に人痘種痘を実施し、成功する。
一七九三	寛政五	緒方春朔が「種痘必順辨」を著す。
一七九三	寛政五	緒方春朔が長崎で五児に種痘を実施する。
一七九五	寛政七	緒方春朔が江戸で種痘法を実施し、種痘法を伝授する。
一七九六	寛政八年五月	イギリスの医師ジェンナーが初めて牛痘苗による種痘を実施する。
一七九六	寛政八	緒方春朔が「種痘緊轄」及び「種痘證治録」を著す。
一七九八	寛政一〇	幕府が医学館に痘科を創設する。
一八二〇	文政三	蘭学者馬場佐十郎がロシア語の牛痘書を訳す。この「遁花秘訣（とんかひけつ）」は日本初の牛痘書である。
一八二三	文政六	シーボルトが来日。彼が持参した牛痘苗で日本人に接種するが、成功しなかった。
一八四九	嘉永二年七月	楢林宗建が牛痘苗を三男と通詞の子二人に接種し、三男のみ善感。牛痘苗による種痘に初めて成功する。
一八四九	嘉永二年	中津藩医辛島正庵を筆頭とする一〇名の医師が痘苗を貰うために長崎に赴いた。
一八四九	嘉永二年一一月	蘭学者緒方洪庵らが大坂で除痘館を開設する。
一八四九	嘉永二年一一月	蘭学者伊東玄朴が佐賀藩より送られた痘苗で、江戸の藩邸で接種を行う。
一八五〇	嘉永二年一二月	神尾雄策、藤野東海（啓庵）は中津藩主奥平昌服に種痘許可の請願状を提出する。
一八六一	文久元年二月	中津の医師村上玄秀、西千枝、神尾雄朔、藤野東海、藤本玄岱、原岡平泉、久松方庵らが中心になって種痘を行う。医師の教育をも行う医学館の設立が提案された。

一八六一	文久元年	中津の上勢溜に医学館開設。
一八五八	安政五	江戸の蘭方医が、神田お玉ヶ池に種痘所を開設する。
一八六一	文久一	種痘所が「西洋医学所」と改称される。
一八六八	明治一	旧幕府医学館が「種痘館」となる。
一八八五	明治一八	種痘法の制定。
一八八五～八七	明治一八～二〇	天然痘が大流行。死者三万二千人。
一八九二～九四	明治二五～二七	天然痘が大流行。死者二万四千人。
一八九六～九七	明治二九～三〇	天然痘が大流行。死者一万六千人。

中国の乾隆帝の勅により、呉謙ら医官が乾隆一四（一七四九）年に刊行した『医宗金鑑』には、いわゆる旱苗法を描写した「種痘心法」がある。痘痂を粉末にし、これを銀管中に盛り鼻腔内に吹き入れる方法である。人痘種痘法は一七世紀前半以降、中国から日本に伝わったが、その危険性と不確かな成果のため、普及には至らなかった。

寛政元（一七八九）年、秋月藩の八代藩主長舒に召し抱えられた久留米藩医緒方元斉の養子春朔（一七四八～一八一〇）は、同年秋月で流行していた疱瘡に悩まされた。彼は『医宗金鑑』の第六十巻（「種痘心法要旨」）に見られる鼻旱苗法を改良し、「これを用いるに百発百中、応ぜざるは一つもなし」という独自の種痘法を開発した。翌年の流行でその方法の有用性を確認した春朔は『種痘必順辨』、『種痘緊轄』、『種痘證治録』を発表した。その後、彼の名は全国に知れわたり、九州各地、京都、江戸などから入門を希望する医師が秋月に集まった。春朔流の鼻旱苗法は種痘という概念の普及に大いに貢献し、後の牛痘種痘法が急速に受容される基盤と原動力になった。

一八世紀初頭、トルコ駐在イギリス公使夫人モンタギュー（Lady Mary Wortley Montague、一六八九～一七六二）は、軍外科医メイトランドに命じ、コンスタンチノープルで観察した人痘種痘を自分の子どもに実施させた。それが成功したので、夫人は帰国後その普及を積極的にすすめ、とりわけ上流階級に大きな影響を与えた。一七二一年に、メイトランドはウェールズ王女の依頼を受け、死刑を免除するという条件で死刑囚七名に種痘を行った。死亡例はなかったので、ドイツ、フランスなどの医師たちは症状の軽い天然痘患者の膿疱から抽出した液を健康な人に注射するようになった。しかし、予防効果がない、死亡者が出る、小流行が起こるなど、安全性の問題は決して小さくなかった。

イギリスの地方医師ジェンナー（Edward Jenner、一七四九～一八二三）は、牛痘（cow pox）にかかった者は天然痘にかからないという農民の話を聞き、一連の事例を追究した上で、一七九六年、健康な少年に牛痘接種を行った。回復した後に天然痘を接種したが、少年は天然痘にはかからなかった。翌年英国学士院に送った報告に対する反応は冷ややかだった。ジェンナーは事例を増やし、一七九八年に『牛痘の

原因および作用に関する研究』という著書を自費で発表した。このとき、ラテン語の vacca（牛）に基づき vaccine（痘苗、ワクチン）という用語が誕生した。以降、牛痘法は、短期間でヨーロッパ中に広まった。ジェンナーはイギリス議会より賞金を贈られたが、医学界がこの控えめな田舎医師の歴史的功績を認めるまでにはかなり時間がかかった。

一八二三年来日したドイツ人医師シーボルト（Philipp Franz von Siebold、一七九六～一八六六）は牛痘法を実施したが、長い航海で痘苗が腐っていたため成功しなかった。嘉永元（一八四八）年来任した同胞オットー・モーニッケ博士（Otto Gottlieb Johann Mohnike、一八一四～一八八七）は、一八四九年に長崎の阿蘭陀通詞会所に伝習所兼種痘所を置き、持参した牛痘苗で、阿蘭陀通詞兼蘭方医吉雄圭斎、長崎在住の佐賀藩医楢林宗建、長崎遊学中の水戸藩医柴田方庵などの協力を得て同年末までに三九一人に接種し成功した。先見の明を持つ蘭方医・蘭学者はこの画期的な予防接種に飛びついた。[5]

中津藩で代々藩医を勤めてきた辛島家は、村上家・大江家と並ぶ家柄であった。その五代目辛島正庵蔵春（一七七九～一八五七）は、長男の章司が六歳の時に痘瘡で死去、それを契機として痘瘡の研究に取り組んだ。天保一一（一八四〇）年養子の六代目長徳を岩国の中村一安の所に送り、明の僧侶戴曼公が池田家に伝えた治痘法を学ばせた[6]。

中国の戦乱を逃れ承応二（一六五三）年に来日した医師・僧侶戴曼公（独立性易、一五九六～一六七二）は、周防岩国城主吉川家の家臣池田正直（一五九七～一六七七）に唇、舌の色、形状などに基づく緻密な分類法及びそれぞれの病態に適する薬品などの治療治痘法を教授した[7]。観察と経験を重要視する「曼公先生」の教義は、一九世紀に入ってからも、写本として普及していた[8]。

辛島家五代目正庵と六代目長徳が蓄積した治療と知識で、辛島家は中津に於いて痘瘡治療の先頭に立っており、嘉永二（一八四九）年にモーニッケが牛痘苗を日本にもたらした時は、その有用性をいち早く認識し牛痘の導入に力を注いだ。七代目辛島春帆（一八一八～一八五九）、種任、丈庵、正庵ともいい、弘化三（一八四六）年、家督を継いだ。彼は、嘉永二（一八四九）年九人の医師と共に子どもたちを長崎に連れて、種痘を行った[9]。その背景には養父の強い要望もあったと思われる。同行医師として西周哲、横井玄伯、神尾雄策、藤野東海（啓庵）、藤本玄泰、小幡竜洲、松川清庵、原岡平泉、久松方庵がいた。同年一二月、神尾雄策、藤野東海（啓庵）は藩主奥平昌服に種痘許可の請願状を提出した[10]。文久元（一八六一）年二月、村上玄秀、西千枝、神尾雄朔、藤野東海、藤本玄岱[11]、原岡平泉、久松方庵らが中心になって種痘を行い、中津地方の医師の教育のために上勢溜に医学館が建設された。

二、写本の書誌

辛島家より中津市に寄贈された五百冊の書籍に、五代目長徳が岩国の池田家で写った写本「痘瘡唇舌鑑図」がある。桐の箱（外側・縦二〇、五糎×横一六、五糎　高さ四糎）の蓋には、「東都池田瑞仙先生家蔵　痘瘡唇舌鑑図　辛島家蔵」と書かれている。

図一　「痘瘡唇舌鑑図」の木箱。

その史料には表表紙と裏表紙（ともに九、〇糎×一五、二糎）があって、表表紙には一枚目の本文が糊付けされている。本文は二つ折りになっていて、広げると「八、九糎×三〇、三糎」の大きさで、一六枚ある。始めから八枚目までは序文と図解で、九枚目から一七枚目までに「戴蔓公唇口訣」と「戴蔓公舌口訣」が書かれている。序文によれば、写本は「天保庚子夏」つまり一八四〇年に作成された、とある。

【原文】

【箱書き】

東都池田瑞仙先生家蔵
痘瘡唇舌鑑圖
辛島蔵

【文書】

［一丁表］

［姓名印「辛島徳印」］［雅号印「蓬齋」］

明戴曼公所傳于池田家痘
瘡十八唇三十六舌五死舌并面
部八偶三停諸位配合六十部位明
辨順險逆三症之真秘圖鑑矣

不佞徳天保庚子夏遊于防州
岩國由卒市邑中村一安子門
［一丁裏］
而盡受其奥秘以爲治痘庇益
非継跡子不敢傳烏深禁他洩
矣

辛島長徳識

天保歳舎庚子四月

「辛島徳印」「蓬齋」

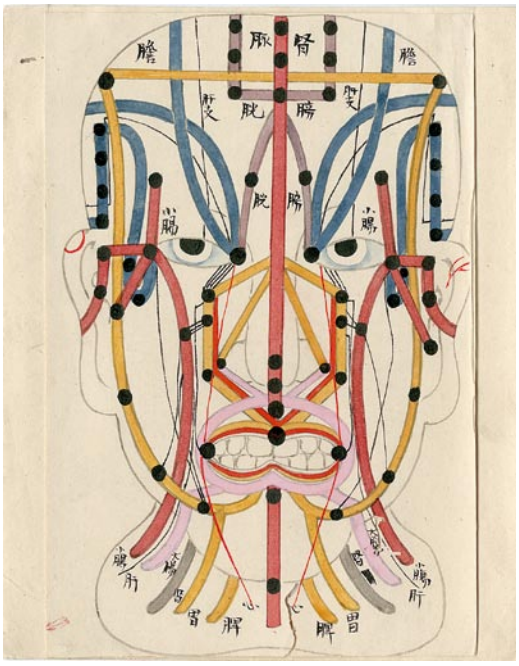

図二　［二丁表］

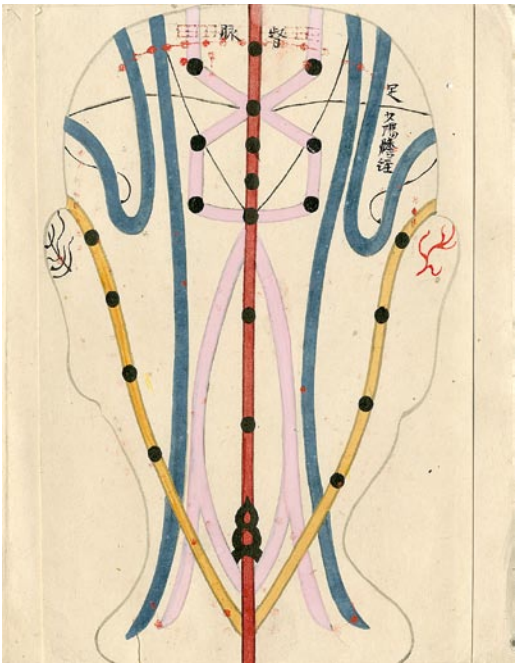

図三　［二丁裏］

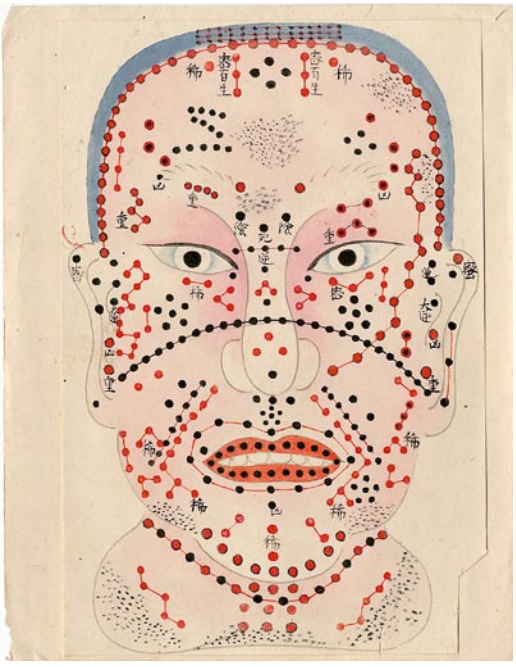

図四　［三丁表］

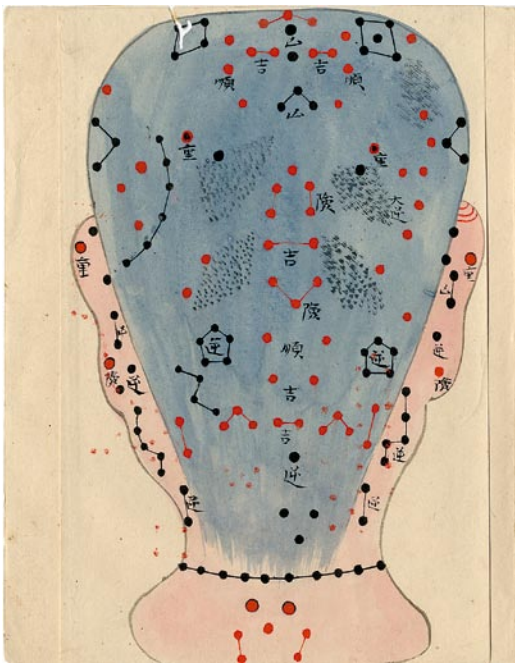

図六　［四丁表］

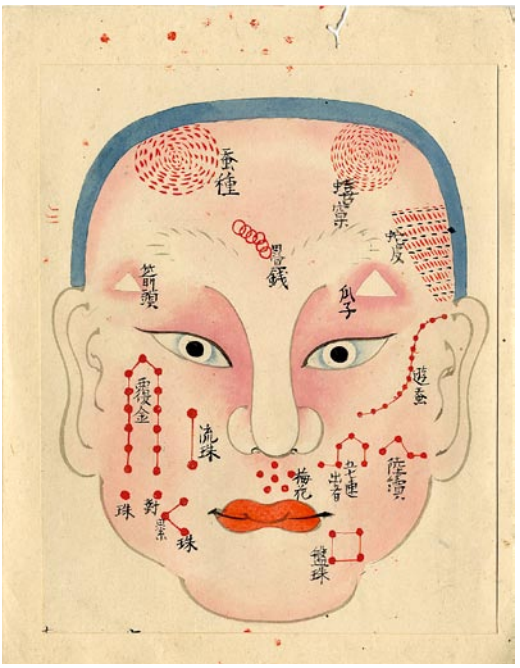

図五　［三丁裏］

図八　［五丁表］

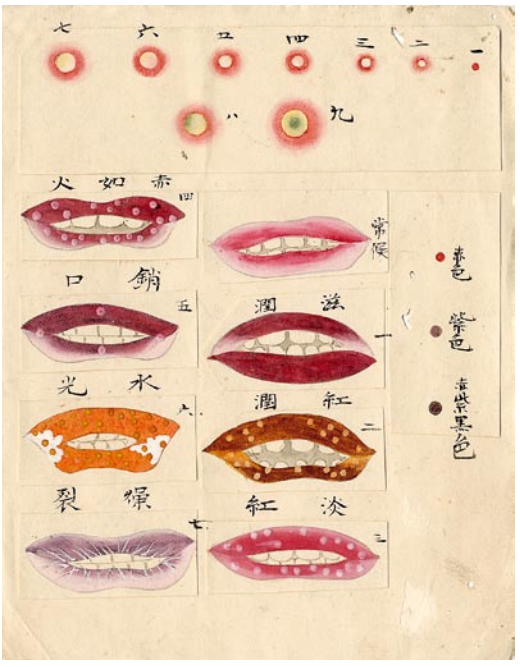

図七　［四丁裏］

図一〇 ［六丁表］

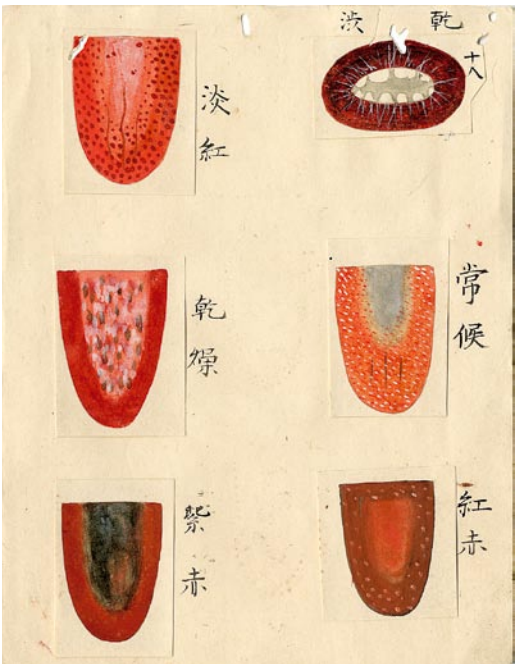

図九 ［五丁裏］

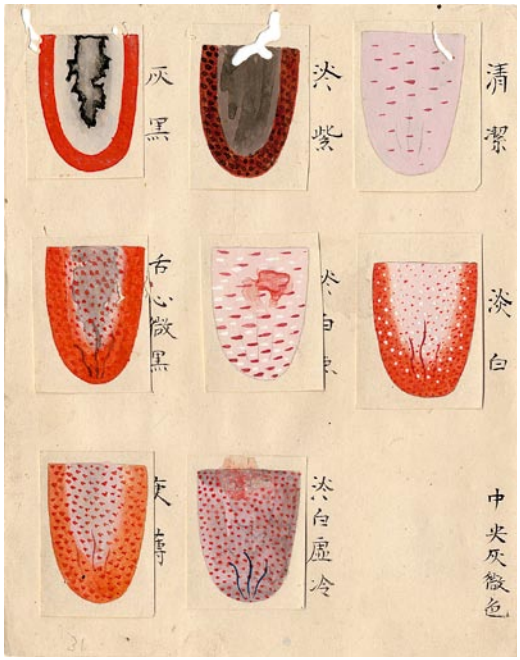

図一二 ［七丁表］

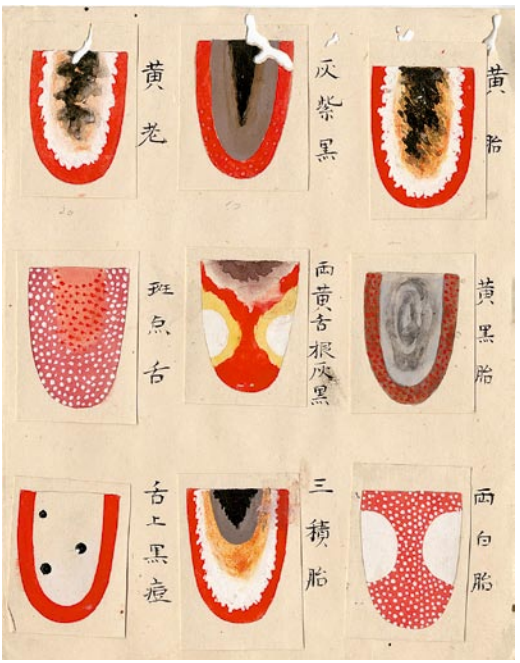

図一一 ［六丁裏］

図一三　［七丁裏］

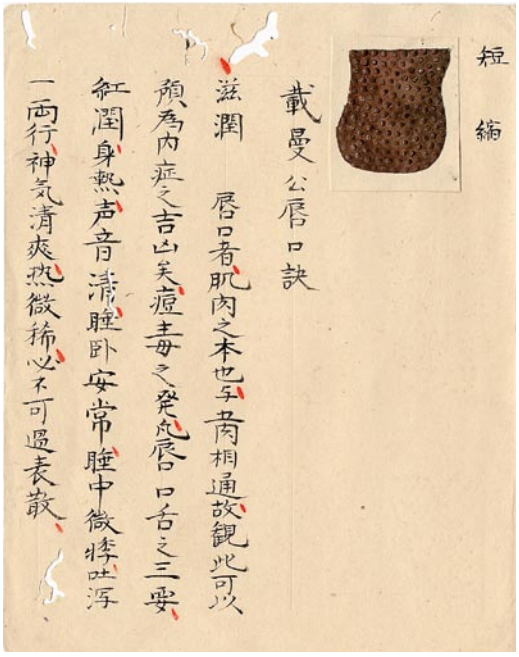

図一四　［八丁表］

戴曼公唇口訣

滋潤　唇口者、肌肉之本也。与五肉相通。故觀此可以預爲内症之吉凶矣。痘毒之發、凡唇口舌之三要、紅潤身熱、聲音清、睡臥安常、睡中微悸、吐瀉一兩行、神氣清爽、熱微稀、必不可過表散。

［八丁裏、九丁表（欠）］

「池田痘書　舌鑑　舌」（京都大学富士川文庫所蔵、マ五五）より補足（傍線部分）。

紅潤　唇色紅活而不燥裂惟紅潤者熱軽而毒少也若唇黄白或紫赤而不潤澤者凶也。

淡紅　唇淡紅或淡白赤合格者気虚也如汗多者表裏倶虚也不可用攻発之剤候其於苗紅白宜補托。

赤如火　唇之四角赤如火或如塗朱而双唇発紫黒点者此乃脾経熱極也此名曰赤珠繞唇宜急清火解毒。

鎖口　唇赤色或紫赤当嘴角現一粒黒痘或見異痘獨虚大此曰單鎖口若上下一圈成串者

此名騰蛇鎖　皆悪候也又両嘴倶現一粒者此名双鎖口又名白虎鬚瘡最悪候也如両角倶現一粒餘証未現獨嬌大者此曰鎖口必凶多。

水光　痘出而諸証順候無レ故倶至六七日口角当於卯寅戌酉之兆也急宜温補遅則作溏泄而表瘡必倒陥九日十二日死。

［九丁裏］

純紫　格離者脾絶也　發熱氣血平、則唇舌鮮紅滋潤。而肌膚發黄紅色者、爲平和、否、唇紅變赤、甚則爲以爲

紫、虚則紅變淡、甚則爲青爲白、實則爲乾澁、爲燥裂、爲濺血、虚寒則爲褐純紫、青純藍、純黒者死矣。陽氣已欲脱、兼水之化、經曰、純陰者死矣。

崩裂腫大　唇嘴崩裂、或腫大口出臭氣者、是胃爛發斑也。不治。如唇紫赤堆崩、口中腥臭衝人者、此邪火煎熬、腫爛、胃貶也。必死。

［一〇丁表］

唇如嘴　發熱唇上、先腫大如嘴尖、紫赤乾燥者、實熱毒盛也。先用雙解清涼之剤。猶加口臭者、不治。

濺黒血　唇紫黒燥裂濺黒血而出、瘡如小疱子者、至八九日、如蓼花死。或乾枯焦黒死。

出瘡如堆粟　格離死　唇先發瘡如堆粟者、脾氣破敗死、莫治、若唇上牙牀先出痘、不見他痘者死。

板實　方廣大庭板黄、而他處潤活、癰毒

［一〇丁裏］

必結下胸、項腮瞼板黄、而四体潤美、痘癰必發于肩阜、肚腹板黄者、癰啓於曲池三里、背脊板黄者、癰結下兩軸尻骨、遍身板黄者死、兩脇陽球板黄者死、觀此而痘裳之膿、固欲其充黄、尤宜潤活。

黄硬　格離　瘡出而稠密、至六七日期、諸瘡欲膿而唇上痘、先黄硬者、脾絶也。不治。

虚寒水色　格離死　唇水色者、至膿期、唇淡紅、

［一一丁表］

或淡白帶水光、濺流濁水者、若与舌共合格淡白者、虚寒之至極也。急宜峻補。

黄熟　格離　唇上痘出相連、諸痘未漿、而唇痘先黄者、亦内潰已成、他症亦難成漿矣、更有氣血下陷毒攻脾胃死。

格離　胃絶　唇白至舌者、爲内潰、三日死者爲實熱、九日十二日死者、爲虚寒、治者可知異其症。

乾渋　格離　唇乾澁、或紫黒色、或紫縮如魚口者、不治。

［一一丁裏］

戴曼公舌口訣

紅赤　薄胎通明之象也。發熱一二日候也。諸舌胎從是而始也。

淡紅　一發熱舌淡紅而潤者、氣虚也。不可發其表、若便利而後淡紅者、宜補益温補。

乾燥　一發熱舌乾燥者、内火太甚。急宜清涼涼血。若大便秘者、双解之。

［一二丁表］

紫赤　一發熱、血胎紫赤者、熱毒熾盛。或血熱血毒、太甚。宜清涼解毒。若大便秘者攻レ之。

灰紫　發熱四五日、雖大便秘結、妄不可下之。在後、多易虚寒。

青白　發熱、悠々出苗淡白者、向來諸症、爲虚。先可知三禁。惟宜補脾温補。

白胎通明　白胎通明者、内火太甚峻。宜清涼解毒、若大便秘者下之。慎忌投参蓍、殺人。有訣。

［一二丁裏］

芒刺　見点一二日熱毒熾者、白胎主黄刺、内火愈太甚、則自黄而変紫黒。宜清涼。

乾紅　乾紅無胎者、血也。瘡色内地必赤色、而掀腫、治宜清熱涼血之剤。如大小便秘者、微利之。

燥裂　燥裂者、大毒在血中。如火盛則血燥亡津液渇。肉肌乾枯瘡色乾滞枯渋、胃液焔燥之兆也。

［一二丁表］

舌炕　舌三囲赤色如火、中英白胎如積粉。中心凹而焦黒者、五内梟炎燔灼。急峻宜寒涼之剤。候大便利有訣。

焦紫　焦紫者、梟毒肆逆、表裏倶實。誤失下則必死此氣血自爲火熱。所煎熬、急宜清涼攻下。

白胎乾黒　白胎乾黒者、梟火熾盛五内七竅共実、急宜清涼攻毒。如大便秘者解之。至五日而不潤者不治。

［一二丁裏］

黄胎　自白而變黄者、胎之常也。如黄胎未老則毒火甚。如出斎後胎中微黄色滋潤者、内火自解之兆也。急宜補托。

黄黒胎　黄黒胎者、從白而黄、從黄而黒、則熱毒愈盛也。黄中帯黒色乾燥者、清涼、如滑潤者忌之。

兩白胎　兩白胎者滋潤、則裏毒已解、表実未除。

［一三丁表］

二三日雖便秘、必忌妄下、四日以後下、則多虚寒。

灰紫黒　灰紫黒者、三圍赤色。中央乾紫黒者、屬熱、宜清涼。若三囲淡白中英乾紫黒、則津液謁之兆也。宜温補。

兩黄舌根灰黒　兩黄舌根灰黒者、二三日大便秘者微利之。如泄而後宜補托温補之、須四日後忌下、有訣。

三積舌　黄紫黒灰白者、倶皆乾燥不潤。舌尖赤色爲熱實。若便泄後、漏舌滑潤者爲虚。

黄老　黄老而乾燥者、内火未解也。出斎後黄中

［一三丁裏］

帯微黒、三囲紅潤、中英滑潤者、邪火自解矣。急宜参芪補托、有訣。

斑点舌　斑点舌、痘中不見此症。痘後往々有此。必屬脾熱餘炎未除、宜清涼、預防走馬疳。

舌上黒痘　舌上黒痘者、梟毒熾盛、邪火伏テ心中不洩。則先舌上生黒珠。至出斎期又没。爲此症者、十無一生、至七八日而失血、必十二日死不治。

清潔　舌清潔者、痘中首尾成美候血雑症必莫

［一四丁表］

用陽剤、如誤失治、則其變易虚寒。三四日宜補托、五六日後宜温補、如唇舌滋潤者、雖有急症切忌妄下、殺人。

淡白　舌淡白而滋潤者、初發不拘於時、宜補益、又忌用攻發、至四五日、失起發之勢者、欲虚寒之兆也。急宜温補、如加溏泄者、宜峻補。

中央微灰色　舌中央微灰色、三囲紅潤者、氣血津液微虚之兆也。當五六日期、爲此舌者、必無妨、惟宜補益温補。

［一四丁裏］

淡紫　舌淡紫者、二三日微用清解、四日已後宜補益、六日後、宜加温補候、一泄則必虚陥矣。

淡白點　舌滋潤生淡白點者、於是苗出斎之間、大便一泄、則必虚寒之兆也。便一泄則神氣自虚、熱氣自散、此痘之常候也。如六七日期、加咬牙者、宜温補、如瘡色灰白、急宜峻補。

淡白虚冷　舌淡白虚冷者、内氣虚寒宜温補、如淡白虚冷者、内外共虚寒、六七日後、如寒戰咬牙者、

［一五丁表］

全體髪膚無所不寒、此名純陰無陽、峻用温補之剤、而陽氣猶脱者、不治、無他治法矣。

灰黒　舌三囲紅潤、中央灰黒者、一二日發之、出斎後、唇舌滋潤者、宜補益温補、如三囲淡白、中央滑潤者、急宜峻補。

舌心微黒　舌心微黒、而滋潤者、出齋後、預防泄瀉、如腸鳴下氣者、不可虧温補。

痩薄　舌痩薄者、出瘡稠密、諸症變爲

［一五丁裏］

膿、雖氣血困沈、調理不失節、故漸免鬼録、雖得生氣血未復之兆也。不可虧補益、十五日後少加解毒。

青藍色　舌三圍紅淡、中央青藍色者、水氣壮而剋土、向來防泄瀉之危、惟宜調養脾胃、如痘色淡白、急宜峻補。

蜂窠　舌如蜂窠者、原出痘稠密、舌上爲堆栗者、至五六日期、口内咽喉出瘡密、必發嗆水錯、唯食飲不入者死。

［一六丁裏］

腐熟　舌腐熟如煮者、舌心紅者、十救二三、如醤色、或濁色或淡白不。

失榮　舌失榮血者、痘中不見之痘後氣血虚耗心肝俱受傷、或痘前失血、或婦人墮胎者間有是症、宜補養氣血。

純白　舌純白者、爲内潰、唇白至舌、舌白至唇、雖有先後、心死勿治、三日六日死、實、熱也、九日十二日死者、爲虚寒。

【読み下し】

「戴曼公唇口訣」

滋潤　唇口は、肌肉の本なり。五肉と相通ず。故に此を觀て以て内症の吉凶を爲すに預かるべし。痘毒の發は、凡そ唇口舌の三要なり。紅潤にして、身は熱く、聲音は清く、睡臥は安常なり。睡中は微悸にして、吐瀉一両行。神氣は清爽にして、熱は微稀。必ず表散より過ぐべからず。

紅潤　唇の色、紅活にして燥裂ならず、惟だ紅潤なる者は、熱軽く毒少きなり。若し唇黄白、或紫赤にして潤澤ならざる者は凶なり。

淡紅　唇の淡紅、或は淡白亦合格なる者は気虚なり。如し汗多き者は表裏倶に虚なり。攻発の剤を用ふべからず。其の苗に於て紅白を候ひて、宜しく補托すべし。

赤如火　唇の四角、赤きこと火のごとく、或は塗朱のごとくして双唇、紫黒点を発する者は、此乃ち脾経熱の極なり。此を名づけて赤珠唇を繞ふと曰ふ。宜しく急に清火解毒すべし。

鎖口　唇の赤色、或は紫赤にて嘴角に当り、一粒の黒痘を現はす。或は異痘を見て獨り虚大。此を單鎖と曰ふ。若し上下一圈、串を成す者は、此を騰蛇と名づく。鎖口は皆悪候なり。如し両嘴倶に一粒を現はす者は、此を双鎖口と名づく。又白虎鬚と名づく。瘡は最悪の候なり。如し両角倶に一粒を現はさば、餘証は未だ現はれず。獨り嬌大者は此を鎖口と曰ふ。必ず凶多し。

水光　痘出でて諸証順にて候、故無くして倶に六七日に至るに、口角卯寅戌酉に当たるの兆なり。急ぎ宜しく温補すべし。遅ければ則ち溏泄を作して表瘡は必ず倒陥して九日十二日にて死す。

純紫格離者脾絶也　發熱し氣血平なれば、則ち唇舌は鮮紅にして滋潤なり。而して肌膚黄紅色を發する者は、平和爲りや。否なり。唇の紅赤に變ずること、甚しければ則ち以爲らく紫と爲り、虚なれば則ち紅は淡に變ず。甚しければ則ち青と爲り白と爲る。實なれば則ち乾澁と爲り、燥裂と爲り、濺血と爲る。虚寒なれば則ち褐純紫と爲る。青純藍にして、純黒なる者は死す。陽氣已に脱せんと欲し、水の化を兼ぬ。經に曰く、純陰なる者は死すと。

崩裂腫大　唇嘴崩裂し、或は腫大きく口より臭氣を出す者は、是れ胃の爛斑を發するなり。治らず。如し唇の紫赤の堆崩れ、口中腥臭人を衝く者は、此邪火煎熬し、腫爛れ、胃貶

るなり。必ず死す。

唇如嘴　熱を唇上に發し、先ず腫大きく嘴のごとく尖り、紫赤に乾燥する者は、實に熱毒盛んなり。先ず雙を用ひて清涼の剤を解く。猶ほ口臭を加ふるがごとき者は、治らず。

濺黒血　唇は紫黒にして燥裂し黒血を濺ぎて出づ。瘡の小疱子がごとき者は、八九日に至りて、蓼の花のごとく死す。或は乾枯焦黒にて死す。

出瘡如堆粟格離死　唇の先に瘡を發し堆粟のごとき者は、脾氣破れ敗死し、治る莫し。若し唇上の牙牀に先づ痘を出し、他痘を見ざれば死す。

板實　方廣の大庭板黄にして、他處潤活なるは、癰毒必ず下胸を結ぶ。項腮瞼板黄にして、四体潤美なるは、痘癰必ず肩阜に發す。肚腹板黄なる者は、癰は曲池三里を啓く。背脊板黄なる者は、癰は下の兩軸尻骨を結ぶ。遍身板黄なる者は死す。兩脇陽球板黄なる者も死す。此を觀て痘裳の膿、固より其の充黄たらんと欲するは、尤も宜しく潤活すべし。

黄硬格離　瘡出でて稠密にして、六七日の期に至り、諸瘡膿まんと欲して唇上の痘、先づ黄硬なる者は、脾絶つなり。治らず。

虚寒水色格離死　唇の水色なる者は、膿期に至れば、唇は淡紅に、或は淡白にして水光を帯ぶ。濺ぎて濁水に流るる者は、若し舌と共に格に合し淡白なる者は、虚寒の至極なり。急に宜しく峻補すべし。

黄熟格離　唇上の痘出でて、諸痘未だ漿せず。而して唇の痘先づ黄なる者も、亦内潰已に成り、他症も亦漿と成り難し。更に氣血の下りて毒に陥る有りて、脾胃を攻めて死す。

格離胃絶　唇の白舌に至る者は、内潰と爲る。三日にして死す者は實熱を爲す。九日十二日に死す者は、虚寒を爲す。治る者は其の症に異なるを知るべし。

乾渋格離　唇の乾き澁く、或は紫黒色、或は紫の縮みて魚口のごとき者は、治らず。

「戴曼公舌口訣」

紅赤　薄く通明を胎むの象なり。發熱一二日の候なり。諸舌胎是よりして始まるなり。

淡紅　一の發熱にて舌淡紅にして潤ふは、氣虚なり。其の表に發するべからず、若し便利にして後に淡紅なる者は、宜しく補益し温補すべし。

乾燥　一の發熱にて舌乾燥するは、内の火太甚し。急に宜く清涼涼血すべし一。若し大便秘するは、双ながら之を解くべし。

紫赤　一の發熱にて、血紫赤を胎む者は、熱毒熾盛なり。或は血熱血毒にして、太甚し。宜しく清涼解毒すべし。若し大便秘なる者は之を攻むべし。

灰紫　發熱四五日にして、大便秘結すと雖も、妄りに之を下すべからず。後に在りて、多く虚寒し易し。

青白　發熱して、悠々苗出でて淡白なる者は、向來諸症は、虚と爲る。先づ三禁を知るべし。惟だ脾を補ふに宜し。温めて補ふ。

白胎通明　白く通明を胎らむ者は、内の火太甚だ峻なり。宜しく清涼解毒すべし、若し大便秘するは之を下す。忌を慎しみ参蓍を投ず。人を殺すに、訣有り。

芒刺　見点一二日にして熱毒熾なる者は、白胎は主に黄刺に変り、内の火愈々太甚し。則ち黄よりして紫黒に変ず。宜しく清涼すべし。

乾紅　乾紅にして胎む無き者は、血なり。瘡の色は内の地必ず赤色なり。而して腫を掀ぐ。治は清熱涼血の剤に宜し。大小便秘のごとき者は、微にして之を利とす。

燥裂　燥裂は、大毒血中に在り。火盛なるがごとければ則ち血は燥亡し津液は渇くなり。肉肌は乾枯し瘡色は乾滞枯渋なるは、胃液は焔燥するの兆なり。

舌炕　舌の三圍は赤色にして火のごとく、中は英白胎にして積粉のごとし。中心は凹にして焦黒なる者は、五内梟炎にして燔灼なり。急峻なるは寒涼の剤に宜し。便利を候ふに訣有り。

焦紫　焦紫なる者は、梟毒肆逆にして、表裏倶に實なり。誤まりて失下すれば則ち必ず死す。此の氣血は自ら火熱を爲す。煎熬する所なり。急に宜しく清涼にして下を攻むべし。

白胎乾黒　白くして乾黒を胎む者は、梟火熾盛にして五内七竅共に實なり。急に宜しく清涼にして毒を攻むべし。大便秘のごとき者は之を解くなり。五日に至りて潤ならざる者は治らず。

黄胎　白よりして黄に變ずる者は、胎の常なり。如し黄胎にして未だ老いざれば則ち毒火甚し。如し出斎の後に胎中微黄色にして滋潤なる者は、内の火自ら之を解くの兆なり。急

に宜しく補托すべし。

黄黒胎　黄黒胎なるは、白よりして黄に、黄よりして黒に、則ち熱毒愈々盛んなり。黄中黒色を帯び、乾燥する者は、清涼なり。如し滑潤なる者は之を忌む。

兩白胎　兩白胎なるは滋潤なれば、則ち裏の毒已に解け、表は實に未だ除かず。一二三日便秘すと雖も、必ず忌妄れ下る。四日以後下れば、則ち虚寒多し。

灰紫黒　灰紫黒なるは、赤色を三圍す。中央乾き紫黒なるは、熱に屬して、宜く清涼なるべし。若し淡白を三圍して中英乾き紫黒なれば、則ち津液之に竭するの兆なり。宜しく温補すべし。

兩黄舌根灰黒　兩黄舌根灰黒なるは、二三日大便秘なる者は微に之を利とす。如し泄して後宜しく之を補托し温補すべし、須らく四日の後忌下るべし、訣有り。

三積舌　黄紫黒灰白なるは、倶に皆乾燥して潤はず。舌尖赤色にして熱實を爲す。若し便泄後、舌を漏して滑潤なる者は虚を爲す。

黄老　黄老にして乾燥する者は、内の火未だ解けざるなり。出斎の後に黄中微黒を帯び、紅潤を三圍して、中英滑潤なる者は、邪火自ら解く。急に宜しく参□補托すべし。訣有り。

斑点舌　斑点舌は、痘中此の症を見ず。痘後往々にして此有り。必ず脾熱に屬して餘炎未だ除かず。宜しく清涼なるべし。走馬疳を預防す。

舌上黒痘　舌上黒痘なるは、梟毒熾盛にして、邪火心中に伏して洩れず。則ち先づ舌上に黒珠を生ず。出斎期に至りて又没す。此の症を爲す者は、十に一生も無し。七八日に至りて失血す。必ず十二日にして死して治らず。

清潔　舌の清潔なるは、痘中首尾美を成し、候血雑症、必ず陽剤を用ふる莫かれ。如し誤れば治を失ふ。則ち其の變易は虚寒なり。三四日宜しく補托すべし。五六日後宜しく温補すべし。如し唇舌滋潤なれば、急症切有りと雖も忌妄れ下る。人を殺す。

淡白　舌の淡白にして滋潤なるは、初發は時に拘はらず、宜しく温益すべし。又忌しみ用ひて發を攻め、四五日に至りて、起發の勢を失ふ者は、虚寒を欲するの兆なり。急に宜しく温補すべし。如し溏泄を加ふれば、宜しく峻補すべし。

中央微灰色　舌の中央は微なる灰色にして、紅潤を三圍する者は、氣血津液微なる虚の兆なり。五六日の期に當り、此の舌を爲す者は、必ず妨無し。惟だ宜しく補益温補すべし。

淡紫　舌の淡紫なる者は、二三日微用清解す。四日已後宜しく補益すべし。六日の後、宜しく加温補候すべし。一たび泄すれば則ち必ず虚陷す。

淡白點　舌の滋潤にして淡白點を生ずる者は、是に於て苗出斎の間、大便一たび泄れば、則ち必ず虚寒の兆なり。便一たび泄れば則ち神氣自ら虚にして、熱氣自ら散る。此痘の常候なり。如し六七日の期に、咬牙を加ふる者は、宜しく温補すべし。如し瘡色灰白なれば、急ぎ宜しく峻補すべし。

淡白虚冷　舌の淡白虚冷なる者は、内氣虚寒にして宜しく温補すべし。如し淡白虚冷なる者は、内外共に虚寒なり。六七日後、如し寒戰咬牙なる者は、全體髪膚寒からざる所無し。此の名は純陰無陽にして、峻く温補の剤を用ふ。而るに陽氣猶ほ脱する者は、治らず。他の治法無し。

灰黒　舌紅潤を三圍して、中央灰黒なる者は、一二日之を發し、出斎後、唇舌滋潤なる者は、宜しく補益温補すべし。如し淡白を三圍して、中央滑潤なる者は、急に宜しく峻補すべし。

舌心微黒　舌心微黒にして、滋潤なる者は、出斎後、泄瀉を預防す。如し腸鳴下氣なる者は、温補を虧くべからず。

痩薄　舌の痩薄なる者は、瘡を出すこと稠密にして、諸症變じて膿と爲る。氣血困れ沈むと雖も、調理節を失はず。故に漸く鬼録を免る。氣血を生ずるを得と雖も未だ之を復せざる兆なり。補益を虧くべからず。十五日の後、少し解毒を加ふ。

青藍色　舌、紅淡を三圍す、中央青藍色なる者は、水氣壮にして土に剋ち、向來泄瀉の危を防ぐ。惟だ宜しく脾胃を調養すべし。如し痘色淡白なれば、急ぎ宜しく峻補すべし。

蜂窠　舌の蜂窠のごとき一者は、原は痘の稠密なるに出づ。舌上堆栗を爲す者は、五六日期に至りて、口内咽喉に瘡の密なるを出だして、必ず嗆水を發して錯る。唯だ食飲の入らざる者は死す。

腐熟　舌の腐熟して煮るがごとき者にして、舌の心紅なる者は、十に二三を救ふ。醤色のごとき、或は濁色、或は淡白なるは不らず。

失榮　舌、榮血を失ふ者は、痘中之を見ず。痘後氣血虚し

くして耗す。心肝倶に傷を受け、或は痘前に血を失ひ、或は婦人の堕胎する者は、間是の症有り。宜しく氣血を補養すべし。

純白　舌の純白なる者は、内潰を爲す。唇の白きは舌に至り、舌の白きは唇に至る。先後有りと雖も、心の死は治する勿し。三日六日にして死す。實は、熱なり。九日十二日にして死す者は、虚寒を爲す。

【参考文献及び史料】

参考資料

▲大島明秀「青木周蔵の中津滞在期 ― 冨永家所蔵史料を中心に」ヴォルフガング・ミヒェル編『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第五巻、六二～八四頁。

▲川嶌眞人「辛島正庵 ― 種痘に生涯をかけた医師たち」W・ミヒェル・鳥井裕美子・川嶌眞人共編『九州の蘭学 ― 越境と交流』、一三八～一四三頁。

▲川嶌眞人『中津藩蘭学の光芒　豊前中津医学史散歩』西日本臨床医学研究所、中津市、二〇〇一年、四～七頁。

▲西巻明彦「戴曼公唇舌図訣の思想について（抄）」『日本医史学雑誌』第五四巻第二号（二〇〇八）、一五八頁。

▲深瀬泰旦『天然痘根絶史』思文閣、京都、二〇〇二年。

▲深瀬泰旦『我が国はじめての牛痘法　楢林宗建』佐賀、出門堂、二〇〇六年（肥前佐賀文庫 2）。

▲ヴォルフガング・ミヒェル「大英図書館蔵のケンペル資料に見る日本の病名および病気」『洋学史研究』第一四号（一九九七）、一～九頁。

▲ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」ヴォルフガング・ミヒェル／田村隆編『東西の古医書に見られる病と治療　附属図書館の貴重書コレクションより』、福岡、九州大学附属図書館、二〇〇七年、一〇～一一頁。

▲W・ミヒェル・鳥井裕美子・川嶌眞人共編『九州の蘭学

— 越境と交流』、思文閣出版、京都、二〇〇九年。
▲Wolfgang Michel: Engelbert Kaempfer und die Medizin in Japan In: Detlef Haberland (ed.): Engelbert Kaempfer. Werk und Wirkung. Stuttgart, Boethius-Verlag, 1993, pp. 248-293.
▲梁嶸「中日伝統医学の舌診 ― 相違点の背景」『漢方の臨床』第五五巻（二〇〇八）、第二号、二四五〜二五二頁。

史料

▲「痘瘡唇舌鑑図」中津市大江医家史料館蔵。
▲「池田痘書　舌鑑　舌」京都大学附属図書館蔵。

---

1 ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」、一〇頁。
2 Wolfgang Michel: Engelbert Kaempfer und die Medizin in Japan, pp. 248-293. ヴォルフガング・ミヒェル「大英図書館蔵のケンペル資料に見る日本の病名および病気」、九頁。ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」、一一頁。
3 ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」、一一頁。
4 ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」、一二頁。
5 牛痘接種法の移入史について、深瀬泰旦『天然痘根絶史』及び 深瀬泰旦『我が国はじめての牛痘法　楢林宗建』参照。
6 ヴォルフガング・ミヒェル「疫病から伝染病へ」、一三〜一四頁。
7 川嶌眞人『中津藩蘭学の光芒　豊前中津医学史散歩』、四〜七頁。
8 載曼公の思想について、及び西巻明彦「戴曼公唇舌図訣の思想について（抄）」参照。また、舌診に館して、梁嶸「中日伝統医学の舌診 ― 相違点の背景」参照。
9 「奥平藩臣略譜集録」により。川嶌眞人「辛島正庵 ― 種痘に生涯をかけた医師たち」参照。
10 「惣町大帳」により。川嶌眞人「辛島正庵 ― 種痘に生涯をかけた医師たち」参照。
11 神尾雄朔、藤本玄岱について、大島明秀「青木周蔵の中津滞在期 ― 冨永家所蔵史料を中心に」参照。

ABSTRACTS

Wolfgang MICHEL

On the “Dutch-style Medical License” of Hirata Chôdayû and its Background

After the birth of the so-called ‘redhead-style of external medicine’ (*kômôryû geka*) during the 1650s, a growing interest among Japanese physicians and feudal lords in Western drugs, herbs, instruments and treatment methods can be observed. As Western texts and terminology had not yet become accessible even to Japanese interpreters, the instructions and demonstrations given in the Dutch trading post at Dejima played a key role in conveying European knowledge to Japan. For about three decades, certificates issued by the surgeons of the Dutch East India Company turned out to be useful when pursuing a career as a ‘redhead-style physician’. This social breakthrough goes back to 1657, when Hatano Gentô, who was leaving for Edo, asked for a certificate to prove that he had been educated by a Dutch surgeon. Especially during the latter half of the 1660s, several such certificates were issued, but only a few have survived. Based on extensive investigations of Dutch and Japanese source materials, twelve licenses have been identified.

Year	Physician	Source
1658	Hatano Gentô	diary of the Dejima trading post
1665	Handa (Arashiyama) Hoan	preserved original license
1665	Asaeda Kibyôe	description of the license in Japanese primary sources
1666	Hirata Chôdayû	Japanese manuscript copy (1717)
1667	“physician of the lord of Chikugo”	diary of the Dejima trading post
1668	Seo Shôtaku	preserved original license
1668	Nishi Kichibyôe (Genpo)	photograph of the original license from 1914
1668	Ôtaguro Gentan	preserved original license
1673	“physician of the lord of Chikugo”	diary of the Dejima trading post
1674	“physician of the lord of Chikugo”	diary of the Dejima trading post

1675	Etô Kôan	Japanese manuscript copy (Edo period, in part only)
1685	Hara Sanshin	preserved original license

These licenses, as well as newly found additional materials, provide valuable information about the circumstances under which medical instructions were imparted, as well as their contents.

The most prominent among a number of new discoveries is a complete, handwritten copy of a license granted to Hirata Chôdayû in 1666 by the surgeons Arnold Dirckz. and Cornelis de Layen and confirmed by the vice-chief of the trading post on Dejima, Nicolaes de Roij, and his assistant Louis Rondel. The copy was made in 1717 by Chôdayû's son Hirata Dôba, a physician of Lord Ogasawara in Nakatsu, and handed over to his former disciple, Karashima Shôan. During that same year, the domain was handed over to Lord Okudaira.

Formal pledges to the Nagasaki Commissioner (Nagasaki bugyô), genealogies and entries in diaries show a close interaction between feudal lords and physicians in order to absorb and spread Western external medicine during these early decades. Obviously, Western medicine entered Japan from the top of the social pyramid.

In 1673, the central government appointed Nishi Genpo, a veteran interpreter who had received an extraordinarily detailed and euphemistic surgical certificate in 1668, as Portuguese interpreter and Western-style surgeon at the court in Edo. This was the most high-ranking acknowledgement of the new "Dutch-style" medicine. Gradually, the interest in licenses from Dutch trading post surgeons faded away while physicians in all regions of the archipelago started to grant certificates to qualified pupils in their own right.

Akihide OSHIMA

On the Draft "Treatise on the Division of Heaven and Earth" by the Physician Murakami Gensui (1781–1843)

Murakami Gensui, personal physician to the lord of Nakatsu, is well known for his pioneering, semi-public dissection of a human cadaver in 1819, but research in the materials kept by the Murakami Medical Archive has shown that he had

also a strong interest in other fields, such as military strategy, Chinese poetry, Dutch language, geography, botany, economy and physics. A recently found manuscript has been identified as the draft of his “Treatise on the Division of Heaven and Earth”. It reveals his opposition to traditional Buddhist astronomy as well as his thoughts on the physiology of scurvy and deserves a prominent place among sources to achieve a better understanding of the scope of this outstanding regional physician.

Yoichi YOSHIDA

A Bunsei-period Manuscript from the Ôe Medical Archive

Nakatsu (Oita prefecture), a city of about 85,000 inhabitants in the north-eastern part of Kyushu, is known as the birth place of Fukuzawa Yûkichi (1825–1901), one of the pioneers of Japan’s modernization. During the Edo period, the feudal domain of Nakatsu covered roughly the same area as the city today. From 1717, the Okudaira family ruled here for about one and a half centuries. Lord Okudaira Masataka (1781–1855) in particular developed a strong interest in Dutch learning (rangaku), which had a lasting influence on policies in this region.

Throughout the Edo period, the two branches of the Ôe family in Nakatsu produced physicians serving the local rulers in official positions. A preliminary register of the manuscripts and books preserved in the Ôe Medical Archive has been drawn up during the last two years, but the contents of most of the sources, many of which are difficult to read, is still not known. Recent investigations have revealed a promising manuscript covering the years between 1825 and 1827, when Lord Masataka suddenly decided to retire and entrusted the domain to his still very young son, Masanobu (1809–1832). There is no title, but the 104 folded sheets contain numerous records of the Ôes and other local physicians, as well as notices from the authorities. These shed new light on the medical situation within the domain.

Tomita HOSODA

A Manuscript Copy of Ikeda-style “Tongues and Lips Illustrations”

As in all other countries, smallpox was one of the most feared diseases in Japan. Before the introduction of the cowpox vaccine developed by Edward Jenner (1749–1823), Japanese physicians were well aware of the old Chinese-style inoculation with human smallpox, but as this was extremely risky they usually confined themselves to supportive treatment methods and intensive studies into the causes and progress of this disease.

After his own child fell victim to smallpox, Karashima Shôan (1779–1857), physician to Lord Okudaira of Nakatsu, devoted himself to the study of this disease and collected more than 500 books on the subject. He also sent his adopted son to the Ikeda family in Iwakuni in order to copy manuscripts going back to the teachings of Taimankô (Chinese: Dài Màngōng). Taimankô (alias Dokuryû Shôeki, 1596–1672) was a monk from Ming China who had immigrated to Japan in 1653. One of his disciples, the physician Ikeda Masanao (1597–1677), arranged his teachings and created lavishly illustrated manuscripts that show the characteristic pustules and the rash on the tongue. While traditional Chinese writings focus on principles, Ikeda pays great attention to symptoms, using coloured illustrations and even creates a three dimensional impression by putting on multiple layers of colours. As these illustrations are difficult to reproduce, only very few Edo-period copies are known and none has been reproduced up to now.

索　引

B

Boucheljon, Joan …… 3
Braun, Frans …… 27
Busch, Daniel …… 6′ 7′ 9

C

Camphuijs, Johannes …… 4
Croon, Albert …… 29′ 30′ 31

D

De Roij, Nicolaes …… 8′ 9′ 16
De Laver, Cornelis …… 15′ 16
Dircksz, Arnold
…… 16′ 18′ 19′ 20′ 22′ 25

F

Ferreira, Cristóvão …… 22
Frisius, Andries …… 1

G

Gruijs, Jacob …… 6′ 8′ 9′ 10

H

Happart, Gabriel …… 4
Herls, Cornelis …… 5
Hoffmann, Willem …… 27′ 28

J

Jenner, Edward …… 89′ 90′ 91

K

Kaempfer, Engelbert …… 6′ 88
Katz, Hermanus …… 7

M

Mohnike, Otto Gottlieb Johann
…… 91
Montague, Lady Mary Wortley
…… 90

O

Obé, Hendrik …… 29′ 31

P

Pompe van Meerdervoort …… 88

R

Ranst, Constantin …… 21′ 22
Rondel, Louis …… 16

S

Schamberger, Caspar …… 1
Siebold, Philipp Franz von …… 91

T

Ten Rhijne, Willem …… 27
Tombe, Steven de la …… 3

V

Van Kerpen, Abraham …… 7
Van Vliet, Daniel …… 20′ 21

W

Wagener, Zacharias …… 2

あ

嵐山甫庵 …… 6′ 9′ 24′ 25
アルカル塩毒 …… 41

い

医宗金鑑 …… 90
井上筑後守政重 …… 1′ 89′
今村源右衛門英生 …… 2 6

う

宇田川榛齋 …… 39

え

疫神 …… 88
江藤幸庵 …… 27
塩壊血病 …… 41′ 42

お

大江益山 ……53、64
大江貫恕 ……53、61、70
大江兼山 ……53、54、72、77
大江玄明 ……53、54、70、77
大江春塘 ……53、54、56、65、69、70、77
太田黒玄淡 ……24、25、26
阿蘭陀伝外科類方 ……2
オベ → Obé

か

壊血病 ……41、42
加福吉左衛門 ……19、28、30
辛島春帆 ……91
辛島正庵蔵春 ……91
辛嶌正庵 ……53、54、57、62、72、77
辛島長徳 ……92、93
寒壊血病 ……41、42
カッツ → Katz
カンプハイス → Camphuijs, Johannes

き

起請文 ……7、19
牛痘種痘法 ……90、91

く

クローン → Croon

け

玄真 ……39
玄水 ……39、40、41、42
ケンペル → Kaempfer, Engelbert

こ

国字断毒論 ……81

さ

酸辛毒 ……42
酸烈塩毒 ……41、42
沢野忠庵 → Ferreira

し

柴田方庵 ……91
釋圓通 ……39、41、42
蒸溜器 ……29
尋常鹹塩毒 ……41、42
人痘種痘 ……89、90
シーボルト → Siebold, Philipp Franz von
ジェンナー → Jenner, Edward

せ

瀬尾昌宅 ……18、19、20、27、28

そ

征矢野求恕 ……53、54、56、77
征矢野元意 ……53、54、55、56

た

載曼公 ……91、92、96、97、100、101
鷹匠町大江家 ……52
立石太兵衛 ……19
断毒論 ……89

て

天地分體論 ……39、40、41、42
天然痘 ……88、89、90、91
テン・ライネ → Ten Rhijne
ディルクス → Dircksz

と

痘瘡唇舌鑑図 ……88、92
独立性易 →載曼公
富永市良兵衛 ……27
富永市郎兵衛 ……19、26、28

な

中島清左衛門 ……28
中山作左衛門 ……28
名村八左衛門 ……16、19、27
楢林新右衛門 ……19、28、30

楢林宗建 …… 89、91

に

西吉兵衛 …… 19、20、21、22、23、26

ね

根来東俊 …… 53、54、55、65、68、69、76

根来東林 …… 53、54、61、69、78

熱壊血病 …… 41、42

は

原岡秀圃 …… 53、54、61、75、76、78

原三信 …… 3、29、30、31

ひ

平田長太夫 … 14、15、16、17、32

平田道巴 …… 17

平田甫真 …… 53、54、64、72、75、78、79

ふ

藤本玄岱 …… 89

仏教天文学 …… 39、41、42

ブッシュ → Busch

ブラウン → Braun

へ

ヘルス → Herls

ほ

ポンペ → Pompe van Meerdervoort

ま

松川脩山 …… 53、54、61、71、77

む

向井元升 …… 2、5

無外子 …… 41

村上玄水 …… 39、41、42

村上貞 …… 53、62、64、65、72、78

村上宗玄 …… 54、79

無列子 …… 40、41

も

本木庄太夫 … 9、19、26、28、30

モーニッケ → Mohnike, Otto

ゆ

有外子 …… 40

有列子 …… 40、41

よ

横山與三右衛門 …… 28、30

吉雄圭斎 …… 91

吉雄元吉 …… 42

ら

ラーフェル → De Laver, Cornelisa

り

六祖玄水屈伸録 …… 41

ろ

老野子 …… 41

わ

ワクチン …… 91

Wolfgang MICHEL, Yoichi YOSHIDA, Akihide OSHIMA
NAKATSU MUNICIPAL MUSEUM OF HISTORY AND FOLKLORE – MEDICAL ARCHIVE SERIES, No. 10,
CITY OF NAKATSU, BOARD OF EDUCATION
Kawaharada Printing Co., Nakatsu, March 2011.

CONTENTS

Preface

Wolfgang MICHEL: On the “Dutch-style Medical License” of Hirata Chôdayû and its Background ····· 1

Akihide OSHIMA: On the Draft "Treatise on the Division of Heaven and Earth" by the Physician Murakami Gensui (1781–1843) ····· 39

Yoichi YOSHIDA: A Bunsei-period Mannscript from the Ôe Medical Archive ····· 52

Tomita HOSODA: A Manuscript Copy of Ikeda-style “Tongues and Lips Illustrations” ····· 88

● 執筆者一覧

Michel, Wolfgang（W・ミヒェル）
九州大学名誉教授

吉田　洋一（よしだ・よういち）
久留米大学文学部准教授

大島　明秀（おおしま・あきひで）
熊本県立大学文学部准教授

細田　冨多（ほそだ・とみた）
中津市

中津市歴史民俗資料館 分館 医家史料館叢書Ⅹ
ミヒェル・ヴォルフガング、吉田洋一、大島明秀　共編

史料と人物　Ⅲ

平成23（2011）年3月

発行者　中津市教育委員会
刊　行　中津市歴史民俗資料館
〒871-0055 大分県中津市1385番地
TEL 0979－23－8615

印　刷　株式会社 川原田印刷社

文政九年
記録
丙戌正月
天地分體論